

平成 29 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 3 月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 7 9
-

平成 3 0 年 3 月 1 4 日（水曜日）

文教福祉委員会会議録

平成30年3月14日 水曜日

午前10時00分開議

午後 6時30分開議（実時間411分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第1号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第2号・平成29年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号
1. 議案第3号・平成29年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号
1. 議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第6号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計予算
1. 議案第7号・平成30年度八代市後期高齢者医療特別会計予算
1. 議案第8号・平成30年度八代市介護保険特別会計予算
1. 議案第13号・平成30年度八代市診療所特別会計予算
1. 議案第55号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）
1. 議案第26号・氷川町及び八代市中学校組合規約の全部変更について
1. 議案第23号・指定管理者の指定について（八代市坂本地域福祉センター、八代市鏡地域福祉センター、八代市鏡老人デイ・サービスセンター、八代市東陽地域福祉保健センター、八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター、八代市柿迫生きがいセンター）
1. 議案第38号・八代市介護保険条例の一部改正について
1. 議案第39号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
1. 議案第40号・八代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
1. 議案第41号・八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
1. 議案第42号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
1. 議案第43号・八代市国民健康保険条例の一部改正について
1. 議案第44号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について
1. 議案第45号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
1. 議案第46号・八代市学校・子ども教育応援基金条例の制定について
1. 議案第47号・八代市八竜山自然公園条例の一部改正について
1. 議案第48号・八代市さかもと青少年センター条例の一部改正について
1. 平成29年陳情第9号・熊本地震被害者の住宅再建について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査（学校施設空調設備設置事業について）（八代市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期特

定健診等実施計画の策定について)

○本日の会議に出席した者

委員長 上村 哲三 君
副委員長 橋本 幸一 君
委員 金子 昌平 君
委員 鈴木田 幸一 君
委員 野崎 伸也 君
委員 橋本 徳一郎 君
委員 福島 安徳 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長 釜 道治 君
教育部次長 桑 田 謙治 君
理事兼教育政策課長 宮 田 徑 君
理事兼教育施設課長 有 馬 健一 君
教育施設課副主幹兼
設備係長 塩 塚 将朗 君
首席審議員兼
学校教育課長 渡 邊 裕一 君
学校教育課長補佐兼
保健体育係長 田 北 佳一郎 君
教育サポートセンター所長 高 嶋 宏幸 君
生涯学習課長 廣 兼 和久 君
博物館未来の森ミュージアム
副館長 福 原 透 君
健康福祉部長兼
福祉事務所長 山 田 忍 君
健康福祉部次長兼
福祉事務所次長 丸 山 智子 君
生活援護課長 中 田 利一郎 君
こども未来課長 松 川 由美 君
こども未来課長補佐兼
子育て支援係長 森 田 克彦 君
国保ねんきん課長 岩 瀬 隆敏 君

国保ねんきん課副主幹兼
医療給付係長 秋 永 誠一 君
理事兼長寿支援課長 秋 田 壮男 君
長寿支援課副主幹兼
審査認定係長 宮 地 美恵 君
長寿支援課副主幹兼
介護給付係長 久 保 祝子 君
長寿支援課地域支援係長 元 村 純子 君
健康推進課長 豊 田 幸子 君
健康推進課副主幹兼
第三保健予防係長 稲 本 京子 君
障がい者支援課長兼
障がい者虐待防止センター所長 田 中 かおり 君
健康福祉政策課長 早 木 浩二 君
泉健康福祉地域事務所長 鬼 塚 孝一 君
建設部
建築住宅課副主幹兼
建築係長 古閑迫 修 君

○記録担当書記 中 川 紀子 君

(午前10時00分 開会)

○委員長（上村哲三君） それでは定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第1号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）

○委員長（上村哲三君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第1号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、まず教育部から、歳出の第9款・教育費について説明願います。

○教育部長（釜 道治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

(「お願いします」と呼ぶ者あり)

第9款・教育費につきまして、桑田教育部次長が御説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○教育部次長(桑田謙治君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)
教育部次長の桑田でございます。

それでは、議案第1号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第8号中、教育部所管分について御説明をいたします。着座にて御説明させていただきます。

まず、予算書3ページをお願いいたします。

歳出の款9・教育費に1000万円を追加し、補正後の額を43億273万9000円とするものでございます。項別の内訳は、項1・教育総務費に1000万円を追加するものでございます。

11ページからの歳入のうち、教育部に係る歳入につきましては、歳出の財源内訳として、歳出時にあわせて御説明をいたします。

それでは、歳出の内容について御説明いたします。19ページをお願いいたします。

款9・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費でございます。補正額が節25・積立金1000万円で、これは、新たに設置する八代市学校・子ども教育応援基金への積立金でございます。八代市学校・子ども教育応援基金は、市長の基本政策の重点取り組みに掲げられているもので、今市議会3月定例会に基金を設置するための条例案を提案させていただいております。

基金の内容につきましては、後で予定されております条例案の審査に譲ることといたしまして、この場では、基金の設置目的について御説明をさせていただきます。

基金は、八代市未来を担う子供たちの学びを地域とともに支援し、学校教育の振興に資する事業を推進するために設置するものでございま

す。広く市内外の個人や団体に寄附を募り、本市の教育振興を応援するために寄せられた寄附金等を財源に、子供たちの学力向上を図り、その能力や可能性を伸ばすための事業を展開するものです。

特定財源その他の1000万円は、昨年7月に、八代市内で長く教鞭をとられた故塩塚明子様の遺言により、本市の教育振興のために1000万円の御寄附があり、その寄附金を基金に積み立てるものでございます。

これで、平成29年度八代市一般会計補正予算・第8号中、教育部所管分の説明を終わります。どうぞ御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(上村哲三君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員(野崎伸也君) 済みません、基金の具体的な使い方というか、何に使ったり、どういうことをやっていくとか、ちょっと教えてください。

○理事兼教育政策課長(宮田 径君) 基金の使い方ということですが、議場の説明のほうでも若干ございましたけども、八代市の未来を担う子供たちの学びを支援するということで、子供たちの学力向上、それから心身の健全な育成、そういったものに使っていきたいと思っています。

具体的に言いますと、これまでですね、手が届きにくかった教育に関するきめ細やかな事業、それと対象範囲を拡大することによって、より教育的な効果が期待されるであろうと思われるような事業ということで、これまでにちょっと内部で話し合ってきた中ではですね、例えば国・県の研究指定校にしか予算化しておりませんでした活動支援の予算をですね、市の研究指定、市の研究施設については特に予算はついておりませんでした、こういったものにも若

干の、その研究に関する助成ができればと考えております。

それと、自主研究等に取り組む学校、それと研究団体等への活動の支援、あるいは小中一貫連携教育ということで、中学校区単位です。ね、先生たちが集まられて、教科の問題の作成とかの研究をしておられますので、そういった活動にもちょっとずつ助成ができればということ、これまで出てきた中では、そういった案がですね、出ているような状況でございます。

また今後、いろんな学校のニーズでありますとか、現在の課題あたりを踏まえながらですね、どういった授業ができるかを、また詰めていきたいと思っております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） わかりました。まだ詰められてないということでしたので、ぜひ決まったらですね、ちょっとそういった項目を少しですね、今の説明じゃちょっとわかりにくいので、どういったものに使えるのかっていうのをちょっと、決まった時点で配付いただきたいなと思います。よろしいですか。（理事兼教育政策課長宮田徑君「はい」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（鈴木田幸一君） せっかくの基金ですので、門戸を小さくするのじゃなくて大きく広げて、いろんな形で活用してもらいたいということを希望しておきます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ないようですので、

以上で第9款・教育費については終了します。

執行部入れかえのため、小会します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前10時07分 小会）

（午前10時08分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

次に、健康福祉部から、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、一般会計の補正予算中、民生費、衛生費の分につきまして、健康福祉部の丸山次長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（丸山智子君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の丸山です。よろしくお願いいたします。では、着座にて説明させていただきます。

では、別冊となっております議案第1号・平成29年度八代市一般会計補正予算書・第8号をお願いいたします。文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部所管分等について御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございますが、まず、款3・民生費の項1・社会福祉費で、補正額8705万9000円を追加し、補正後の予算額は107億927万4000円、項2・児童福祉費で補正額1533万7000円を追加し、補正後の予算額は93億7347万6000円、項3・生活保護費で8300万円を追加し、補正後の予算額は31億7957万8000円、項4・災害救助費で190万4000円を減額し、補正後の予算額は732万

円とし、民生費の総額は、4つ上になります
が、232億6964万8000円としており
ます。

また、款4・衛生費、項1・保健衛生費で1
400万円を追加し、補正後の予算額は17億
9420万円とし、衛生費の総額は、1つ上
になりますが、142億3300万6000円と
しております。

続きまして、16ページをお願いします。

歳出の具体的内容を説明します。上段の表に
なりますが、まず、款3・民生費、項1・社会
福祉費、目4・障害福祉対策費で8705万9
000円を計上しておりますが、全額、節2
0・扶助費です。これは、更生医療給付事業や
重度心身障がい者医療費助成事業、補装具交
付・修理事業、自立訓練や生活介護などの障害
福祉サービス給付事業、放課後等デイサービス
などの障がい児通所支援事業で当初の見込みよ
りも利用が増加したことなどにより不足が見込
まれるため、増額補正を行うものです。なお、
特定財源は、国庫支出金2分の1、県支出金4
分の1などです。

次に、真ん中の表になりますが、項2・児童
福祉費、目3・保育所費で1533万7000
円を計上しております。これは、市から私立保
育所に対し、保育に係る経費を国が示す公定価
格に基づき支弁しておりますが、平成29年度
人事院勧告に伴い、その公定価格単価が引き上
げられたため、支弁額が増加し、予算の不足が
見込まれることによるものでございます。な
お、特定財源は、国庫支出金2分の1、県支出
金4分の1がでございます。

続きまして、下の表になりますが、項3・生
活保護費、目2・扶助費で8300万円を計上
しております。これは、高齢者世帯数の増加な
どにより、1人当たりの医療費単価などが増加
したことによるものでございます。なお、特定
財源は、国庫支出金4分の3がでございます。

続きまして、17ページをお願いします。

上の表になりますが、項4・災害救助費、目
1・災害救助費で190万4000円を減額補
正しております。これは、熊本地震による災害
救助法の規定に基づき、熊本県の事務委任を受
け実施している住宅応急修理事業について予定
件数を上回る申し込みがあったため、昨年6月
議会において、不足が見込まれる12件分の予
算計上を行いました。4件分につきましては
年度内の完了が見込めないことから、平成30
年度当初予算に同額の組み替えを行うため、減
額補正するものです。

次に、真ん中の表になりますが、款4・衛生
費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費
で1400万円を計上しております。これは、
こども医療費助成事業において、当初の見込み
よりも助成件数が増加したこと、不足額を
補正するものです。

以上で、平成29年度八代市一般会計補正予
算・第8号の健康福祉部所管分等の説明といた
します。御審議のほど、よろしく願いいたし
ます。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について
質疑を行います。質疑をお願いします。

○委員（福嶋安徳君） 16ページの民生費の
中で生活保護給付費がございしますが、これにつ
いては今、年齢的にどのくらいの方々に給付が
あっているのか、わかりますか。

○生活援護課長（中田利一郎君） 済みませ
ん、中田でございます。

年齢別ということでございますが、ゼロ歳か
ら100歳を超えている方、保護を受けている
方ということで、一番多いのがですね、65歳
以上の高齢者ですね。いわゆる高齢者という方
が、これは2月現在ですけれど、1750人ほ
ど生活保護を受けておられる方の中で、65歳
以上が1048人と60%近くを占めておられ
まして、あとは、そうですね、ゼロ歳が1人、

2歳までが3人、3歳から5歳が5人、6歳から8歳、13人、9歳から11歳が15人、12歳から14歳が15人、小中学校は少ないような状況で、あと15歳から19歳までが40名ほど、あと二十以上で、そうですね、残り400人ぐらいが受けておられる状況でございます。よろしいでしょうか。

○委員（福嶋安徳君） そういう中で、今の障害者とか生活困窮者というのは当然でしょうけれども、そういった方の受給はどんなでしょう。

○生活援護課長（中田利一郎君） 一応、生活保護の場合は世帯累計別ということで、高齢者、母子、傷病・障害、その他ということで、高齢者がですね、60.7%、860人ほどと、母子家庭が2.4%の35世帯、傷病・障害が20.3%で291、その他が16.6%の237と。この数字は、平成30年の2月中の数字でございます。

○委員（福嶋安徳君） はい、わかりました。

○委員長（上村哲三君） ほかに質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 説明いただきまして、いろいろと当初予算から不足額が出たんで補正させてくれと。毎年のことだと思うんですけど、1つちょっと、こども医療費の助成のところなんですけど、今回6900件ですね、の補正ということですね、1400万という。これは何か理由があるんですか。

○こども未来課長（松川由美君） こども未来課でございます。

今回の補正分についての重立った理由ということでございますけれども、支払いを細かく見てみますと、月ごとのですね、いろいろ増減があっておりまして、予定しておりました月よりも五、六百万多い月と、あと三百万ぐらい少ない月ということで、ちょっとばらつきがあっております。

重立った理由を考えますと、やはり今回、インフルエンザ等が流行をいたしておりますので、それに伴いまして通院とかなさった子供さんが多いのかなというふうに分析をいたしております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

部長にお聞きしたいんですけど、毎年不足額ということでこの時期に来るんですけど、これは当初予算に反映されてるんですかね、今度は。反映されて予算の要求がされてますか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

予算の要求のほうは、私どものほうで予算の要求をですね、過去の実績、それから新規でのですね、対象者数とかですね、そういうのを見込んでやります。最大限見込んでやるんですが、最終的には八代市、市予算の全体の枠もあるものですから、その中で若干ですね、変わる部分はあるかと思うんですが、こども医療費については、こちらが精いっぱいですね、要求してる部分についてはですね、予算がつけられているんじゃないかというふうに思ってます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。ありがとうございました。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 住宅応急修理事業が12件あって、うち4件が年度内執行できなかったということですが、この原因というのは家庭的な事情のものですか。それとも社会的な事情の背景があるんですか。

○建築住宅課副主幹兼建築係長（古閑迫修君）

建築住宅課、古閑迫でございます。

ただいまの質問についてでございますけれども、4件中、やっぱり社会的な要因、業者さんが、まず見積もりの段階で見つからなかった。さらに、見積もりをしていただいた後、着工までになかなか来ていただけない。また、着工し

でも週に1回とか2週間に1回とか間があいてしまうなどの理由で工事が終わらないといった要因が非常に多うございました。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第1号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分について原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第2号・平成29年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第2号・平成29年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第2号につきましては、国保ねんきん課の岩瀬課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課、岩瀬でございます。着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元にご置きます議案第2号・

平成29年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6552万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ214億3168万5000円とするものでございます。

内容につきまして、歳出から御説明いたします。6ページをお願いいたします。

まず、中段の款4項1目1・前期高齢者納付金で節19・負担金補助及び交付金7万6000円は、前期高齢者納付金の決定通知に基づき不足額を補正するものでございます。

続きまして、下段、款9・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目1・償還金で節23・償還金利子及び割引料6545万円は、平成28年度の国・県支出金の概算交付に対する清算金でございます。

返還額の内訳は、国への返還分としまして、療養給付費等負担金で6172万4000円、特定健診等負担金で186万3000円、県への返還分で特定健診等負担金、これは国と同額となりますが、186万3000円となっております。

続きまして、歳入でございます。上段の款1項1・国民健康保険税、目1・一般被保険者国民健康保険税の6552万6000円は、歳出の補正財源とするものでございます。

以上、議案第2号・平成29年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 6ページですね、償還金の分が、説明によると交付金から返還す

るということは、この分が事業ができなかったということですのでよろしいのでしょうか。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） この返還分につきましては28年度事業の清算分でございますので、28年度中に実施しました分ですね、対象となる分につきましては、年度末になりませんと確定しませんものですから、例年、こういった国・県の支出金につきましては翌年度で確定させるというふうな仕組みになっておりますので、今回この時期に補正をさせていただいたということでございます。

○委員長（上村哲三君） わかりましたか、今ので。（委員橋本徳一郎君「なんとなく」と呼ぶ）療養給付者が減ったでしょうが、28年度。だから、利用されなかったってことでしょうか、当初の予算に組んどったより。そぎゃん説明すればわからすみたい。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第2号・平成29年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第3号・平成29年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第3号・平成29年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第3号につきましては、長寿支援課の秋田課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長寿支援課、秋田でございます。よろしくお願いいたします。

説明に当たりましては、別冊になっております議案第3号・平成29年度八代市介護保険特別会計補正予算書・第3号を使用いたしますので、よろしくお願いいたします。それでは、座りまして説明させていただきます。

初めに、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ1万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ146億946万円といたしております。

それでは、内容につきまして、5ページをお願いいたします。

上の表になります。2・歳入から御説明いたします。款7・財産収入、項1・財産運用収入、目1・利子及び配当金におきまして1万4000円を追加し、補正後の額を19万3000円といたしております。

この補正は、介護給付費準備基金において、基金の一括運用が行われたことに伴い、平成29年8月から12月までの運用益1万3025円が生じたものでございます。

次に、下の表、歳出をお願いします。款4・基金積立金、項1・基金積立金、目1・基金積立金の節25・積立金におきまして1万4000円を追加いたしております。

内容は、説明欄にあります介護給付費準備基金事業で、先ほど御説明いたしました基金の運用益を当該基金に積み立てるものでございます。

なお、現在の基金残高は1億455万901

3円あり、今回補正分を積み立てました後の額は1億457万2038円を予定いたしております。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 基金が、今ほど残高を教えてください、1億457万ちょっとぐらいという話でした。これの運用を行って得た収入がこの1万4000円ってことで、理解でよろしいんですか。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 基金につきましては、市役所の中の全ての基金を一括して運用する方法をとるということになりました。平成29年8月からその運用が始まりました。

運用されました総額につきましては104億1000万円余りが運用されております。その運用によって生じた利子等の収入が129万6000円余りございましたので、これを案分するような形で、介護給付のほうでもらえる額が1万3025円だったというものでございます。

以上です。

○委員長（上村哲三君） よろしいでしょうか。

○委員（野崎伸也君） 済みません、聞く担当課が違うかもしれんですけど、104億、全体で運用されてると。よくわかりました。（笑声）後からちょっと詳しく聞きます。

○委員長（上村哲三君） 総務委員会で聞くような話。（笑声）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第3号・平成29年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

執行部入れかえのため、しばらく小会します。

（午前10時33分 小会）

（午前10時35分 本会）

◎議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、まず教育部から、歳出の第9款・教育費について説明願います。

○教育部長（釜 道治君） よろしくお願いたします。

審議に先立ちまして、教育部当初予算提案に当たっての基本的な考え方について述べさせていただきます。

教育部では、去る12月定例市議会・文教福祉委員会におきまして報告いたしましたとおり、平成30年度から33年度、4年間の市教育行政の指針となる第2期八代市教育振興基本計画の取りまとめを行ったところです。

やっしろの絆でつむぐ心豊かな人づくりを基本理念に、5つの基本目標を掲げています。

1、子どもたち一人一人の生きる力を育みます。2、学校・幼稚園の教育力を高めます。

3、学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高めます。4、生涯を通じて楽しく学べる充実した環境を提供します。5、郷土の歴史と文化財に親しめる環境を整えます。以上、5つの項目です。

基本計画の策定に当たりましては、子育て環境の変化、グローバル化・情報化の進展、熊本地震からの復旧・復興など、教育を取り巻く社会環境の変化とその推移、そして、国の動向としてのいじめ防止対策推進法及び特別支援教育関連法の制定、次期学習指導要領の全面实施、子ども・子育て支援新制度の開始などを踏まえ、向こう4年間、市教育委員会として何をなすべきか協議を重ね、市総合計画との整合性も図りながら計画を取りまとめたところです。

平成30年度はその初年度となり、エアコンの設置や英語教育の充実など、新規事業に取り組むとともに、厳しい財政状況にありますことから、新たな財源の確保にも取り組みながら、PDCAに基づく各種事業の進捗を図ってまいります。

平成30年度当初予算としましては、教育部所管分として39億6001万4000円、対前年度比4億43万1000円、11.2%の増となっています。

具体の事業については、桑田教育部次長より説明申し上げます。

文教福祉委員会委員におかれましては、平成29年度に引き続き、御指導、御支援を賜りますようお願いいたしまして、冒頭の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育部次長（桑田謙治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算のうち、教育部に關係します教育費予算の概要について御説明いたします。座って説明させていただきます。

それでは、予算書の8ページをお願いいたし

ます。

まず、第1表、歳入歳出予算、歳出の第9款・教育費について説明いたします。経済文化交流部所管分も含め、教育費総額として48億3313万7000円を計上しております。一般会計予算全体に占める割合は8.5%で、前年度比14.3%の伸びとなっております。このうち、教育部所管の総額は39億6001万4000円で11.2%の伸びでございます。

項別の内訳としましては、項1・教育総務費に前年度比マイナス479万4000円の6億102万6000円、項2・小学校費にプラス2億7663万2000円の10億1288万5000円、項3・中学校費にプラス1億2553万円の7億1734万6000円、項4・特別支援学校費にプラス705万円の5179万5000円、項5・幼稚園費にプラス594万2000円の2億3272万円、項6・学校給食費にプラス261万9000円の6億2815万3000円、項7・社会教育費にプラス440万6000円の10億9028万7000円、項8・社会体育費にプラス1億8785万1000円の4億9892万5000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、16ページをお願いいたします。

歳出の款9・教育費は、前年度と比較して6億523万6000円の増額で、うち、教育部所管は4億43万1000円の増となっております。

教育部所管の増額の主な理由でございますが、小学校において体育館非構造部材耐震改修事業及び太田郷小のトイレ改修事業で2億5124万1000円の増額と、中学校において空調設備設置事業及び第五中学校プール耐震改修事業で1億3640万1000円の増額によるものでございます。

表の右側の財源内訳につきましては多種にわたるため、歳出予算の目別説明の際に主なもの

について説明をさせていただきます。

それでは、歳出について御説明いたします。
99ページをお願いいたします。

款9・教育費、項1・教育総務費、目1・教育委員会費でございます。教育委員関係事務事業に333万6000円を計上しており、主なものは、教育委員4人分の報酬でございます。

次の目2・事務局費では4億7181万5000円を計上いたしております。対前年度846万5000円の減となっております。その主な理由としましては、事務局職員の人件費519万9000円の減額と奨学資金貸付事業の貸し付け件数の減少による276万円の減額によるものでございます。

特定財源の国県支出金は、いじめ対策等推進事業に伴う国補助金28万円で、その他は奨学資金貸付金元利収入445万4000円と八代市学校・子ども応援寄附金100万円が主なものです。

続きまして、主な事業について説明いたします。上から7番目になりますが、日本語指導員事業118万円は、日本語指導が必要な児童生徒が安心して学校生活を送れるように、日本語習得の支援を行う日本語指導員3人を学校に派遣するもので、指導員の賃金及び社会保険料が主なものです。

次のページになりますが、上から6番目、八代市学校・子ども教育応援基金事業は、市長の基本政策5つの柱の1つであります、誰もが幸せを実感できる暮らしの実現の重点取り組みに掲げられた新規事業でございます。

30年度は、八代の未来を担う子供たちの学びを地域とともに支えるため、広く市内外に寄附を募り、寄附金等を財源に児童生徒の学力向上のための事業等を展開するものでございます。予算額108万3000円は、基金への積立金100万円のほか、基金の周知を図り、寄附金を広く募るための周知用リーフレット作成

及び配布経費8万3000円でございます。

次に、目3・教育サポートセンター費でございます。対前年度1073万1000円増の3884万4000円を計上しております。

主な事業について御説明します。説明欄の最後の特別支援教育相談事業188万円は、教職員や保護者からの特別支援教育に関する悩み、相談に対して、個人に合った必要な支援内容及び方法について適切なアドバイスを行うために、特別支援教育アドバイザー1人を教育サポートセンターに配置する経費で、アドバイザーの賃金、社会保険料が主なものでございます。なお、30年度は相談体制を充実するために、アドバイザーの勤務日数や時間をふやしております。

次に、目4・特別支援教育推進費です。特別支援教育推進事業に172万5000円を計上しております。予算の主な内容は、障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた就学指導を行う就学指導適正化に要する経費のほか、特別支援教育に関して助言を行う巡回相談員・専門委員の各学校への派遣経費及び特別支援教育関係機関・団体への負担金が主なものでございます。

次に、目5・学校保健費でございます。対前年度699万1000円減の8530万6000円を計上しております。減の主な理由は、29年度に実施しました小学校に配置するAED本体の取りかえが完了したことによるものでございます。

特定財源の国県支出金8万9000円は、へき地児童生徒援助費等国補助金でございます。その他は、スポーツ振興センター災害共済加入に伴う保護者負担金342万円でございます。

主な事業でございます。101ページ、小・中・特・幼健康診断事業6384万3000円は、学校保健安全法に基づき、学校医・学校歯科医の指導と協力を得て、児童生徒、幼児及び

学校職員の健康診断を行うものです。予算の主なものは、学校医・学校歯科医等の報酬3959万2000円、医師会への健康診断等の委託料2129万8000円でございます。

次は、下段の項2・小学校費、目1・学校管理費で5億690万3000円を計上しております。対前年度1157万8000円の増で、その理由は、小学校通学関係事業の1126万3000円の増が主なものでございます。

特定財源の国県支出金は、スクールバス購入及び運行などの小学校通学関係事業におけるへき地児童生徒援助費等国補助金690万円でございます。地方債は、スクールバス購入に充てる過疎対策債事業700万円、小学校施設整備事業に充てる合併特例債、過疎対策事業債及び緊急防災・減災事業債の9610万円で、その他の主なものは、小学校体育館使用料の264万4000円でございます。

主な事業についてですが、小学校管理運営事業1億8876万7000円の主なものは、小学校施設用務員22人、学校事務員20人の計42人分に係る賃金、社会保険料6263万8000円のほか、電気料等の光熱水費8374万4000円などでございます。

1つ飛んで、小学校通学関係事業6040万1000円は、児童の遠距離通学支援のためのスクールバス運行経費などでございます。スクールバス対象校は、文政小、八竜小、東陽小、金剛小、二見小のほか、30年度から運行を開始します八千把小となっております。また、老朽化に伴い、八竜小のスクールバス29人乗りマイクロバス2台を更新いたします。

1つ飛んだ小学校施設整備事業1億6491万円の主なものは、安全面や機能面において支障を来している施設の一般修繕2819万8000円のほか、八代小、麦島小及び東陽小の屋上防水改修工事6745万7000円、復旧・復興関連としまして段差解消、スロープ改修な

どのバリアフリー化改良、グラウンド等屋外の照明設置及び教室のつり下げ式スクリーン撤去の工事費2845万円でございます。

次に、102ページの目2・教育振興費でございます。2億5359万円を計上しております。前年度比1266万2000円の増となっております。

特定財源の国県支出金は、特別支援教育就学奨励費国補助金371万6000円、理科教育設備整備費等国補助金199万3000円、水俣に学ぶ肥後っ子教室県補助金208万6000円が主なもので、その他の主なものは、水俣に学ぶ肥後っ子教室実費徴収金208万7000円が主なものでございます。

主な事業について説明いたします。上から4番目、学校支援職員配置事業4903万7000円は、学校支援職員に対する賃金及び社会保険料が主なものでございます。本市では、より個人に応じたきめ細かな教育を推進し、子供たちの自己実現に向け、生きる力を育んでいくことを目的に、小・中・特別支援学校・幼稚園に学校支援職員を配置しております。

30年度、小学校では、特別支援教育支援員を1人増の37人と、学校図書館支援職員は前年度と同じ18人を配置します。さらに、32年度の新学習指導要領の完全実施を前に、本市では30年度から英語教育の先行実施を行います。これに伴い、指導体制の充実を図るため、新規に英語支援員を2人配置をいたします。

4つ飛びまして、要保護・準要保護就学援助事業3612万3000円は、経済的な理由により就学困難な児童の保護者及び特別支援学級に就学する児童の保護者の経済的負担を軽減するためのもので、国の基準に基づき、学用品費、医療費等について援助を行うものです。30年度は、要保護32人、準要保護1010人、特別支援247人の対象者を見込んでおります。

次は、103ページの目3・学校建設費でございます。2億5239万2000円を計上し、前年度と比べ皆増となっております。皆増の理由は、29年度の非構造部材耐震化については景気対策等により国から前倒しの要請があり28年度補正で対応したことから、29年度当初予算に計上しなかったためでございます。

特定財源は、非構造部材耐震化事業及びトイレ改修事業に係るもので、国県支出金の6622万4000円は国補助の学校施設環境改善交付金で、地方債1億7650万円は緊急防災・減災事業債及び合併特例債でございます。

小学校体育館非構造部材耐震改修事業1億1428万円は、11の小学校及び1分校の体育館のサッシ、バスケットゴール等の非構造部材の落下防止工事に要する経費で、地震時の児童の安全及び大規模災害時の避難所機能を確保するものでございます。

太田郷小学校トイレ改修事業1億3696万1000円は、太田郷小トイレの老朽化によるにおい対策や配管の詰まりの解消とトイレの洋式化を推進するために、校舎のトイレ12カ所を改修するものでございます。今後、教育環境の改善のため、計画的にトイレの改修に努めてまいります。

次に、項3・中学校費、目1・学校管理費でございます。2億9232万3000円を計上いたしております。対前年度3479万7000円の減でございます。その主な理由は、復旧・復興プランに基づく30年度計画の屋外照明設置工事の一部を29年度に前倒ししたことなどにより、3055万8000円の減となったためでございます。

特定財源の国県支出金は、寄宿舍等管理事業に対するへき地児童生徒援助費等国補助金で、地方債は、中学校施設整備事業に充てる過疎対策事業債及び緊急防災・減災事業債です。その他の主なものは、中学校体育館使用料177万

8000円でございます。

主な事業について説明いたします。まず、中学校管理運営事業1億882万8000円の主なものは、中学校施設用務員14人、学校事務員8人の計22人分に係る賃金、社会保険料3285万9000円のほか、電気料等の光熱水費5069万円が主なものでございます。

3つ飛んで、中学校施設整備事業9316万6000円の主なものは、安全面や機能面において支障を来している施設の一般修繕2037万2000円のほか、坂本中体育館床改修工事、二見中及び鏡中の屋上防水改修工事など4554万6000円、復旧・復興関連として体育館及び武道館の網戸設置、屋外の照明設置及び教室のつり下げ式スクリーン撤去の工事費1514万円でございます。

○委員長（上村哲三君）　しばらく小会します。

（午前10時57分　小会）

（午前11時03分　本会）

○委員長（上村哲三君）　本会に戻します。

○教育部次長（桑田謙治君）　それでは、先ほどに続きまして説明をさせていただきます。

104ページの目2・教育振興費でございます。対前年度804万1000円増の2億7040万7000円を計上いたしております。その主な理由は、英語教育充実に伴い、学校教材充実事業で235万8000円、及び語学指導外国青年招致事業で699万6000円の増によるものでございます。

特定財源の国県支出金は、特別支援教育就学奨励費国補助金194万9000円、理科教育施設整備費等国補助金125万円が主なもので、その他は、外国青年英語指導助手有料宿舍の使用料386万4000円のほか、電子黒板や柔道場畳の購入や英語検定受験料の補助などに活用するふるさと八代元気づくり応援基金繰

入金2115万円が主なものでございます。

主な事業でございますが、上から3つ目の学校教材充実事業1318万6000円は、知能検査、標準学力検査の業務委託525万円のほか、明確な目標を設定することにより、学習意欲の向上と、国が示す中学校3年生における英検3級程度の能力を持つ生徒の割合50%を目指して、中学校全学年を対象に英語検定受験料の2分の1を補助する経費308万7000円が主なものでございます。この経費につきましては、ふるさと八代元気づくり応援基金を活用いたします。

1つ飛びまして、語学指導外国青年招致事業5835万4000円は、外国青年英語指導助手、いわゆるALTを学校や幼稚園に派遣し、異国文化の紹介、会話などにより、子供たちが英語になれ親しむための活動に従事させるものです。30年度は、小学校において英語教育を2年先行して実施することとし、指導体制の充実を図るため、ALT2人をふやして12人とするもので、予算はALTの報酬、社会保険料、住宅借り上げ料が主なものでございます。

次の不登校児童生徒の適応指導事業841万4000円は、不登校状態にある児童生徒に対して、適応指導教室くま川教室を開設し、専任の指導員を配置し、専門的な教育相談や適応指導、自然体験的活動を実施し、学校復帰を応援するとともに、社会的な自立を促すことを目的に実施するものです。

予算の主なものは、指導員8人分の賃金及び社会保険料でございます。30年度は、よりきめ細かな対応するために、指導員の勤務体制を見直し、勤務時間をふやしております。

1つ飛んで、要保護・準要保護就学援助事業の4366万4000円は、経済的な理由により、就学困難な生徒の保護者及び特別支援学級に就学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するためのもので、国の基準に基づき、学用品

費、医療費等について援助を行うものでございます。30年度は、要保護24人、準要保護591人、特別支援91人の対象者を見込んでおります。

また1つ飛んで、パソコン教育推進事業8331万4000円は、主にパソコンのリース、保守に要する経費と電子黒板購入経費でございます。28年度からICTを活用した協働型、双方向型の事業展開するため、パソコンリースの更新時に合わせて、デスクトップパソコンからタブレット併用型パソコンへ順次切りかえており、今回は旧八代市の中学校15校に導入いたします。

また、電子黒板については、28年度からふるさと八代元気づくり応援基金を活用して、段階的に中学校普通教室に設置しており、30年度の1年生の教室に設置することで、全ての中学校の普通教室に設置済みとなります。

次は、目3・学校建設費でございます。1億5461万6000円を計上いたしております。対前年度1億5228万6000円の増で、その主な理由は、冒頭に御説明したとおり、新規事業の中学校空調設備設置事業3566万1000円及びプール耐震改修事業1億74万円に伴うものでございます。

特定財源の国県支出金の1143万5000円は、非構造部材耐震化事業及びプール耐震改修事業に係る国補助の学校施設環境改善交付金で、地方債1億2720万円は、非構造部材耐震改修事業、プール耐震改修改修事業及び空調設備設置事業に充てる過疎対策事業債、緊急防災減災事業債及び合併特例債でございます。

主な事業でございますが、第五中学校プール耐震改修事業の1億74万円は、昭和51年建設のプールの老朽化が著しく、漏水等が発生し、授業等に支障が生じていることや、災害時の生活用水等を確保するために水槽のFRP化や給排水管の免震処理などを行い、プールの耐

震化及び長寿命化を図るものでございます。

次は、中学校空調設備設置事業 3 5 6 6 万 1 0 0 0 円ですが、これは市長の基本政策の重点取り組みの 1 つでございます。気候の温暖化等による夏場の教室の暑さ対策のために、平成 3 0 年度から 3 カ年計画で、小中学及び幼稚園の普通教室等にエアコンを設置して、児童等の健康維持と学習しやすい教育環境を確保します。3 0 年は、設置工事のための設計を実施するので、予算は、中学校 1 5 校に設置するための設計業務委託料でございます。

中学校分以外にも 3 1 年度に設置を予定しております小中一貫校の泉小学校と幼稚園に係る設計業務委託料をそれぞれの小学校費、幼稚園費において計上いたしております。

次は、1 0 5 ページの項 4 ・特別支援学校費、目 1 ・学校管理費でございます。対前年度 7 7 7 万 2 0 0 0 円増の 4 0 5 9 万 1 0 0 0 円を計上いたしております。その主な理由は、スクールバス運行路線が 4 路線から 5 路線への増に伴う運行业務委託料の増加によるものでございます。

説明欄の 3 番目、特別支援学校通学関係事業 2 4 7 1 万 1 0 0 0 円は、スクールバス 5 台の運行経費でございます。

次に、目 2 ・教育振興費でございます。対前年度 7 2 万 2 0 0 0 円減の 1 1 2 0 万 4 0 0 0 円を計上いたします。学校支援職員配置事業 5 5 9 万 6 0 0 0 円は、より個人に応じたきめ細かな教育、医療的ケアを行うため、特別支援教育支援員及び看護師を配置し、これに要する賃金、社会保険料でございます。3 0 年度は、特別支援教育支援員は 4 人、医療的ケアを行う看護師 2 人を配置いたします。

次は、1 0 6 ページ、項 5 ・幼稚園費、目 1 ・幼稚園費でございます。対前年度 5 9 4 万 2 0 0 0 円増の 2 億 3 2 7 2 万円を計上いたしております。その主な理由は、幼稚園空調設備

設置事業の 1 1 3 5 万 2 0 0 0 円の増と、幼稚園施設整備事業の 3 9 0 万 5 0 0 0 円の減によるものでございます。

特定財源の国県支出金 6 0 3 万 6 0 0 0 円は、幼稚園就園奨励費国補助金で、その他の主なものは、幼稚園保育料の 1 0 9 7 万 3 0 0 0 円でございます。

主な事業について御説明いたします。上から 5 番目の幼稚園就園奨励費補助金事業 2 4 1 4 万 7 0 0 0 円は、幼児教育の振興のため保護者が負担する保育料を軽減することで幼稚園への入園を促すもので、3 0 年度は私立幼稚園入園者 1 8 0 人分の補助を見込んでおります。

2 つ飛びまして、学校支援職員配置事業の 7 2 3 万 7 0 0 0 円は、園児の安全・安心な園生活を支えるとともに、個人のニーズに応じた教育活動を推進するため、幼稚園保育支援員 7 人の賃金及び社会保険のほか、3 0 年度は医療的ケアを必要とする園児の入園により配置する看護師 1 人の賃金及び社会保険料を計上いたしております。

次に、ページ下段の項 6 ・学校給食費、目 1 ・市学校給食費です。6 億 2 8 1 5 万 3 0 0 0 円を計上いたしております。対前年度 2 6 1 万 9 0 0 0 円の増で、その主な理由は、八代市学校給食会の職員の給料改定などに伴う公益財団法人八代市学校給食会運営補助金の増によるものでございます。

特定財源のその他は、給食配送車の購入に係るふるさと八代元気づくり応援基金繰入金の 5 4 0 万円が主なものです。

主な事業について説明いたします。準要保護就学援助事業 7 4 5 9 万 9 0 0 0 円は、経済的理由などにより学校給食費の支払いが困難な児童生徒の保護者に対し給食費の全額を援助し、経済的な支援を行うもので、小学校 1 0 2 0 人分の 4 4 5 2 万 6 0 0 0 円、中学校を 5 7 7 人分の 3 0 0 7 万 4 0 0 0 円を見込んでおりま

す。

107ページの上から5つ目、公益財団法人学校給食会運営補助金事業3億581万6000円は、麦島、南部、西部及び中部学校給食センターの4つのセンターと代陽小で、1日約8600食の給食の調理及び配送等を行う八代市学校給食会への運営補助金で、正職員及び嘱託・臨時職員101名分の給料等及び社会保険料2億9407万8000円が主な補助対象となっております。

次に、項7・社会教育費、目1・社会教育総務費でございます。対前年度467万1000円増の1億3727万円を計上いたしております。

特定財源の国県支出金は、地域人権教育指導員設置費県補助金84万円及び学校・家庭・地域の連携協力推進事業県補助金168万9000円で、その他の主なものは、さかもと青少年センター使用料80万円、八竜山自然公園使用料240万円でございます。

主な事業について説明いたします。108ページの1番目になりますが、社会教育事業1159万6000円の主なものは、社会教育指導員3人分の報酬及び社会保険料469万円のほか、成人式実行委員会の成人式企画運営委託110万円、八代市地域婦人会連絡協議会など社会教育団体、3団体への補助金258万3000円でございます。

次に、目2・公民館費です。2億6637万5000円を計上いたしております。対前年度4774万8000円の減で、その主な理由は職員人件費の3846万8000円の減と、自治公民館整備補助金事業837万2000円の減によるものでございます。

特定財源のその他の主なものは、公民館施設整備事業のための教育文化センター建設基金繰入金1億6000万円のほか、公民館使用料308万2000円でございます。

主な事業でございますが、公民館管理運営事業3240万7000円は八代市公民館の管理運営に要する経費で、その内訳は光熱水費1260万7000円、ビル管理、空調及び衛生設備保守点検委託料592万3000円、音響照明技術業務委託料344万5000円が主なものでございます。

1つ飛んで、公民館施設整備事業1億6000万円は、公民館ホールの舞台照明をアナログ式からデジタル式に変更するための施設取っかえ工事費でございます。

次は、109ページの下段の目4・図書館費でございます。対前年度178万5000円増の1億3695万7000円を計上いたしております。

主な事業でございますが、図書館管理運営事業1億3036万9000円は、本館及び2分館の指定管理に伴う委託料1億2473万3000円が主なものでございます。指定管理者はTRCグループ共同企業体、指定期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間となっております。

次は、110ページの目5・博物館費でございます。1億7548万7000円を計上いたしております。対前年度2874万4000円の増で、これは博物館施設整備事業に伴う外壁改修工事によるものでございます。

特定財源その他の主なものは、博物館施設使用料421万7000円、図録販売収入93万6000円、市有施設整備基金繰入金4000万円でございます。

主な事業について御説明いたします。上から6番目、博物館施設整備事業4034万2000円は、開館から27年を経過し劣化が進行する鉄骨部材及びコンクリート壁の再塗装や防水工事等を実施するものでございます。工期は、平成30年12月中旬から3月下旬まで、翌年の3月下旬まで予定いたしております。来館者

の安全確保と円滑な工事のために、期間中、博物館は休館させていただきます。

次の博物館特別展覧会事業でございます。30年度は春季、夏季及び秋季の3回の特別展覧会を開催するための経費1144万7000円を計上いたしております。なお、冬季の展覧会は外壁工事等による休館のため、30年度は開催をいたしません。

主なものとして、春季特別展覧会は、能面乱舞一八代城主松井家伝来能楽コレクションと銘打って、全国屈指の質・量を誇る松井家伝来の能楽コレクションを八代で初めて一堂に公開するものでございます。秋季特別展覧会では、仮称でございますが、忠臣の証明―松井康之と興長を開催いたします。戦乱の続いた安土・桃山時代から江戸時代初期にかけて主家細川家を支え、同時に八代城主として本市繁栄の基盤を築いた松井家の初代康之と2代興長の武将、政治家としての生きざまを、永青文庫や松井文庫の資料を通して紹介するものでございます。

以上が、平成30年度教育部予算の概要でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

済みません、1点だけ訂正をさせていただきたいと思います。

101ページのところの特定財源の説明のところで、地方債のところで、小学校施設整備費に充てる合併特例債、過疎対策事業債及び緊急防災・減災事業債のところで、9610万円というところを誤りまして961万円と言ってしまったので、正式には9610万円に訂正をさせていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 最初、部長の説明の中に、学校の中でPDCAサイクルを回して見

直していくということがあったんですけど、具体的にどういうふうにされていくのかなというのがちょっと疑問に思いましたので。

それとですね、予算のことで106ページの――。済みません、ページがわかんない。

○委員長（上村哲三君） 今んとから聞こうか、じゃあ。思い出しなっせ。（委員橋本徳一郎君「はい」と呼ぶ）

○教育部長（釜 道治君） 説明の中でも申しましたとおり、30年度から33年度、4年間の教育行政の指針を基本計画という形で取りまとめさせていただきました。その中に、取り組む方針、基本目標、そして主な取り組み事業というものを掲げております。これを各課の共通認識として取り組むということでございますが、毎年、まず事務事業について評価をいたします。そして、複数年度で施策という捉え方もして、施策評価も行っていきたいということでございまして、要は、計画、実施、評価、改善といえますか、事業を、例えば予算要求のときだけに振り返るという観点ではなくて、目標に向かっての年度年度の節目に、計画の進捗、問題点の洗い直し、そういうことをしながら次につなげていくという基本的な経営マネジメントサイクルの意識を持って取り組んでいきたいということ、4年間の教育部の1つの考え方としたいということから、先ほどそういう御説明をしたところでございます。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君） その時期、中間で見直してという形になると思います。その定期的に行う時期というのは決められていますか。

○教育部長（釜 道治君） まず、事務事業評価については、年度が終了するのに合わせて評価をさせていただきます。基本的には4年間の計画ですから、施策評価は4年たってということにはなりますけれども、その事務事業評価をすることのタイミングを見ながらですね、施策

的な把握もしなければいけないというふうに思っておりますので、施策的な考え方としても、基本的に毎年、事業と事業を束ねた施策の固まりとしてやるべきかなというふうには思っております。最終的には4年経過した段階で施策評価を行いたいと思っております。（委員橋本徳一郎君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（福嶋安徳君） 106ページになりますが、学校施設と幼稚園、この計画で空調設備が計画されておりますが、今回は、設計委託等でそれぞれ出とるわけです。今年度に行う小学校、幼稚園、これは中学校もですかね。（「幼稚園だけ」と呼ぶ者あり）ここは幼稚園ですけども、全体的な小学校と幼稚園の施設整備、この空調設備はどういった形になりますか。今は設計委託だけの予算だろうと思うんですけども。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君） この空調設備設置事業につきましては、先ほども説明の中にありましたけども、3カ年事業ということで、スケジュールを今考えております。来年度につきましては、幼稚園と中学校とですね、小学校の一部、泉小学校、これにつきましては泉中と一体校になっているという関係で、この幼稚園、中学校と泉小に関しましては、平成30年度に設計を行うこととしております。次の31年度に、設計しました幼稚園、中学校と泉小学校の設置工事を行います。あわせてこの31年度に、泉小以外の小学校の設計を行いまして、平成32年度に泉小以外の設置工事を行う予定としております。

以上です。

○委員（福嶋安徳君） ありがとうございます。

32年度が工事完了になるわけですかね。これは全体的に設置になるわけですか。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君） 一応、全部の小・中・幼稚園に設置しますけども、学校の中の教室でですね、一応、普通教室を中心に設置を考えておりますけども、普通教室、特別支援教室、少人数教室と、あと図書室、音楽室、理科室等に新規に設置する予定としております。

あと、既存の耐用年数を迎えたパソコン室とか事務室等がございますけども、その更新もあわせて行う予定としておりまして、一応その設置をしない教室も一部、家庭科室とか技術科室あたりについては、今のところ設置しない方向で考えております。

以上でございます。（委員福嶋安徳君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員（橋本徳一郎君） 104ページですね、学校教材充実事業ということで、先ほど同和教育の教材等の充実を図るというふうなことを言われてたと思うんですが、その教材の中身というか、どういったところを選ぶとかいうめどというのは立ってるんでしょうか。

○首席審議員兼学校教育課長（渡邊裕一君） 学校教育課、渡邊です。よろしく願いいたします。

学校教材充実事業の中身でございますけれども、主なものとしまして、知能検査、標準学力検査を実施しております。さらには、中学校におきましては、英語のピクチャーカード、そういったものを主にしております。

一番大きなものとしましては、小中学校の教師用の教科書、そして指導用の指導書といったものでございます。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君） 学力検査も含めてのことでしたね。失礼しました。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 全体的な話なんですけ

ど、学校の支援員さんのほうが不足してるっていうことをですね、今まで聞いてきとったんですけど、ことし何名かいろんところでプラス配置が少しあったと思うんですけども、募集はされとって思うんですけども、それに対して、今回ふやされた部分で足りてないんじゃないかなというふうな思いがあるんですけども、募集して来られるのか来られないのか、来られても基準に満たないからちょっと受け入れられないとか、そういった採用ができないとか、そういったのがあったのかどうかちょっとお聞きしたいんですけど。

○首席審議員兼学校教育課長（渡邊裕一君）

学校支援職員につきましては、毎年募集、そして選考、考査を行っておりますけども、どの職種につきましても、毎年おおむね募集人員を上回る応募がっておりますが、選考の結果、学校の職員としては厳しいというところで、不合格ということで出している方もございます。そういった状況でございます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

じゃあ、別のところを聞きます。

済みません、くま川教室の関係でちょっとお聞きしたいんですけど、今回説明もあったかと思うんですけども、配置をちょっと変えて、シフトを変えてっていう話だったですかね、っていうことだったんですけども、実際、くま川教室のほうで現状のほうの話をちょっと聞きたいんですよ。そことあわせて、今回勤務時間もふえるっていう話なんですけれども、それが、賃金が引き上がるっていうところが多分あると思うんですけども、人をふやせたりとかっていうところの考えはなかったのか、シフトで今回はどうにか対応されたっていう話だったんですけど、そこの考えはなかったのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○教育サポートセンター所長（高嶋宏幸君）

失礼いたします。

くま川教室の指導員の体制についてですけども、今回、基本的に大体、午前中、午後と分かれて4名の勤務体制で当たっていただいております。それを5名にふやすと、5名で基本の指導ができる体制をとるということでふやしております。全体で381時間をふやしまして、その体制を整えたところでございます。

人数等につきましては、今回はその時間増で対応するというので検討いたしていなかったところです。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 済みません、くま川教室の現状について、ちょっと前語りが欲しかったんですけど。今何人ぐらいでどういった状況かという。

○教育サポートセンター所長（高嶋宏幸君）

失礼しました。

くま川教室の現状ですけども、現在、中学生27名が通級をしておるところです。プラス、今相談中という生徒が5名おりまして、そのような状況になっております。

あと、活動状況のほうはよろしいでしょうか。月曜日、水曜日、金曜日ということで、教科の授業を行っております。これは弁当を持ってきて午後までということで、3時まで行っておるところです。火曜日と木曜日は体育活動ということで、総合体育館で午前中、体育活動を行っております。そのほかさまざまな、イチゴ狩り、あるいは校区婦人会との交流等を行って、体験をして、交流をしているところでございます。

以上です。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

27名っていうのはふえてる状況ですか。

○教育サポートセンター所長（高嶋宏幸君）

ふえている状況でございます。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

くま川教室のほうも最近見に行っていないって

いうのもありまして、何年か前には行かせていただいて、古い建物で狭いというような思いもあったんで、今後ですね、27名と大きくふえてきているという状況なので、少し心配はするところでございます。とりあえず、今回は勤務体制、4名でっていうことですよね。対応していただきたいというふうに思います。

別の質問をよかですか。

プールの耐震化事業っていうのが2つあったと思うんですけども、スケジュール的なところはわかりますか。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君） 今回、平成30年度の当初予算に計上しております学校プール関係の事業につきましては、五中のプールを耐震改修工事ということで計画しております。もう1件が、二中のプールにつきましては、工事に向けた設計を平成30年度に取り組む予定としております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 五中のほうは30年度で終わる、二中のほうは31年度で終わるというようなスケジュールでよかったですか。理解で。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君） 二中につきましては、30年度に設計をしまして、31年度に工事をするという、一応、現在の予定でございます。

以上です。（委員野崎伸也君「はい、わかりました。1回休憩します」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかに質疑ありませんか。

○委員（福島安徳君） 何度も何度も私は質問しておりますけれども、学校部活動の件で、社会体育への移行に関する事項ですけども、何度か話を聞いてみますが、まだまだ地域の保護者にとってはですね、いろいろまだ要領がわからんままにいろいろ決められていくというのがあるようでございますが、今のところどういった

状況になっておりますか。

○学校教育課長補佐兼保健体育係長（田北佳一郎君） 失礼いたします。

社会体育移行につきましては、現在、学校の部活動が91ございます。その中で、来年度4月から社会体育へ移行を予定している部が31ございます。およそ3分の1が来年度から社会体育移行というところでございます。

それから、学校全体として、全ての部活動が社会体育として活動します校区につきましては、全部で7校区が予定をしております。それから、1校区につきましては、既に今年度から社会体育としてスタートしておりますので、全部で合わせまして9校区が、1つは統合して1つということになりますけれども、全て合わせますと9校区で社会体育が始まることになっております。

以上です。

○委員（福島安徳君） 段階的にいろいろそういった取り組んでいかれるところが出てくるのは当然だろうと思っておりますけれども、あくまでもですね、30年度でつくり上げてしまわないかんというような、拙速にいろいろと、これをあくまでも30年度で片づけようとするその段階ちゅうのが、保護者には本当に窮屈なように聞こえております。

そういった関係でですね、学校と保護者とどういった関係でそれに取り組んでいっておられるのか、学校が全くその中に、話し合いの中に入っていないというのがあるらしいんですけども、そういった面をですね、やはり、何と言うか、どういった関係で中身をもって説明に当たっておられるのか、そういったところをお聞かせいただきたい。

○学校教育課長補佐兼保健体育係長（田北佳一郎君） 失礼します。

八代市では検討委員会を立ち上げまして、社会体育移行の手立てをですね、考えて、各学校

にアドバイスをしております。その中では、まず各学校では校内の委員会を立ち上げて、その校区で将来的には部活の数をどうしたらいいのか、それから、指導者は十分足りるのかどうかを総合的に考えて、まずは方向性を校内で検討していただきます。その後、校区委員会というものを設置していただいて、それには保護者や地域の方々も含めて、地域全体として将来どういうふうに移行を進めるかということを話し合ってもらような流れで必ず進めてくださいというお願いをしております。

ですから、基本的には、学校と地域が一緒になって話し合いを進めるという流れになっております。ただし、学校によって進捗状況がかなり異なっておりまして、先ほど言いましたように、来年の4月からスタートする学校もあれば、まだ話し合いの途中である、これから保護者や地域に説明をしていくという校区も残念ながらまだ残っておりますので、議員が心配されたような十分学校側からの話が聞こえてこないという校区もあるのではないかなと思いますので、今後とも検討委員会、コーディネーター派遣事業とかを通して、30年度中に移行できるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 福嶋委員、この問題については、当初予算の予算措置についての質疑をお願いします。予算に関係する分についての質疑をお願いします。

○委員（福嶋安徳君） これで、終わります。あんまり詳しくすると時間がたちますけん。

○委員（橋本幸一君） 先ほどの野崎委員が学校支援委員について関連ですが、102ページで、今後小学校の英語支援員ということで、2名配置されるということですが、全学校を2名というのはどうされるか。ALT2名の増員ですから、それについてはどうにか方策は考えておられるんですかね。どのような運用をされる

んですか。

○首席審議員兼学校教育課長（渡邊裕一君）

平成30年度、英語支援員2名の配置をいただくことになりますれば、小学校を中心に配置、派遣をして、先生方の授業準備、授業そのものについて支援を行っていただくようにしていますが、2人で24校というのはなかなか厳しゅうございますので、ALTとの併用ということで、特に先行実施します小学校において、うまくスタートが切れるような派遣計画を考えたいと思っております。

以上です。

○委員（橋本幸一君） なかなか24校のうちALT2名、それから支援員2名、4名増の体制で臨まれるということですが、非常にスタートの段階で前倒しで八代市でされるということですが、しっかりその辺はですね、今後どのような方法で行くのか、まずそれが本当に適正な支援の人員の数で可能かということもしっかり検証していただきたいと思います。これは要望です。

それと、太田郷の小学校トイレ改修ということで、説明の中で、今後計画的にということを言われたんですが、どのようなスケジュールで考えておられるのか。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君） 市内の小中学校、幼稚園のですね、トイレのほうが老朽化をしているという現状と、あと洋式化率が低いという現状を踏まえまして、私どものほうでこの改修のですね、ことをいろいろ検討しております。

今回は、平成30年度に太田郷小学校のトイレの改修を行いますけれども、一番老朽化等が激しいというのとですね、洋式化率も低いというあたりで、まず取り組むところでございます。あとの小中学校、幼稚園につきましては、今後計画を立てまして、事業化していきたいというふうに考えておりますけど、まだ具体的に

はスケジュール等もまだ固まっておりませんので、また、この計画がある程度煮詰まり次第、また御報告したいというふうに考えております。

以上です。

○委員（橋本幸一君）　そういう何年度までっていうような計画ができれば、早急にお知らせ願いたいと思います。

それと、最後にもう1件、人権教育事業です。107ページ。これを見れば、地域人権教育指導員とか地区内人権教育謝礼10名分とありますが、この地域人権教育指導員っていうのはどのような位置づけっていいですか、どのような選考をされてるんですか。

○生涯学習課長（廣兼和久君）　失礼します。生涯学習課、廣兼でございます。

地域人権教育指導員というのはですね、県の補助をいただきまして、半額の補助84万円ということで補助をいただいております。これで、市内全域をですね、講演等とか講習とかをやっているところでございます。ただ、本年度、29年度は、不在というところでございまして、今、人選を急いでいるところでございます。

以上でございます。

○委員（橋本幸一君）　わかりました。以上で終わります。

○委員（野崎伸也君）　済みません、学校・家庭・地域の連携協力推進事業っていうのがあるみたいで、その中で地域未来塾事業っていうのは、たしか何年か前からつけられとったと思うとですよ。今回新規でですね、第三中学校、第六中学校、日奈久中学校っていうのが対象として上げられてきているというのがあります。済みません、私の記憶違いだったらちょっと申しわけないんですけども、この地域未来塾事業っていうのが、いわゆる家庭環境だったりとか、社会環境というか、そこに住んでる環境に

よって教育を受ける、格差ができないようにということで、塾に行ったりするところ、そこで開いてとか、そういったことを何かやろうということで始まったと思うんですけども、今回、新規で三中と六中、日奈久中学校という、平野部ちゅうか、山間地域じゃないところに出てきたっていう意図をですね、教えてほしいんですよ。最初の趣旨が私がうろ覚えでちょっと申しわけないんですけども、間違ってるかもしれないんですけど、その趣旨からすると、どういった状況なのかなというふうに思ったんで。

○生涯学習課長（廣兼和久君）　失礼します。

この地域未来塾に関しましてはですね、平成27年度から事業を行っております。当初は、山間部というところで、二見中と坂本中で始まりまして。これが今、3年目を迎えましてですね、ことしから泉中も入った3校で行っております。で、ことし新たに三中と切りかえたということでございますが、こちらのほうはですね、当初も県のほうの目的でございました、先ほど議員おっしゃられたとおり、教育格差をなくすというところで、塾に通えないとか、ただ、塾に通いたくても通えない人というところがございましてですね、生活保護世帯とかですね、そういった、塾に通いたくても通えない生徒もいるというところでですね、今回、全校に要望をとりました。この中で手が挙がってきたところからの選択というところでございます。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君）　当時、これができたときに、私、ちょっと意見させていただいたことがあったんですよ。山間地域だけでなく、今言われたように、受けたくても受けられないような、家庭の事情で行けない子もいるかもしれないでしょうと。全校的に――八代全域でやってほしいということを私は言ったことがあったんですよ。今回、そういうふうにしていただいたっていうのは非常にうれしいんですけど

も、何で——、アンケートをとられて、中学校のほうですかね、とられて、上がってこなかったところというのは、どういうふうな考えで手を挙げられなかったんですかね。そこがちょっとわかんないんですけれど。理由ですよね。

○委員長（上村哲三君） 把握してあればね。

○生涯学習課長（廣兼和久君） 済みません。

理由まではですね、現状のところ把握はできておりません。ただ、今、こういった事業がありますということでですね、校長・園長会等ですね、に行って説明はいたしておりますので、全校長のほうには周知はできてあるんだと思っております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。今、予算の話なんで、深い話についてはまた後ほどさせていただければというふうに思います。

謝礼として予算を上げていただいているというようなことなんですけれども、その謝礼が適当な額なのかなというのもあってですね、それも額的にそれが適当じゃない、自分がしようと思ったときにそれじゃできないよというように思いもあられるんじゃないかというのがあったんで、ちょっと質問させていただいてますんで、ちょっとその金額とかのところもですね、もう少しちょっと研究していただければなというふうに思います。

済みません、文化施設の自主事業というのがですね、そこは大丈夫ですか。それは違いますか。経済ですか。済みません、申しわけない。それでは別で。

さっき福嶋委員が言われたんですけれども、社会体育移行の件で、今回予算が幾らだったかな、ついてましたよね。（「66万」と呼ぶ者あり）66万だったですか。66万なんですけど、ちょっとお聞きしたところによるとですね、何か、移行されるところと移行されないところ

があるということでした。今回の61万6000円っていうのが、主なものがその報償費というようなところであったかと思うんですが、1つ思うのがですね、社会体育に移行されたところの小学校のほうで、例えば、学校施設を使ったときに、クラブのほうからですね、お金を払わんといかんというようなことがあって、何か補助というか、せつかくこういった移行していくのに、その施設を使うのに補助がないという話で非常に悩まれているという部分があったらしいんですけど、今回はそういったところまでのところのお話がなかったのか、施設を使うに当たって、社会体育に移行したところに対する補助とかっていうのはなかったのかというのがあるんですけれども、そこら辺のところはどうでしょうか。ありませんか。

○学校教育課長補佐兼保健体育係長（田北佳一郎君） 失礼いたします。

報償費につきましては、検討委員会のほうを開催しておりますので、そういった分の報償費であったり、コーディネーター派遣事業をしておりますので、その派遣に対する報償費となっております。で、補助についてですけども、実際、社会体育に移行したクラブ、八代っ子クラブという命名で、今、移行を進めてるんですけれども、そちらの活動につきましては、学校の体育施設を使う分につきましては、夜間7時までは減免措置で対応することになっておりますので、使用料は発生しないことになっております。現在のところ、そういった補助金的な部分については考えていないところでございます。

以上です。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

もう1点あったです。済みません。多か몬드けん、わからんごつなつとですよね。

各小学校、中学校のですよ、各校で使える、いろいろ施設整備、学校で考えている、ここを

何かしたいなとかというところで、施設整備と
かっていうのを各校にたしか、幾らぐらいた
ったですかね、5万円だったですかね、って
いうのは、何か予算の説明はあったですか
ね、どっかの項目で。（「いや、ないです」
と呼ぶ者あり）それはないんですか。（「はい」
と呼ぶ者あり）それは今はないんですか、各
校区で、校長先生の裁量で使ってくれとか
っていう。例えば、樹木を切ったりとか、そ
ういったところに使ってくださいねとか
っていうのは、これは予算的に措置されて
るんですか。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 30
年度も予算措置しております中に、各学校
の配分予算という項目がございまして、そ
れにつきましては、各学校に消耗品であり
ますとか修繕料でありますとか、そうい
った学校の裁量で使えるある程度の金額
の予算を配分して、予算を措置している
ところでございます。（委員野崎伸也君「ど
こに。予算書か何かどっかに書いてあり
ますか」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） 小学校、中学校
で全部違うたいな。（「前は50万ばかりや
ってあった」と呼ぶ者あり）

○委員（野崎伸也君） 各学校、幾らなん
ですかね。ばらばらなんですか。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 予算
書でいえばですね、例えば、103ページの
中学校費につきましては、2番目の中学校
運営事業という、これが採配する予算で
ございます。これは、学校の生徒数であり
ますとか学校規模に応じて金額を決めて
予算を分けているところでございませ
う。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 配分については、
学校規模によるもの、生徒数、そうい
ったあれがあるんですね。ただ、いろ
んなところで話を聞きますけど、すご
い各学校で使えるお金が少なくない
と。こういったものに使いたいのに、こ
うい

ったことやりたいのについていうこと
で、足りないんですと。だいけんが、P
TAで出してくれんかという話も結構
あるんですよ。で、それですね、結構
何年も前から聞いてるんで、そこら
辺のところをですよ、やっぱ、担当課
とかの、部として把握されて少し増額
してきた経緯とか、まさか減額はない
と思うんですけど、増額してきた経緯
とかっていうのはあられますか。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 確
かに限られた予算の中での配分なも
んですから、そんなに高額な配分では
ないんですけども、学校で予算が足
りない場合などはですね、教育委員
会のほうでもある程度持ってるも
んですから、学校のほうから教育委員
会のほうに、こういったことをしたい
んですけどもちょっと足りないとい
うことで教育委員会に御相談いた
だいて、その状況に応じて委員会の
ほうで対応しているという、そう
いった実情でございませう。増額
というのは基本的に余りなくて
ですね、大体现状維持でずっと近
年きているところでございま
す。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 多分ですね、私
たちが学校の方から聞く話と、そ
っちから流れている話と、多分
ちょっと違うニュアンスがあつ
たかもしれんとですけども、さ
っきも言ったように、結構前
からですね、そういった整備費
とかいろいろな部分で足りない
という話はですね、聞いてま
すんで、どうにかですね、増
額していくようなところでも
検討していただきたいなとい
うふうに思います。

とりあえず終わります。

○委員長（上村哲三君） ただいまの
は意見でよろしいですか。

○委員（野崎伸也君） あ、済みま
せんでした。

○委員長（上村哲三君） ほかに質
疑ありませ

んか。

○委員（橋本徳一郎君） 110ページにですね、博物館費用の予算が出ておりますが。割と特別展示なんかを見ると、展示物が中心かなというふうな感じを、印象を受けるんですが、子供たちが実際にさわって科学技術だとかそういったものを体感するような展示物を、今年度はもう予定が決まっていると思うんですけど、そういうのをしてもらえるような考えとかあるかどうかお聞きしたいと思ひまして、質問します。

○博物館未来の森ミュージアム副館長（福原透君） 子供はメカニックなものが好きだからそういうものはできないかとか、昆虫の展覧会はできないかとか、そういうことも時々御意見をいただくことはございますが、私ども、平成3年に開館いたします準備室の段階から、どのような博物館をつくっていくかという検討の中で、地域の歴史文化を対象とした歴史系の博物館をつくるということで職員等も整備してまいりましたので、議員、今お尋ねの自然科学系につながるようなこと、あるいは工学系に関するようなことは、今のところ対象には上っておりません。

それで、例えば熊本県内には熊本市の市立博物館、今ちょっと改装で休館中でございます。それから、松橋に県の施設がございますから、そういうところで行われますイベントの情報等を御提供するという事で、博物館同士のすみ分けみたいなことで御利用をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） 橋本委員、ただいまのは意見として捉えておきます。予算措置されてませんので。（委員橋本徳一郎君「そうですね」と呼ぶ）お願いしますよ。（委員橋本徳一郎君「はい」と呼ぶ）

ほかにありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） 1つだけ。

111ページですね、トップアスリート育成事業ということですけど、280万組んであります。これは、どういう――。

○委員長（上村哲三君） 違います。それは、うちの所管ではありませんので。（委員鈴木田幸一君「あ、そうですか、失礼しました」と呼ぶ）

○委員（福嶋安徳君） 108ページの社会教育事業についての中で、説明の中でですね、地域婦人部の活動の説明がなされておりましたが、この地域婦人部についての予算というのは、どういった形でしてありますか。なかなか活動に支障を来している場面があるというふう聞いておりますが、どういった形になりますか。

○生涯学習課長（廣兼和久君） 失礼します。

地域婦人連合会ですね、こちらのほうは社会教育団体ということで、うちのほうには今3団体ございます。市PTA連絡協議会、地域婦人会連絡協議会、市子供会連絡会ということで、この3団体に今補助を出しております。この補助はですね、事業費の補助ということで、事業の半額の補助をいたしているところでございます。ことしの29年度が141万9000円、30年度が127万7000円というところでございます。

○委員（福嶋安徳君） いろいろですね、婦人部の皆さん方は、スリーデーマーチの応援体制とか、防災訓練に対する応援体制とか、そういったいろいろな事業にも相当応援していただいているところでございまして、スリーデーマーチなんかは、特に多くの方々が参加して地域を回って、その地域で応援しておられるんですけども、そういった活動に対してですね、なかなか自分たちで手出しまでしてやらないかんだろうかというような、そういった声があったおりましたものですから、そういった流れに、支援とすればどのくらいあつとって、それでい

いのだろうか、活動に応じて今は援助が必要なのかなというの私は感じましたものですから、そういったものがですね、あれば、それぞれ助かるんじゃないかなと。そういった支援体制、補助金の対象というとはどういったものになりますか。

○生涯学習課長（廣兼和久君） 先ほど申しましたとおり、こちらにつきましては、事業をどれだけしたかということで、その事業に対しての補助というところになっております。そういった毎年ですね、そういった団体のほうから、こういった事業をしますということで上がってきて、その中を精査して補助金ということで決定をいたしております。

そういった、いろんな補助、事業がございしますので、そういった事業を新規で行いたいとかですね、これをふやしたいということであれば、その辺は事業費のほうで上げてこれるところだと思います。ただ、それに対して予算がですね、どれだけつくかということになりますので、あとはですね、協議を行っているところでございます。（委員福嶋安德君「はい、わかりました。どうもありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見があつたらお願いします。

○委員（野崎伸也君） さっき質疑の中でも何点か言いましたんで今回は申しませんので、しっかり対応いただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員（橋本徳一郎君） 全体的に事業が結構ふえてるなという印象がありますけども、教員の負担がかなりその分ふえてくるだろうなというふうな印象を持ちました。ぜひ、いろんな面

でですね、教職員の負担軽減の措置なんかも、今後予算措置なんかしていただきたいと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかに意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で第9款・教育費については終了します。

ここで小会いたします。

（午後0時08分 小会）

（午後0時09分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

午前中の審議はここまでとし、休憩いたします。午後は午後1時より再開いたします。

（午後0時10分 休憩）

（午後1時00分 開議）

○委員長（上村哲三君） それでは、休憩前に引き続き、文教福祉委員会を再開いたします。

健康福祉部から、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

平成30年度八代市一般会計関係予算、民生費、衛生費の編成に当たりまして、健康福祉部長としての思いを、2つの新規事業に絞って申し上げたいと思います。座らせていただきます。

まず、障がい者等見守り推進事業ですが、これは、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する方や、難病や発達特性などにより日常的に何らかの支援を必要とする方が、住みなれた地域で安心・安全な暮らしを続けることができるよう、地域住民による見守りなどの生活環境づくりを行う事業で、平成30年度から八代市障がい者サポーター、障がい者サポート企業・団体の養成に取り組みます。この施策が看板倒れとならないよう、持続

するためにも、創意工夫を図りながら制度設計をし、ともに支えあい 自分らしく暮らせる心のかよいあうまち やつしろを目指していきます。

次に、健康づくり応援ポイント事業ですが、これは、糖尿病等の生活習慣病予防対策として、特定健診、がん検診等の受診を推進するとともに、市民が実践する健康運動など健康づくりへの積極的な取り組みを支援する事業で、特定健診等の受診、健康講演会への参加等でポイントを付与し、抽せんにより報償品を贈るものです。お得に、楽しく、無理せずを掲げ、運動、健康に関心であった市民が無理なく参加し、健康意識を高めることで、市民の健康的な生活習慣の確立と医療費適正化を目指していきます。

これで、平成30年度八代市一般会計関係予算の部長総括といたします。

それでは、議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算のうち、健康福祉部所管分につきまして、丸山健康福祉部次長から説明いたしますのでよろしく願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（丸山智子君） 健康福祉部、丸山です。よろしくお願いいたします。では、着座にて説明させていただきます。

別冊となっております、議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算書をお願いいたします。文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部が所管します款3・民生費及び款4・衛生費の項1・保健衛生費の一部につきまして説明いたします。

7ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算の歳出でございますが、款3・民生費では、229億9223万6000円を計上しております。前年度と比較して4億3811万8000円の増額となっております。内訳としましては、項1・社会福祉費は、

前年度比2億2070万4000円増の107億8624万円、次の項2・児童福祉費は、前年度比1億4423万1000円増の90億3341万2000円、次の項3・生活保護費は、前年度比7179万5000円増の31億6736万円、次の項4・災害救助費は、前年度比138万8000円増の522万4000円でございます。

続きまして款4・衛生費では、前年度比102億5354万4000円減の38億6364万6000円を計上し、そのうち健康福祉部が所管いたしますのは、項1・保健衛生費17億9449万5000円の大部分の16億8839万円で、前年度比2474万3000円の減額でございます。

それでは、歳出の内容を御説明します。66ページの上の段をお願いします。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費では、61億9733万6000円を計上いたしております。前年度に比べ7818万2000円の増額となっております。これは、被災者生活再建支援事業や繰出金の増加などによるものです。

事業の主なものにつきまして御説明します。説明欄の上から3つ目、地域福祉計画推進事業241万9000円は、現在の第3次地域福祉計画の評価及び次期計画となる第4次地域福祉計画の策定業務を予定しています。第4次地域福祉計画の策定作業は、平成30年度から31年度の2カ年で行うため、新規で債務負担行為限度額460万円を設定し、そのうち平成30年度は、基礎調査として230万4000円を計上しております。次の民生委員・児童委員関係事業2347万5000円は、活動の経費として委員報償費1401万8000円、民生委員児童委員協議会への助成金834万4000円が主なものです。次の後期高齢者医療広域連合負担金事業17億9029万9000円は、

75歳以上の後期高齢者等を対象とした医療保険を運営する、熊本県内の全市町村で構成される広域連合に対する負担金で、内訳は、広域連合の組織運営及び医療制度の事務経費である共通経費に8618万6000円、医療保険の療養給付費に対する経費に17億411万3000円です。1つ飛びまして、生活困窮者自立支援事業3314万6000円は、生活保護に至る前の生活困窮者に対し包括的な支援を行うものです。必須事業の自立相談支援事業委託料1841万1000円、住宅確保給付金の89万1000円、任意事業の一時生活支援事業、家計相談支援事業、子供の学習援助事業の負担金1020万3000円、就労準備支援事業361万6000円などです。1つ飛びまして、被災者生活再建支援事業958万円は、熊本地震被災者の見守り、相談支援等を行う八代市地域支え合いセンターを設置し、情報提供や個別支援計画の作成により早期の生活再建を図るものです。1つ飛びまして、国民健康保険特別会計への繰出金13億9537万8000円は、保険基盤安定制度に係る国保税軽減分、保険者支援分や、職員給与費等事務費、国保財政安定化分などに対するものです。次の後期高齢者医療特別会計への繰出金6億175万3000円は、保険料軽減分や職員給与費等事務費に対するものです。次の介護保険特別会計繰出金21億9280万8000円は、介護給付費や職員給与費等事務費などに対するものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金11億3726万2000円は、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計への繰出金の一部に対する国県支出金です。

続きまして、目2・老人福祉対策費で3億1775万円を計上しております。

説明欄の4つ目、シルバー人材センター運営費補助事業2229万3000円は、八代市シ

ルバー人材センターに対する本部・活動拠点運営費補助金723万6000円、働く現役世代を下支えする高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金1151万5000円、地方公共団体や経済団体と連携し新たな就業機会を創造する地域就業機会創出・拡大事業335万2000円などです。次に3つ飛びまして、老人クラブ助成事業553万9000円は、老人福祉法に基づき、老人福祉を増進するため助成を行うもので、単位老人クラブ136クラブ分の活動費補助金448万8000円、市老人クラブ連合会へ活動費補助金104万2000円が主なものです。

67ページをお願いします。

説明欄の2つ目、住宅改造助成事業143万6000円は、介護保険の要支援または要介護認定を受けた高齢者がいる世帯に対し、浴室、トイレなどの住宅改造費を助成することにより、在宅での自立促進や寝たきり防止、介護者の負担軽減を図るものです。1つ飛びまして、老人福祉施設入所措置事業2億3444万6000円は、老人福祉法に基づき、保寿寮やすずらん杜など養護老人ホームへの入所者の措置委託料などです。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金439万1000円は、老人クラブ活動に対する県支出金などで、また、その他3103万7000円は、養護老人ホームの入所者負担金などです。

続きまして、目3・社会福祉対策費では、2億504万8000円を計上いたしております。前年度に比べ3225万9000円の増額となっております。これは、主に熊本地震災害関連の被災者転居費用等助成事業を行うことによるものです。

説明欄の4つ目からの坂本・鏡・泉地域福祉センター及び柿迫生きがいセンターの管理運営事業は、当該施設において福祉、介護等の各事

業を行っており、今回議案として指定管理者の指定を提案しておりますが、平成30年度分の指定管理委託料や修繕料等を計上しています。

1つ飛びまして、社会福祉団体育成事業1億1320万7000円は、地域福祉事業の推進を図る八代市社会福祉協議会に対する17名分の人件費補助金でございます。6つ飛びまして、地震災害関連・災害見舞金等支給事業263万9000円は、熊本地震の発生に伴う災害義援金配分委員会や災害弔慰金等支給審査委員会の開催に要する経費、及び関連死など地震により人的被害があった者に対して災害弔慰金等を支給するものです。次の一部損壊災害見舞金等支給事業300万円は、一部損壊世帯で住家の修理に30万以上100万未満を要した世帯に対して、市の見舞金3万円を支給するものです。次の被災者転居費用等助成事業3116万7000円は、熊本地震の被災世帯が仮住まいの住居から恒久的な住居として県内の自宅や民間賃貸住宅等へ移転する際に要する転居費用や、賃貸住宅への入居時にかかる初期費用などを定額で助成するもので、転居費用助成に174件分1740万円、民間賃貸住宅入居支援助成に53件分1060万円を計上しています。

財源内訳の特定財源のうち、その他775万1000円は、シルバーワークプラザ事務室実費徴収金、及び災害見舞金等支給事業・一部損壊に対する基金繰入金が主なものです。

続きまして、68ページをお願いします。

目4・障害福祉対策費で、40億2656万7000円を計上いたしております。前年度に比べ1億1394万7000円の増額となっておりますが、主に障害福祉サービス給付事業費や障がい児通所支援事業費の増加などによるものです。

説明欄の上から5つ目、更生医療給付事業1億8025万円は、18歳以上の身体障害者手帳を持っている方の障害を軽くしたり回復させ

るために、人工透析や心臓手術などの医療の給付を行うもので、扶助費1億7995万6000円などです。1つ飛びまして、重度心身障がい者医療費助成事業2億7193万7000円は、身体障害者手帳の1、2級や療育手帳A1、A2などを持つ重度の心身障害者・児に医療費を助成するもので、扶助費2億7000万円などです。次に1つ飛びまして、特別障害者手当等給付事業5897万6000円は、身体または知的、精神に著しく重度の障害があり、日常生活に常に特別の介護を必要とする在宅の重度障害者・障害児等に対して手当を支給するもので、全額扶助費です。次に3つ飛びまして、育成医療給付事業374万7000円は、18歳未満の身体に障害のある児童に対し、その障害を除去、軽減する手術などの治療によって効果が期待できるものに対して医療の給付を行うもので、扶助費373万1000円などです。次に2つ飛びまして、八代圏域地域療育センター事業609万円は、在宅の障害児及びその疑いのある子供や保護者等に対し、療育相談、訪問及び外来療育指導や通所支援事業所などへの支援を行い、発達障害児の早期療育を図るもので、全額八代市社会福祉事業団に対する委託料です。次に1つ飛びまして、地域生活支援事業1億2959万1000円は、地域性を考慮しながら障害者の自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を行うもので、障害者や障害児の保護者などからの相談に応じる事業、障害に対する理解を深めるための研修や啓発事業、日常生活用具の給付や貸与を行う事業、必要な外出支援を行う事業などがあり、市内2カ所の相談支援事業所への委託料1714万7000円、市内4カ所の地域活動支援センターへの委託料3020万円、ストマ等日常生活用具給付費の扶助費2921万5000円などです。次の、障害福祉サービス給付事業26億6066万1000円は、障害福祉サービスの給付を通じ、

障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するものです。生活介護や療養介護などの介護支援を行う介護給付に14億7485万9000円、就労継続支援やグループホームでの援助を行う共同生活援助などの訓練等給付に11億5011万6000円などです。次に1つ飛びまして、障がい児通所支援事業4億5063万7000円は、障害児や障害の疑いのある子供たちを対象に、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練などを行うもので、就学前の障害児を対象とした児童発達支援の1億4936万3000円、小中高校の障害児を対象とした放課後等デイサービスの2億7346万円などです。次に2つ飛びまして、障がい者等見守り推進事業100万円は、新規事業で、市主催の研修会を受講して障害の特性と必要な配慮について学んだ市民や企業等を障がい者サポーターとして登録し、障害のある人への地域の見守り体制の構築を図るものです。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金27億7640万5000円は、障害福祉サービス給付事業に対する国県支出金などで、また、その他593万1000円は、地域生活支援事業に対する氷川町の負担金や地域福祉基金からの繰入金などです。

次に、目5・国民年金費で、3953万9000円を計上いたしております。

69ページ説明欄の年金事務事業180万3000円は、国民年金システムなどのシステム改修委託料106万3000円が主なものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金2970万9000円は、年金事務に係る国庫支出金です。

続きまして、下の段をお願いします。項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費で、4億3615万1000円を計上いたしております。

説明欄の6つ目、ひとり親家庭等医療費助成事業2708万円は、母子家庭の母及びその児

童、父子家庭の父及びその児童等に対し、医療費の一部を助成するものです。1つ飛びまして、こどもプラザ事業1344万8000円は、主に乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽に集う常設の場所として、マックスバリュ八代店2階にすくすくを、また、イオン八代店2階にわくわくを開設し、子育て中の親子の交流を図り、子育て等に関する相談、講習会等を実施しております。

70ページをお願いします。

一番上の放課後児童健全育成事業1億9043万5000円は、昼間仕事等で保護者がいない家庭の小学生の安全・安心な居場所の確保と健全育成活動を行うもので、全額放課後児童クラブ28クラブへの委託料です。1つ飛びまして、病児・病後児保育事業2570万2000円は、病中または病気の回復期にある児童の一時預かりを行うキッズルーム、キッズケアホーム、病児・病後児ハウスひかりの3事業所に対する委託料です。5つ飛びまして、子育て相談事業211万6000円は、こどもプラザ・わくわく内に併設した窓口において、子育て相談専門員を配置し、子育て中の親子や妊娠中の方が幼稚園や保育園、子育て支援事業などをスムーズに選択利用できるよう相談を受け、情報の提供やアドバイスを行うもので、子育て相談事業委託料208万1000円などです。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金1億8895万9000円は、主に放課後児童健全育成事業に対するものなどです。

続きまして、目2・児童措置費で、27億6215万6000円を計上いたしております。前年度に比べ3560万4000円の減です。

説明欄の1つ目、児童手当事業19億7877万円は、中学卒業までの児童を養育している者に対し、児童の年齢等に応じた額を支給するものです。次の児童扶養手当事業7億8338万6000円は、父母の離婚などにより父また

は母と生計を同じくしていない児童を監護または養育する者に対して支給されるものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金19億3869万5000円は、児童手当事業及び児童扶養手当に対するものです。

続きまして、目3・保育所費で、58億3510万5000円を計上いたしております。

説明欄の3つ目、私立特別保育事業3961万9000円は、私立の保育所で実施される延長保育に対する補助金です。次に2つ飛びまして、公立保育所運営事業3億294万1000円は、職員給与費を除く公立保育園11園の運営経費で、嘱託医報酬214万5000円、臨時保育士等の賃金1億3460万5000円、給食材料費である賄材料費5521万6000円、7園の給食業務委託料2666万円、高田あけぼの保育園のエアコン設置等に係る工事請負費1177万2000円などです。次の私立保育所保育事業44億8988万9000円は、市内の私立保育所44園及び市外私立保育所への保育負担金44億8788万円と、私立保育所に対する園児1人当たり年720円の保育料収納事務委託料200万9000円です。次に3つ飛びまして、障がい児保育事業7177万円ですが、私立保育所において障害のある児童を受け入れるに当たり、保育士の増員や、その安全性が確保されるよう設備等を整備するために、保育所に対して補助を行うものです。次の施設型給付事業3億2140万円は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ認定こども園の聖愛幼稚園、平成30年度から認定こども園となるひかり保育園及び私立松寿幼稚園の計3園に対する給付費です。

71ページをお願いします。

説明欄1行目、地域型保育給付事業7999万7000円は、小規模保育事業所のありんこ園、リス託児所、ひかわ保育園の3園と、事業所内保育事業所のプチとまと、計4園への給付

費です。1つ飛びまして、実費徴収額補足給付事業33万円は、保育所や認定こども園において市の定める保育料とは別に各施設事業者が実費徴収できる費用について、生活保護世帯を対象にその費用の一部を補助するものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金28億7490万7000円は、私立保育所保育事業に対する国県支出金などで、また、その他6億6126万8000円は、保育所保育料などです。

続きまして、項3・生活保護費、目1・生活保護総務費で、2億736万円を計上いたしております。

説明欄の2つ目ですが、生活保護事業2431万7000円は、生活保護事業の適正実施のために必要な事務や調査、及び職員研修並びに被保護者の就労準備支援等です。次の社会保障生計調査事業75万5000円は、生活保護を受給している世帯の生活を明らかにすることによって、生活保護基準の改定など生活保護制度の企画運営に必要な資料を得ることを目的に実施されるものです。

また、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金937万2000円は、生活保護適正実施推進事業や社会保障生活調査事業等に係る国庫支出金です。

続きまして、目2・扶助費で、29億6000万円を計上いたしております。前年度に比べ6639万6000円の増額となっておりますが、生活保護受給世帯の増加によるものです。

生活保護費給付事業では、生活扶助や医療扶助など8種類の扶助費を支給しており、内訳では、医療扶助費が最も多く16億9070万9000円、生活扶助費が7億4634万3000円、住宅扶助費が3億2362万9000円、介護扶助費が8619万6000円などです。また、新規に、進学準備給付金150万円を計上しています。これは、平成30年4月からの

制度改正により、生活保護世帯の子供の大学等への進学を支援するため、自宅通学者には10万円、下宿通学者には30万円の一時金を支給するものです。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金22億770万円は、生活保護扶助費に係る国庫支出金などで、また、その他2573万2000円は、生活保護費の返還金などです。

72ページ、上の段をお願いします。

項4・災害救助費、目1・災害救助費で、522万4000円を計上いたしております。

説明欄の職員手当と災害救助事業は、主に宮城県石巻市への職員の長期派遣などに伴う職員手当や、派遣のための旅費などです。地震災害関連の住宅応急修理事業190万4000円は、3月補正にて同額を減額し平成30年度当初予算に組み替えを行った、応急修理業務の委託料です。

なお、財源内訳の特定財源のうち、その他144万6000円は、石巻市からの災害派遣人件費負担金です。

続きまして、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費で、13億5968万5000円を計上いたしております。前年度に比べ1416万9000円の減となっております。

説明欄の2つ目、不妊治療助成事業200万円は、体外受精または顕微受精による不妊治療を受ける夫婦に対し、不妊治療費助成金を給付することにより経済的負担の軽減を図り、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進するものです。次の妊産婦健康支援事業9313万1000円は、安心して出産、育児ができるよう、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査、保健指導などを行うもので、1人当たり最大14回の妊婦健康診査の熊本県医師会への委託料9041万3000円が主なものです。次の養育医療給付事業1016万6000円は、母子保健法に

基づき、身体の発達が未熟なまま生まれた子供が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、保険診療による入院医療費の自己負担分を助成するものです。次の乳幼児健康支援事業2106万2000円は、母子の健康の保持増進を目的に、生後4カ月までの全戸訪問事業、4カ月児、7カ月児、1歳6カ月児、3歳児のそれぞれの健診、発達相談などを行っており、八代市・郡医師会への委託料が主なものです。次のこども医療費助成事業4億2976万9000円は、子供が安心して医療を受けることができるように、0歳から中学3年生までの入院、通院等にかかわる医療費を全額助成するものです。次に2つ飛びまして、千丁健康温泉センター管理運営事業3680万2000円は、温泉施設を活用した入浴、休憩及び健康づくりの場の提供を行い、市民の健康増進と福祉の向上を図るもので、燃料費975万3000円、光熱水費483万5000円、温泉管理業務委託料1673万7000円などです。

73ページをお願いします。

説明欄の上から2つ目、健康増進事業1億623万2000円は、青壮年期からの健康づくり及びがんなどの生活習慣病の早期発見、早期治療を行うことにより、健康寿命を延ばし市民の健康増進を図るもので、健康づくり講演会の開催や、胃がん検診、肺がん・結核検診ほか各種がん検診などを実施するもので、検診委託料7916万3000円が主なものです。次に1つ飛びまして、フッ化物洗口事業325万5000円は、子供の虫歯の状態を改善し生活の質の向上を図るため、県全体の取り組みとして保育園、幼稚園、小中学校も対象に加え実施しており、フッ化物洗口液を用いてうがい等を行い、歯のエナメル質を強化し虫歯の予防をするものです。次に健康づくり応援ポイント事業135万8000円は、新規事業で、市民の健康的な生活習慣の確立を図り医療費適正化につなげる

ため、特定健診やがん検診等の受診や健康講演会などのイベントへの参加に対しポイントを付与し、目標ポイント達成者に抽選で地元特産品などの報償品を贈呈するものです。次に1つ飛びまして、簡易水道特別会計への繰出金1億3128万5000円は、八代、坂本、東陽、泉地区の簡易水道施設の運営に係る不足分を繰り出すものです。次の診療所特別会計への繰出金3297万円は、椎原、下岳、泉歯科診療所の運営に係る不足分を繰り出すものです。次の水道事業会計への繰出金268万8000円は、企業債償還金の一部を繰り出すものです。次の病院事業会計への繰出金1億8204万9000円は、事務従事医療職人件費や結核病床分の補填、外来診療棟リース料などに対し繰り出すものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金6587万8000円は、こども医療費助成事業や健康増進事業に対する県支出金などで、また、その他2041万3000円は、千丁健康温泉センター入館料などです。

同項、目2・予防費では、3億2870万5000円を計上いたしております。

全額各種予防接種事業で、八代市・郡医師会等への委託料3億2419万2000円が主なものです。予防接種は、病気の発生及び集団での蔓延を防止するため、接種対象者等に接種の努力義務が課される4種混合、麻疹風疹混合、日本脳炎等のA類疾病予防接種と、個人の病気の発病、重症化を防止する、65歳以上の高齢者に対するインフルエンザ及び高齢者肺炎球菌などのB類疾病予防接種があります。

特定財源として、妊娠希望者への風疹予防接種に対する県補助金43万2000円があります。

以上で健康福祉部所管の民生費及び衛生費の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。

○委員（橋本徳一郎君） 73ページ、健康づくり応援ポイント事業についてですけども、こちらは台紙等の印刷っていうふうにされてるんですが、これはもうポイント付与ってのはその台紙に基づいて、行われるっていうことになるのでしょうか。

○健康推進課長（豊田幸子君） 健康推進課の豊田でございます。

健康ポイントの台紙につきましては、紙の台紙をつくりまして、それにポイントを押していただくっていう形になります。申請と同時にポイント台紙をお配りしまして、それに約1年かけてポイントを獲得していただくという事業になります。（委員橋本徳一郎君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（金子昌平君） 69ページになります。母子生活支援施設って、八代市に何施設ぐらいあるんで、——ある、あるのでしょうか。

○こども未来課長補佐兼子育て支援係長（森田克彦君） 母子生活支援施設につきましては、八代市にはございませんが、県内には2カ所ございます。九州内には各県にございまして、九州内には36カ所設置してあるということになります。（委員金子昌平君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 68ページ、障がい者等見守り推進事業についてですけど、前回の委員会で確認をとった事業だと思いますが、こちらの分が、内容の説明でたしか講演会を聞いてサポーターを認定登録するというものだったと思うんですけど、実際に障害者と触れ合うよ

うな機会を設けたりとかそういったものをする、実施するような予定はあるかどうか、ちょっと考えを聞かせていただけたらと思います。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（田中かおり君） 障がい者支援課、田中です。よろしくお願いします。

サポーター登録していただいてサポーター活動される際についてはですね、市のほうからボランティア情報等を提供いたしまして、例えば、障がい者支援課で行っておりますいきいきふくしスポーツ大会等のボランティアに来ていただくとかですね、そういった福祉関係の情報も出したいと思っておりますので、その中で障害者の方と交流をお願いしたいと思います。

（委員橋本徳一郎君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ありませんね。なければ、これより採決いたします。

議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第6号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計予算

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第6号・

平成30年度八代市国民健康保険特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

平成30年度特別会計関係予算、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、診療所特別会計予算の編成に当たりまして、健康福祉部長としての思いを、2つの特別会計に絞って申し上げたいと思います。座らせていただきます。

まず1つ目が、国民健康保険特別会計です。持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、国民健康保険法の改正が行われ、平成30年度からは、県と市町村が共同して国民健康保険の運営を行うこととなりました。大きな制度の転換期であります。このような中、本市では、平成27年度に3.3億円の赤字に転落し、29年度末では累積赤字が8億円に達すると見込んでおります。これらの対応としまして、1人当たり年額約7100円、7.5%の国保税率の改定を今議会に提案しておりますが、提案せざるを得なくなったことを重く受けとめております。特定健診等——特定健診、特定保健指導による生活習慣病の発症や重症化予防等の医療費適正化の取り組み、また、収入の安定的確保の取り組みとしては、税負担の公平性の面からも徴収の強化を図りながら、国保財政の安定運営に向け地道に粘り強く取り組んでいきます。

次に、介護保険特別会計です。今般、第7期介護保険事業計画を策定いたしました。この計画は平成30年度から32年度までの3年間の計画ですが、この中で、介護保険給付費を見込み、その額から公費や第2号被保険者の保険料で賄う金額を差し引いた残りの部分を、65歳以上の第1号被保険者の保険料で負担することになりますが、保険料の基準額は年額7万8000円となり、第6期に比べ12%の増となりました。今後とも、介護給付費の伸びの抑制や保険料の徴収強化に努め、介護保険の健全な財

政運営に努めていきます。

これで平成30年度特別会計関係予算の部長総括を終わります。

それでは、議案第6号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計予算につきまして、岩瀬国保ねんきん課長から説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 国保ねんきん課の岩瀬でございます。よろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

別冊となっております、平成30年度八代市特別会計予算書の5ページをお願いいたします。議案第6号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ178億1287万4000円といたしております。

第2条で、債務負担行為の設定を行っております。その内容は8ページになりますが、第2表、債務負担行為でございます。平成31年度の納税通知書等の印刷、封入封緘等業務委託について、平成30年度中に業者の選定、契約をする必要がありますので、記載のとおり期間と限度額を設定しております。

11ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、歳入歳出合計の比較の欄に示しておりますように、前年度比30億4680万2000円、約14.6%の減となっております。今回の予算は、国保の都道府県化により大幅に予算項目が変更となっており、また、予算規模自体縮小しているのが特徴でございます。

増減の主なものでございますが、右側の比較の欄で、款1・国民健康保険税で1億2283万2000円の減、款3・県支出金で119億4856万3000円の増、2つ飛びまして、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者

交付金、共同事業交付金を廃止しております。

12ページをお願いいたします。

歳出につきましては、中ほどの比較の欄で、款2・保険給付費で1億6709万円の増、款3・国民健康保険事業費納付金で48億7805万2000円が新設、款4・共同事業拠出金で51億660万1000円の減、3つ飛びまして、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金を廃止しております。

それでは、内容につきまして、歳出から主なものについて説明いたします。20ページをお願いいたします。

まず、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費では、2億701万4000円を計上しております。

説明欄の、職員19人分の人件費1億4159万8000円や、国民健康保険事務事業として、被保険者証及び納付書の発行、レセプト点検などに要する費用6541万6000円でございます。

次に、目2・連合会負担金の585万5000円は、国民健康保険団体連合会の共同事務に対する負担金でございます。

次に、項2、目1・運営協議会費の39万円は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を御審議いただく、国民健康保険運営協議会の委員報酬などでございます。

21ページの款2・保険給付費、項1・療養諸費でございます。目1から目4までは、一般被保険者及び退職被保険者それぞれの、医療機関での受診に係る医療費に対して保険者が負担するもので、目1・一般被保険者療養給付費106億8378万3000円と目2・退職被保険者等療養給付費6632万3000円は、医療機関の窓口での自己負担額を医療費から差し引いた額で、保険者が負担すべき費用でございます。

なお、退職被保険者とは、65歳未満の国保加入者で、主に加入期間が20年以上の老齢厚生年金等の受給権者及びその家族が対象となります。平成27年度から一部遡及適用分を除き新規適用がなくなりましたため、対象者数は毎年減少しております。

目3・一般被保険者療養費の9560万8000円と目4・退職被保険者等療養費73万6000円は、医師の同意を受けた鍼灸施術やコルセットなどの治療用装具を購入した際など、一旦10割を支払った後に被保険者へ現金給付するものでございます。

目5・審査支払手数料の3421万5000円は、医療機関等からの診療報酬明細書、いわゆるレセプトの審査と支払いに係る手数料で、約65万件を見込んでおります。

これらを合わせまして、計の欄、108億8066万5000円を計上しております。

項2・高額療養費、目1・一般被保険者高額療養費15億7217万9000円と、目2・退職被保険者等高額療養費1266万2000円は、自己負担額が高額となった場合、限度額を超えた分を支給するものでございます。

目3・一般被保険者高額介護合算療養費66万3000円と、22ページをお願いいたします。目4・退職被保険者等高額介護合算療養費1万円は、医療保険と介護保険の自己負担の1年間の合計額が基準額を超える場合、被保険者の負担を軽減するために支給するものでございます。

項3・移送費、目1・一般被保険者移送費100万円と目2・退職被保険者等移送費1000円は、緊急その他やむを得なかったことにより病院に移送されたときなど、保険者が必要であると認める場合に限り支給するものでございます。

項4・出産育児諸費、目1・出産育児一時金では、6720万円を計上しております。国保

加入者が出産されたとき、子供1人につき40万4000円、産科医療補償制度加入機関での出産の場合は42万円を支給するもので、160件分を見込んでおります。

次の23ページの項5・葬祭諸費は、葬祭費の支給に関する費用として435万円を計上しております。国保加入者が亡くなられたとき、その葬儀を行った方に対して1件当たり2万円を支給するものでございまして、210件分を見込んでおります。なお、支給額につきましては、現行の3万円から、国保の都道府県化により、県下2万円に統一されるところでござい

ます。次に、款3・国民健康保険事業費納付金、項1・医療給付費分、目1・一般被保険者医療給付費分で35億148万7000円、目2・退職被保険者等医療給付費分で1579万円を、項2・後期高齢者支援金等分、目1・一般被保険者後期高齢者支援金等分で9億5794万9000円、24ページをお願いいたします。目2・退職被保険者等後期高齢者支援金等分で432万円を、項3、目1・介護納付金分で3億9850万6000円を計上しております。これは、国保の都道府県化による新たな項目で、県が県全体の保険給付費を推計し、各市町村の医療費水準、所得水準などから決定した納付金でございます。

次に、款4、項1・共同事業拠出金、目1・その他の共同事業費拠出金80万5000円は、国保連合会が事務局となって共同で行う、テレビ・ラジオCM、広報事業などへの拠出金等でございます。

なお、下段の高額医療費共同事業医療費拠出金と、25ページ上段の保険財政共同安定化事業拠出金は、これまで国保連合会が実施する事業への拠出金でございましたが、これも今回の国保の都道府県化により事業が廃止されたことによりまして、大幅な減となったものでござい

ます。

続きまして、次の款５、項１・保健事業費、目１・疾病予防費では、５９３５万２０００円を計上しております。

内訳でございますが、右側の説明欄のとおり、医療費適正化推進事業として、レセプト点検の充実強化やジェネリック医薬品の使用促進など、国保ねんきん課分で５７２万３０００円、特定健診未受診者対策として管理栄養士２名分の賃金のほか、糖尿病重症化予防教室におけるアルブミン尿検査や、専門医、連携医との保健指導の連携会議等、健康推進課分で７７０万円を計上しております。また、国保保健指導事業としまして、重複・頻回受診解消のために訪問指導を行う保健師１名に係る経費等で２２９万１０００円を計上しております。次に疾病予防事業では、人間ドック情報提供事業、国保連合会共同電算委託料、はり・きゅう等助成事業、新年度から新たに再編しました人間ドック・脳ドック助成事業など、４３６３万８０００円を計上しております。

２６ページをお願いします。

項２、目１・特定健康診査等事業費では、９９３１万８０００円を計上しております。

事業の内訳は、右側の説明欄のとおり、特定健診事業で８４０７万１０００円、特定保健指導事業で１５２４万７０００円でございます。この特定健診事業は、４０歳以上の国保加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査、特定保健指導事業は、特定健診の結果生活習慣の改善が必要な対象者に、保健指導を行う事業でございます。節の区分のうち主なものとしまして、節１３・委託料９０２７万７０００円は、特定健診事業における健診委託料や、特定保健指導事業における動機づけ支援、積極的支援業務委託などでございます。平成３０年度の特定健診につきましては、受診者９６００人、受診率４０％を目標としておりま

す。平成２８度から始めたワンコイン特定健診について周知啓発を強化し、受診率向上を目指してまいります。

次の、款６・諸支出金、項１・償還金及び還付加算金のうち、目２・一般被保険者還付加算金１３０９万３０００円及び目３・退職被保険者等還付加算金２２万９０００円は、社会保険加入や転出等により国保の資格が喪失した場合など、納め過ぎの国保税をお返しする還付金と加算金でございます。

次に２７ページ上段、款７、項１、目１・予備費では、１０００万円を計上しております。

中段以降の、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、２８ページに移りまして、老人保健拠出金、介護納付金などの社会保険診療報酬支払基金に支払う科目は、国保の都道府県化に伴い県が直接支払うこととなったため、廃止となったものでございます。

続きまして、歳入でございます。恐れ入りますが、予算書の１３ページにお戻りください。

款１、項１・国民健康保険税でございますが、目１・一般被保険者国民健康保険税３５億２３６２万円、目２・退職被保険者等国民健康保険税２０４９万３０００円を計上しております。それぞれ、節区分の１から３までは現年課税分、４から６までは滞納繰越分でございます。

１４ページをお願いします。

国民健康保険税の合計としましては、計の欄、３５億４４１１万３０００円としております。平成３０年度からは、国保の都道府県化により県への納付金の納付を賄う財源となるものでございます。平成２９年度当初予算と比較しますと、１億２２８３万２０００円の減少となっておりますが、これは、平成２９年度当初予算の折、赤字対策のため、累積する滞納繰越分のうち約４億３０００万円の調整によるもので、実際にはその分を差し引きますと約３億円

の増額となります。

次の款２・使用料及び手数料、項１・手数料、目１・督促手数料は、３００万円を予定しております。

１５ページの款３・県支出金、項１・県負担金・補助金、目１・保険給付費等交付金では、１２８億４００８万４０００円を計上しております。これも、国保の都道府県化により新設された項目でございます。

内訳としましては、節１・普通交付金が１２４億２２１４万９０００円、節２・特別交付金が４億１７９３万５０００円でございます。普通交付金は、主に保険給付費に係る全額交付分、特別交付金は、これまでの国県特別調整交付金と同様のものや、保険者努力支援などへの交付金でございます。

次に、中段の、項や目の番号が丸印のものは、都道府県化により廃止となるものでございます。

１６ページをお願いします。

款４・繰入金、項１、目１・一般会計繰入金は、１３億９５３７万８０００円を計上しております。

内訳は節のとおり、節１・職員給与費等繰入金２億１４０６万４０００円は、人件費や、保険者証の発行、郵送等に要する費用として、節２・出産育児繰入金４４８０万円は、出産育児一時金の３分の２相当額として、節３・保険基盤安定繰入金９億１０５５万７０００円は、一般被保険者の低所得世帯における保険税軽減分に係る財源補填分として、節４・財政安定化支援事業繰入金２億１５１４万１０００円は、低所得世帯や病床数が多いなど、地域の特性による国保財政負担の増加に対する支援分として、それぞれ繰り入れるものでございます。また、今回新規の節５・その他一般会計繰入金１０８１万６０００円は、平成２９年度のこども医療費助成事業に係る国庫支出金削減影響に伴

う補填分として繰り入れるものでございます。

次に、款５・諸収入、項１・延滞金加算金及び過料、目１・一般被保険者延滞金３００万円及び目２・退職被保険者等延滞金１０００円は、国保税の滞納に対する延滞金でございます。

１７ページ下段の項３・雑入、目１・一般被保険者第三者納付金２７２８万７０００円、目２・退職被保険者等第三者納付金６０００円は、国保加入者が交通事故等で第三者行為の被害者となられた場合、治療のため一時的に国保を使用された分について、加害者からの徴収額でございます。

なお、次の１８、１９ページの国庫支出金ほかは、都道府県化により廃止されるものでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

平成３０年４月からの国保都道府県化によりまして、今回の予算のとおり、県が、市町村ごとに保険給付費の見込みを立てて、医療費水準や所得水準を考慮して納付金の額を決定し、その納付金を納めるための標準保険料率を提示いたします。各市町村は、標準保険料率を参考に国保税率を決定して被保険者から国保税を徴収し、納付金として県に納める一方で、保険給付などに必要な費用は県から全市町村に全額交付されます。

このように財政運営の仕組みが大きく変わるため、予算項目の新設、削除、また、予算額の大幅な増加、減少がございますが、将来にわたって持続可能な国保制度を維持するため、本市にとりましては財政再建が喫緊の課題でございますので、税収の確保を図りながら、医療費適正化による医療費総額の抑制に取り組んでいくところでございます。

以上、議案第６号・平成３０年度八代市国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。

○委員（橋本徳一郎君） まず、歳出の部分ですが26ページの特定健診の費用ですけども、約1000万円下がってるってのは、受診対象者が減ってるということで理解してよろしいでしょうか。

○健康推進課副主幹兼第三保健予防係長（稲本京子君） 第三保健予防係の稲本です。よろしくをお願いします。

28年度につきましては、受診率、その当時の人口の40%ということで、1万500人を予算化いたしましたけれども、実績からいまして、29年度は対象者数も減少したということで、今回は先ほどの9600人の予算分ということで、減になった分予算のほうも減少しております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 橋本委員、よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい、わかりました。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 確認してよろしいですか。今の特定健診の受診率と近年の動向というのはどのようになっていますか。

○健康推進課副主幹兼第三保健予防係長（稲本京子君） 受診率のほうは、近年、26年度が32.8、27年度が33.5と、微増ですけども少しずつそういう傾向にありましたが、28年度、ワンコイン特定健診を始めまして、増加を見込んでたところなんですけども、熊本地震の影響もありまして、中止とか変更をした経過もありまして、32.1でとどまっております。29年度におきましては、28年度法定報告時の受診者数より600人程度ふえる見込みとなっております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） いいですか。

○委員（橋本幸一君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい。ほかにございませんか。

○委員（橋本幸一君） 今回、国保が値上げされるということで、結局、運営協議会での方向性っていうのが一番大きかったかと思いますが、その運営協議会での、内容っていいですか、どのような指摘等も含めてあったのか、その辺をお知らせ願いたいと思います。

○国保ねんきん課長（岩瀬敏君） 運営協議会にこの件をですね、御説明いたしまして、おおむねですね、——おおむねといいますか、大きな観点から申しましてやむを得ないんではないかというふうな御認識があったかというふうに受け取っております。まあ、一部御意見としましては、もう少し早く手が打てなかったのだろうかといったような御意見もございました。

○委員（橋本幸一君） まあ皆さん、やむを得ない状況の中で値上げは認めざるを得ないという、そういうことでよろしいですか。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） はい。おおむねそういった御認識が、運営協議会の中ではあったかというふうに存じております。

○委員（橋本幸一君） わかりました。

もう一つよろしいですか。先ほど、保険者努力か何か説明の中にあったんですけど。説明の中で、——ああ、特別交付金だったですね。特別交付金の中では、保険者努力による交付金ということ、具体的にどういうことを指してんですか。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 保険者努力支援制度と申しますのは、本格的には平成30年度から開始されるものでございます。実際はですね、前倒しされておまして、29年度でも一部運用されてはおります。保険者が努力することを促すような、保険者へのインセンティブを図るような制度でございまして、また、

例えますと、収納率が向上したときにはポイントを上げることができて、そのポイントに応じて交付金が配分されるといったようなポイント制度でございまして、その中には、ただいま申しました収納率でありますとか、特定健診の受診率、こういったものが、さまざまな、かなりたくさんの項目が設けられておりまして、それぞれのポイントをとっていったそのポイントに応じて交付金が配分されるというふうな仕組みでございます。（委員橋本幸一君「はい、結構です、はい」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 関連して。運営協議会での説明の際にですね、国の意向、できるだけ負担金が激変しないような形で抑えるようになっていう指導も出てましたので、そういった部分を説明された上での決定だったということですか。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） この後、保険税の税率改定の条例改正案件を上程しておりますので、その中で詳しく御説明できるかと思いますが、都道府県化に際しての制度、激変緩和等々ですね、そういったことも説明の中には含めて、御理解いただいたというところでございます。（委員橋本徳一郎君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（橋本幸一君） 結局、特定健診の率に、今回40%目標ということですが、まだまだ非常にハードルが高くなって今思いがしております。それと、先ほどございましたが、今度、保険者努力という、そういうことで交付金も影響

してくるというようなことでございますので、その辺も含めて、ぜひ収納率、特定健診率も向上、上げていただくように、お願いしたいと思います。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君） 一般質問でもちょっと要望も述べさしてもらいましたけども、今回の分、私、個人的にはまあいたし方ないとは思えないところがあってですね、どういう形にしてもその負担金をできるだけ下げていただくというような努力を今後引き続きしていただきたいと思います。あわせて、収納率の部分をですね、上げるってということも含めて、お願いしたいと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。なければ、これより採決いたします。

議案第6号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午後2時17分 小会）

（午後2時19分 本会）

◎議案第7号・平成30年度八代市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第7号・平成30年度八代市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第7号につきましては、国保ねんきん課

の岩瀬課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 引き続き、よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、平成30年度八代市特別会計予算書の39ページをお願いいたします。議案第7号・平成30年度八代市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

予算の説明の前に、後期高齢者医療制度について簡単に触れたいと思います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳から74歳までの一定の障害を持つ方を対象とした医療保険制度で、県内全ての市町村が加入します熊本県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付など、制度の運営を行います。一方市町村におきましては、住所変更や給付申請など各種受付窓口となり、被保険者証の引き渡しや保険料の徴収などの業務を行います。

なお、後期高齢者医療制度の財政運営は、原則として国や県、市町村が負担する公費、これが約5割、国民健康保険や被用者保険など現役世代からの支援金、これが約4割、被保険者の方から納めていただく保険料が約1割で運営されております。

それでは、予算書39ページに戻りまして、第1条でございますが、歳入歳出予算総額を、それぞれ17億6163万5000円といたしております。

45ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、歳入歳出合計の比較の欄に示しておりますように、4709万9000円、率にして2.7%の増額となっております。

増減の主な内容でございますが、上段の歳入、一番右の列、比較欄をごらんください。款1・後期高齢者医療保険料で3200万円の増

額、これは、被保険者数の増加及び保険料の軽減特例の見直し等によるものでございます。なお、平成29年12月末現在の被保険者数は2万2620人となっており、後期高齢者医療制度が開始された平成20年度と比較しまして、約2900人ほど増加しております。次に2つ飛ばしまして、款4・広域連合支出金ですが、新規事業分で231万5000円の増、款5・繰入金で531万5000円の増、1つ飛ばしまして、款7・諸収入で682万1000円の増額となっております。

次に、下段の歳出につきましては、表の中ほどにあります比較の欄で、款2・後期高齢者医療広域連合納付金で3643万6000円の増、款3・保健事業費は719万6000円の増、款4・諸支出金は277万8000円の増でございます。

それでは、内容につきまして、主なものを歳出のほうから御説明いたします。50ページをお願いいたします。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費6155万3000円でございますが、主に広域連合への派遣職員2名を含む職員8名分の人件費のほか、被保険者の資格に関する届け出の受付や被保険者証送付に係る郵便料など、被保険者証の交付に要する費用でございます。

次に下の表、項2、目1・徴収費898万6000円でございますが、こちらは保険料の収納事務に要する費用で、主に臨時職員の賃金や、納付書、封筒などの印刷製本費及び郵便料でございます。

次の51ページ、款2、項1・後期高齢者医療広域連合納付金、目1・被保険者保険料納付金11億2870万1000円は、被保険者からお預かりした保険料を広域連合へ納付するものでございます。

次に、目2・保険基盤安定分担金5億253

5万6000円は、保険料軽減分を補填するもので、県が4分の3、市が4分の1をそれぞれ負担し、広域連合へ納付いたします。

次に、款3・保健事業費、項1、目1・健康保持増進事業費3096万1000円ですが、説明欄の国保ねんきん課分は1141万1000円で、はり・きゅう等助成事業及び新規事業であります保健指導事業でございます。また、健康推進課分は1955万円で、広域連合からの受託事業として実施します高齢者健診及び歯科口腔健診に係る委託料等でございます。

52ページをお願いします。

款4・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金は、保険料の過誤納に伴います還付金及び還付加算金でございます、合わせて507万8000円でございます。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入でございます。恐れ入りますが、46ページをお願いします。

まず、款1、項1・後期高齢者医療保険料でございますが、年金からの差し引きにより保険料を納めていただく特別徴収保険料が7億6820万円、納付書または口座振替により保険料を納めていただく普通徴収保険料が3億6050万円、合計で11億2870万円でございます。

1つ飛ばしまして、款3・国庫支出金、項1・国庫補助金64万8000円でございます。これは、国の法改正に伴い、本市の総合行政システムの改修に係る費用の全額を補助金として受け入れるもので、平成30年度のみのものでございます。

次に47ページの、款4・広域連合支出金231万5000円は、新規事業としまして、被保険者の適正受診や生活習慣病の重症化予防等を図るための訪問指導事業に係る経費の全額を、広域連合から受け入れるものでございます。

次に、款5・繰入金、項1・一般会計繰入金でございますが、まず目1・事務費繰入金7639万7000円は、職員の人件費や保険料の徴収などに要する費用を一般会計から繰り入れるもの、目2・保険基盤安定繰入金5億2535万6000円は、広域連合へ支出する保険基盤安定負担金について一般会計から繰り入れるもので、負担金の増により443万6000円の増額となっております。

48ページをお願いします。

中ほどの款7・諸収入、項2・償還金及び還付加算金で、目1・保険料還付金494万9000円と目2・還付加算金12万9000円は、保険料の過誤納付に伴う還付金と還付加算金の全額を広域連合から受け入れるものでございます。

飛びまして、49ページの項4・受託事業収入、目1・後期高齢者医療広域連合受託事業収入2190万9000円は、高齢者健診や歯科口腔健診に対する広域連合からの委託料でございます。

以上で議案第7号・平成30年度八代市後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 済みません、新規事業のほうで、今言われたところがあったんですが、生活習慣予防と重症化予防訪問指導事業ということなんですけれども、こちらの内容についてちょっとお話を聞きたいんですけど。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 事業の内容といたしましては、国保のほうで今重複・頻回受診をやっておりますが、それと同様のことを後期高齢者に対しても行うというふうなことでございます。同じ症状でいろんな病院をたくさん受診しておられる重複受診者でありますとか、月に何回も受診される頻回受診者、こうい

った方に対しまして、家庭に訪問しまして、適正な医療受診を行っていただくというふうな指導を行う内容でございます。これまで後期高齢者にはこういった事業ございませんでしたので、後期高齢者に対しても行くと。予算につきましても、全額10分の10補助していただくということで、予算に盛り込んだところでございます。

○委員（野崎伸也君） ちょっと、事業名と今の内容が余りちょっと、ギャップがあるかなっているのを思ってますね、はい、わかりました、はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第7号・平成30年度八代市後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第8号・平成30年度八代市介護保険特別会計予算

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第8号・平成30年度八代市介護保険特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第8号につきまして、長寿支援課の秋田課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 長寿支援課、秋田でございます。よろしくお願いいたします。では、座りまして説明をさせていただきます。

平成30年度八代市特別会計予算書の63ページをお願いいたします。議案第8号・平成30年度八代市介護保険特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、それぞれ145億8814万3000円と定めております。

次に第2条で、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為を定めております。その内容は65ページをお願いします。65ページの第2表、債務負担行為におきまして、現在再リース中の介護認定支援システムについて、サーバー等機器の保守期間が終了することから入れかえる必要が生じたので、介護認定支援システムリース経費について、平成31年度から35年度までの5年間の限度額を2646万6000円といたしております。

それでは戻りまして、64ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算について、まず歳入から、その主なものを御説明いたします。款1・保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料として、27億6715万4000円です。2つ飛びまして、款4・支払基金交付金は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料に相当するもので、37億8342万円です。款5・国庫支出金の38億3717万6000円と、款6・県支出金の20億587万4000円は、介護給付費などに対する国、県の負担分です。1つ飛びまして、款8・一般会計繰入金は、介護給付費などに対する市の負担分及び職員の人件費や一般的な事務費など21億9280万8000円です。以上、歳入合計は145億8814万3000円です。

65ページをお願いします。

歳出の主なものを御説明いたします。款1・総務費は、項1・総務管理費の2億1025万円や、項3・介護認定費の1億5361万7000円で、款1の合計は、3つ上になりますが、3億7203万円です。次の款2・保険給付費は、介護給付費136億5300万円です。次の款3・地域支援事業費は、項1・介護予防・日常生活支援総合事業費の3億5966万7000円と、項2・包括的支援事業・任意事業費の2億151万円で、款3の合計は、2つ上の5億6117万7000円です。以上、歳出合計145億8814万3000円となっております。

それでは、歳入歳出の内容につきまして、介護保険特別会計予算に関する説明書で御説明いたします。

先に歳出から御説明させていただきます。77ページをお願いします。

この表の本年度予算額の財源内訳にございます繰入金とは、一般会計繰入金のことです。また事業収入は、一般会計でいいます一般財源に相当するもので、具体的には、第1号被保険者保険料、分担金及び負担金、使用料及び手数料、支払基金交付金、財産収入、繰越金、諸収入に当たります。

それでは、主なものについて御説明させていただきます。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の2億1025万円の主なものは、一般職29人分の人件費1億9912万1000円のほか、窓あき封筒などの印刷や事務機器等に係る経費を計上する各種の一般事務事業、あるいは介護保険事業所等指導事業があります。

項2・徴収費、目1・賦課徴収費の816万3000円は、保険料の賦課及び徴収に要する経費で、主なものは、納付書の郵送などに要します、節12・役務費の517万7000円で

す。

78ページをお願いします。

項3・介護認定費、目1・介護認定審査会費2607万3000円は、要介護認定申請1万594件について、介護認定審査会312回開催する経費になります。

次に、目2・認定調査費1億2754万4000円は、認定調査員の賃金や主治医意見書作成手数料、介護認定審査会の資料作成及び郵送等の経費です。前年度と比べますと1525万円の増となっておりますが、その理由は、先ほど債務負担行為で御説明いたしました、介護認定支援システムの更新に係る導入経費1585万5000円が主なものです。

款1・総務費の財源内訳の多くは、一般会計からルール分としていただく、繰り入れる繰入金となっております。

79ページをお願いします。

款2・保険給付費、項1・保険給付費、目1・介護サービス給付費の124億5900万円は、要介護1から5までの認定を受けた方の給付費で、主なものは、居宅介護サービス給付事業57億4600万円、施設介護サービス給付事業37億9000万円、地域密着型サービス給付事業22億6300万円でございます。前年度と比べますと、目の計は6300万円の増となっております。その主な理由は、地域密着型サービス給付事業で6500万円の増を見込んでいることが主なものです。

次に、目2・介護予防サービス給付費は、要支援1、2の認定のある方への給付で、3億2310万円です。主な事業には、介護予防サービス給付事業2億5720万円があります。

次に、目の3・高額介護サービス費の3億1000万円は、要介護認定のある方の介護サービス利用月の自己負担が一定の金額を超えた場合、申請により超過分をお返しするものです。前年度に比べ2000万円の増となっております。

すのは、制度改正に伴い、平成30年8月から一定所得以上ある方の負担が3割になる影響分です。

4つ飛びまして一番下の段、目8・特定入所者介護サービス費の5億500万円は、低所得で一定要件を満たす方の施設利用負担について限度額を設け、これを超える部分を介護保険から補足的に施設へ給付するものです。

80ページをお願いします。

項1・保険給付費の財源内訳、国県支出金の55億8900万円余りは、国庫支出金で施設系15%、その他20%、調整交付金8.44%と、県支出金で施設系17.5%、その他12.5%の合計でございます。繰入金の17億4000万円余りは、ルール分としての一般会計繰入金12.5%分、事業収入の63億2000万円余りは、第2号被保険者保険料に当たる支払基金交付金の27%分と第1号被保険者保険料の合計となります。

次に、款3・地域支援事業費、項1・介護予防・日常生活支援総合事業費、目1・介護予防・生活支援サービス事業費の3億2875万4000円は、現行サービス相当及び新しい総合事業のサービスの給付です。主なものとして、通所型サービス事業2億2633万4000円や介護予防支援事業3083万4000円があります。

次に、目の2・一般介護予防事業費の3091万3000円は、全ての高齢者に対してできるだけ健康な状態を維持できるよう予防的事業を行うもので、主なものとして、地域介護予防活動支援事業2706万4000円があります。

81ページをお願いいたします。

項1・介護予防・日常生活支援総合事業費の財源内訳、国県支出金の1億3400万円余りは、国25%と県12.5%の合計です。繰入金の4400万円余りは、ルール分としての一般会計繰入金12.5%、事業収入の1億79

00万円余りは、支払基金交付金27%と第1号被保険者保険料の合計となります。

次に下の表、項2・包括的支援事業・任意事業費、目1・包括的支援事業費の1億6048万1000円の主なものは、地域包括支援センター運営委託事業1億3521万9000円や、生活支援サービス体制整備事業1307万1000円があります。

82ページをお願いします。

目2・任意事業費の4102万9000円の主なものは、生活支援事業3236万5000円で、食の自立支援や安心相談確保などを行っております。

項2・包括的支援事業・任意事業費の財源内訳、国県支出金の1億1600万円余りは、国38.5%と県19.25%の合計です。繰入金の3800万円余りは、ルール分としての一般会計繰入金19.25%です。事業収入の4600万円余りは、第1号被保険者保険料23%になります。

次の表、款4・基金積立金の12万2000円は、平成30年12月までの基金運用益を基金に積み立てるものです。

次に下の表、款5・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金の181万4000円は、介護保険料の過年度分の還付を行うものです。

歳出の御説明は以上になります。

続きまして、歳入について御説明いたします。前後いたしますが、70ページをお願いいたします。

なお、少額なもの及び重複する部分につきましては、説明を省略させていただきます。

款1・保険料、項1・介護保険料、目1・第1号被保険者保険料は、27億6715万4000円あります。

内訳としまして、節1・現年度分特別徴収保険料25億3739万4000円は、年金から源泉徴収されるものです。節の2・現年度分普

通徴収保険料 2 億 2 0 6 4 万 4 0 0 0 円は、納付書や口座振替にて納付いただくものです。節 3・滞納繰越分保険料 9 1 1 万 6 0 0 0 円は、主に過去 2 年間の滞納分です。

7 1 ページをお願いします。

真ん中の表、款 4・支払基金交付金、項 1・支払基金交付金、目 1・介護給付費交付金 3 6 億 8 6 3 1 万円は、4 0 歳以上 6 5 歳未満の第 2 号被保険者保険料に相当するもので、歳出の款 2・保険給付費の 2 7 %です。前年度と比べ 1 億 1 6 0 9 万円減少した理由は、制度改正に伴い負担割合が 2 8 %から 2 7 %へ 1 %下がったことが主なものです。

目 2・地域支援事業支援交付金の 9 7 1 1 万円は、歳出の款 3 の項 1・介護予防・日常生活支援総合事業費の 2 7 %になります。

下の表、款 5・国庫支出金、項 1・国庫負担金、目 1・介護給付費負担金の 2 5 億 1 5 1 0 万円は、歳出の款 2・保険給付費の施設系 1 5 %、その他 2 0 %を、国がルール分として負担するものです。

7 2 ページをお願いします。

項の 2・国庫補助金、目 1・調整交付金の 1 1 億 7 0 2 9 万 4 0 0 0 円は、歳出の款 2・保険給付費及び款 3・地域支援事業費の 8 . 4 4 %を計上しております。このうち 3 . 4 4 %が上乗せ分となります。

この上乗せ分とは、7 5 歳以上の比率が高いことによる給付の増や、被保険者の所得水準が低いことによる保険料収入の減について、国が財政調整を行い、市町村間の財政力の差の解消を図るものでございます。

2 つ飛びまして、目 4・介護保険特別補助金 2 2 6 万 8 0 0 0 円は、制度改正に伴う電算システム改修に要する経費の 2 分の 1 です。

次に下の表、款 6・県支出金、項 1・県負担金、目 1・介護給付費負担金の 1 9 億 2 2 1 2 万 4 0 0 0 円は、歳出の款 2・保険給付費のう

ち施設系 1 7 . 5 %、その他 1 2 . 5 %を、県がルール分として負担するものでございます。

7 3 ページをお願いいたします。

一番下の表になります。款 8・繰入金、項 1・一般会計繰入金、目 1・一般会計繰入金の 2 1 億 9 2 8 0 万 8 0 0 0 円は、全て市が負担すべきルール分を計上したものです。

節 1・介護給付費繰入金 1 7 億 6 6 2 万 4 0 0 0 円は、歳出の款 2・保険給付費の 1 2 . 5 %です。

7 4 ページをお願いします。

節 2・地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）4 4 9 5 万 9 0 0 0 円は、歳出の款 3 の項 1・介護予防・日常生活支援総合事業費の 1 2 . 5 %です。節 3・地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）3 8 7 9 万 1 0 0 0 円は、歳出の款 3 の項 2・包括的支援事業・任意事業費の 1 9 . 2 5 %です。節 4・低所得者保険料軽減繰入金 3 3 5 2 万円は、国が介護保険料軽減強化のため第 1 号被保険者の第 1 段階の保険料を引き下げたことに伴い、軽減分全額を一般会計から繰り入れるものです。一般会計に対しては国、県の負担金があります。節 5・その他一般会計繰入金 3 億 6 8 9 1 万 4 0 0 0 円は、款 1・総務費の繰入金の合計で、主なものとして、人件費 1 億 9 9 1 2 万 1 0 0 0 円、認定調査費 1 億 2 7 3 6 万 3 0 0 0 円があります。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

以上、これをもちまして、議案第 8 号・平成 3 0 年度八代市介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。

○委員（福嶋安徳君） 7 8 ページの介護認定審査会で、ちょっと私が聞きそびれた面がござ

いまして、もう1回教えていただきたいのですが、この認定審査会で毎年この審査を受けられる方、何人、何名程度おられましたかね。私が聞きそびれたもので。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 今回計上しております予算の根拠となっておりますのは、要介護認定申請の件数1万594件分を計上しております。1万594件分です。

○委員（福嶋安徳君） ありがとうございます。

それなら、そういう、毎年そのくらいの方が認定受けていかれるわけですかね。それとも、まあ今の、何ちゅうか重病になって、そういった、あるいは認定の番号が変わるとか、そういった面はどうなんでしょうか。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 75歳以上の人口がふえてまいりますと、どうしても申請件数自体は増加してまいります。ただいま申しあげました1万594件のうち、約8000人程度は更新申請に当たる方々になりまして、新規の申請あるいは、認定期間が12カ月未満の方もおられますので年に2回申請される方もおられます。申請の過年度の状況につきましては……。

○長寿支援課副主幹兼審査認定係長（宮地美恵君） 済みません、審査認定係です。

申請数はですね、平成23年度は9644件だったのが、どんどんふえていきまして、平成27年には1万625件になっております。ただ、平成28年度から少し減って、これは多分総合事業とかの影響もあるかと思うんですけど、減ってきてまして、平成28年が9600件ぐらい、平成29年が1万件ぐらいの予定としております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（福嶋安徳君） はい、もういいです、はい。結構多くなりますね。

○委員長（上村哲三君） ほかに質問ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 今の項目でちょっと関連なんですけど、介護の認定審査会のほうなんですけど、312回ほど年間というような説明があったような気がしたんですけど、委員会の回数。（「312回」と呼ぶ者あり）312回というのがあったと思うんですけど、かなりの数というふうに受けとめてます。

あと、前の議会のほうで、委員のほうふやしたってというのがたしかあったと思ったんですけど、それが追いついているのかどうかなっていうのがあるんですが、あと、予算的にもですね、報酬の分が予算計上されとったですけども、そこら辺のところがまず、整合性っちゅうかですよ。まあその認定審査のその会議自体がどれくらいの頻度であって、どれくらいの密度であってっていうのはちょっとわかりかねるんですけども、単純に312回っていうのを聞くところとですね、どんなもんかなっていうふうに思うんで、そこら辺のところどうです。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） ありがとうございます。毎週火曜と木曜日が認定審査会の日としておりますが、申請の状況によりましてその回数も異なっております。1週間に何回開催するかといいますと、少ない週で6回、つまり、2回——2日間しか開催してないんですが1日に4回と2回とかですね。多い週だと、合計して7回、8回開催する週もございます。1回の開催については1つの合議体で対応していただきますので、1週間では、ローテーションのうち8個の合議体が当たってくるといときもあるということです。

現在委員の方の総数が、定員は120人以下ということにしておりますが、委嘱状を実際に交付しておりますのはですね、その後増減が起きておりまして、115人だったと記憶しております。1つの合議体4人で構成しております

ので、その、25合議体だったと思うんですが……。

○委員長（上村哲三君） 補足お願いします。

○長寿支援課副主幹兼審査認定係長（宮地美恵君） 済みません、現在は115名の審査員がおりまして、合議体数は28、1合議体が4人の定員となっております。4掛ける28だとちょっと115より少ないんですが、その残りの方というのは、もしあきが、出れないときがあったときのかわりの方ということで、無任所として任用させていただいております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。大変な（聴取不能）、はい。ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 79ページの介護予防サービス給付費が、前年度予算から450万減ってるということで、もう一つ、比べて81ページの包括支援事業費が698万9000円ふえてるってことで、この分が予防介護費、地域包括のサービスのほうに移行してるっていうふうな理解でもよろしいんでしょうか。まあこの費用でいくと、もうちょっと利用者のほうがふえてるっていうふうな解釈もできるんですけども、実際の利用状況なんか教えていただけたらと思ひまして。

○長寿支援課副主幹兼介護給付係長（久保祝子君） 介護給付係の久保です。よろしくお願いします。

平成29年度から、介護予防支援のほうのですね、介護予防給付のほうの通所の給付、介護予防通所と介護予防訪問介護のサービスが、全て総合事業のほうに移行しまして、要支援の方の予防支援の通所と訪問は全て30年からはありませんので、その分が減っております。

以上です。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） ちょっと

と補足します。介護予防のほうに、総合事業に移行しましたので、款2のほうでの支出はないんですが、款3のほうに支出がそのまま移ってるところで、総合事業の位置づけが、一般の介護給付のほうは款2のほうで支出するんですけども、総合事業のほうの位置づけは款3のほうになっておりますので、支出の場所が変わったという感じです。（委員橋本徳一郎君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい。ほかにございませんか。

○委員（橋本幸一君） 地域支援事業の中で、新規で一般介護予防事業評価事業の、事業評価委託ってこれ、具体的にどういう意味なんですか。

○長寿支援課地域支援係長（元村純子君） 地域支援係の元村です。

本事業は、先ほど総合事業の話がありましたが、総合事業が、平成26年の介護保険法の改正によりまして、全国一律で行われていたサービスが、市町村が実施する事業に移行されたことから、国のほうがですね、市町村が行うこの総合事業の費用対効果を検証するための事業として、新たに導入された事業となります。具体的には、一般介護予防事業を初めとした総合事業の利用実績データをもとに、事業に参加した方がですね、悪化したのか、反対に維持・改善したのか、そういったのを分析することで、総合事業における多様なサービスの効果を評価し、事業全体の改善を図るというものとなっております。

以上です。

○委員（橋本幸一君） ということは、これをそれぞれの市町村で評価して、それを国に上げて、国が事業について、よかったのか悪かったのか再評価して、またいろんな制度を変更して

いくという、そういう捉え方でよろしいんですか。

○長寿支援課地域支援係長（元村純子君） 今のところですね、国のほうに報告するという通知は来ていないんですけれども、今考えているのは、2年ほどこの事業を分析していただきまして、3年後の介護保険の事業計画のほうに反映させていくということで考えております。恐らく、市町村が地域の実情に応じて行う事業というふうに今国が方針を示しておりますので、そういう取り組みになるのかなというところまで今進めております。

以上です。（委員橋本幸一君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんね。

○委員（福嶋安徳君） もう初歩的な問題ですが、この居宅介護サービスと施設介護サービス、これはもう57億、37億という金額が示されておりますけれども、これについては、今のこの事業についての受けられる方の人数と、そのどういったところで違った面が、サービスがあつとですかね。

○長寿支援課副主幹兼介護給付係長（久保祝子君） 居宅サービスと施設サービスについて説明させていただきます。居宅サービスというのは、施設等に通って行うサービスだったり、自宅のほうに来てもらって行うようなサービスをいいます。通所サービス、よく言われるデイサービスとか、ヘルパーさんが自宅のほうに来る訪問サービスとかを、居宅サービスといいます。で、施設サービスっていいものは、3施設をいいます。介護老人福祉施設——特養ですね。と、あと、介護老人保健施設——老健と言われる施設、リハビリを中心とした施設になります。と、療養型施設——介護療養型医療施設、3カ所を、施設サービスといいます。

この施設サービスの3つのうちに、今回ちょ

っと施設のサービスのほうが減っておりますのが、療養型施設のほうが今まで4施設ありましたものが2つの施設に変わっておりますので、施設サービスのほうがちょっと少なくなっております。なぜ施設サービスが少なくなりましたかといいますと、6年後には療養型施設のほうなくなるように法改正で決まりましたので、随分今から少なくなってくるものと思います。ただし、今度新しく医療院っていう施設ができるような形になっておりますので、ちょっとふえるかどうかっていうのはまだ今の時点ではわからない現状です。

以上です。

○委員（福嶋安徳君） 今新しい言葉、今、出ましたけれども、なぜその医療院という形に変わっていくんですか。（「国の制度改正ですね」「はい、そうです」と呼ぶ者あり）いやいや、説明、説明お願いします。

○長寿支援課副主幹兼介護給付係長（久保祝子君） 済みません、30年度の法改正で、新施設ができましたので、30年、はい、30年度の今回の法改正のほうで、新施設、介護保険の新施設が新設されましたので、介護医療院という施設ができております。その施設につきましては、まだ詳しいところは、今の時点でどこができるっていうのはわかっておりません。

以上です。

○委員（福嶋安徳君） はい、わかりました、はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。なければ、これより採決いたします。

議案第8号・平成30年度八代市介護保険特

別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

それでは、しばらく休憩いたします。再開は15時20分から再開いたします。

(午後3時08分 休憩)

(午後3時20分 開議)

◎議案第13号・平成30年度八代市診療所特別会計予算

○委員長(上村哲三君) それでは、本会へ戻します。

次に、議案第13号・平成30年度八代市診療所特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(山田 忍君)

議案第13号につきまして、健康福祉政策課の早木課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○健康福祉政策課長(早木浩二君) 健康福祉政策課の早木です。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第13号・平成30年度八代市診療所特別会計予算についてでございますが、これは泉町にあります3つの診療所の予算ということになります。御説明をさせていただきます。予算書の177ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ8487万5000円といたしております。

では、内容につきまして、歳出から御説明をさせていただきます。187ページをお願いいたします。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一

般管理費でございますが、5715万5000円を計上いたしております。

その内訳でございますが、右側の説明欄をごらんください。椎原診療所医師1名分の人件費で1776万4000円を計上いたしております。続きまして、説明欄の左側、節の欄をごらんください。主なものを申し上げますと、節7・賃金769万9000円は、椎原診療所の看護師2名、医療事務員1名、患者送迎車運転手1名に係る賃金でございます。その下、節13・委託料2090万4000円は、八代郡医師会の下岳診療所医師等派遣委託1615万円、八代歯科医師会の歯科診療所医師派遣委託234万6000円、椎原診療所医療事務業務委託100万5000円、椎原・下岳両診療所の医療事務システム保守委託料53万2000円が主なものでございます。2つ下、節18・備品購入費343万5000円は、椎原診療所の自動血球計数装置、また、自動CRP測定装置237万6000円と、下岳診療所の往診用心電図70万2000円が主なものでございます。

目2・研究研修費81万9000円は、椎原診療所の医師の研究、研修に係る旅費でございます。

これは、へき地診療所に勤務する医師の研修機会を確保し医療技術の向上を図るために、毎週火曜日、人吉医療センター等で開催されます研修会への参加に伴う宿泊費、旅費、日当、及び学会参加時の旅費でございます。

目3・医療費でございますが、2588万3000円を計上いたしております。

節の欄をごらんください。節11・需用費2475万3000円は、椎原診療所、下岳診療所及び歯科診療所で使用いたします医薬品2352万円、医薬材料費123万3000円でございます。節13・委託料113万円は、血液検査委託料103万円と、歯科技工委託料10

万円でございます。

次をおめくりいただきまして、188ページをお願いいたします。

款2・公債費、項1・公債費、目1・元金96万8000円及び目2・利子5万円は、医療機器購入時の財源確保として国から借入し計画的に返済をしております、長期債に係る償還元金及び償還利子でございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。恐れ入りますが、予算書のほうですが、お戻りいただきまして184ページをお願いいたします。

款1・診療所事業収入、項1・診療収入、目1・保険収入で3442万5000円を見込んでおります。

これは、節1・保険診療報酬で、個人負担分を除いた後期高齢者医療や国民健康保険などの保険者からの支払いで、その内訳は、椎原診療所2050万円、下岳診療所1380万円、歯科診療所12万5000円を、それぞれ見込んでおります。

目2・一部負担金収入612万円は、個人負担分でございます。

続きまして、185ページをお願いいたします。

款3・県支出金、項1・県補助金、目1・へき地診療所県補助金831万6000円を計上いたしております。

これは、椎原へき地診療所運営費補助金67万7000円と、先ほど歳出で御説明をいたしました、椎原診療所の自動血球計数装置と自動CRP測定装置及び下岳診療所の往診用心電図に係る、設備整備事業補助金153万9000円でございます。

続きまして、款4・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金3297万円の内訳でございますが、椎原診療所2081万7000円、下岳診療所971万円、歯科診療所

244万3000円で、これらは各診療所運営に係る不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、186ページをお願いいたします。

下段の款7・市債、項1・市債、目1・診療所事業債140万円は、椎原診療所の自動血球計数装置と自動CRP測定装置及び下岳診療所の往診用心電図の整備に伴うものでございまして、備品購入費307万8000円から県補助金153万9000円を除いた額の100%充当の額でございます。

以上で平成30年度八代市診療所特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 187ページ、一般管理費で、医師の給与ということで説明ありましたが、医師の方1名の方は、年齢と、もう何年ぐらい勤めておられるのかを、ちょっと教えてもらってよかですか。

○泉健康福祉地域事務所長（鬼塚孝一君） こんにちは。泉健康福祉地域事務所の鬼塚です。

椎原診療所の先生は、今年度いらっしゃいまして、35歳でございます。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 済みません、本年度からだということですが、大概1年か2年ぐらいですか、交代。

○泉健康福祉地域事務所長（鬼塚孝一君） 28年度も一年度でございました。29年度も一年度。30年度は、新しい先生になりまして、——が予定されておまして、この方は何年いらっしゃるかよくはわかりませんが、はい。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

これ、郡医師会からの派遣っていうような説明だったですかね。そういうふうに記憶しとったですけども、まあ、この金額、1700

万、600万だったかな、ぐらいのところの中で、その郡医師会のほうにも、——全てがその先生に払われるわけじゃなかったらけんというふうに思うんですけども、そこら辺のところは。

○健康福祉政策課長（早木浩二君） 今、委員がおっしゃったのはですね、下岳診療所のほうにはですね、八代郡医師会のほうから毎週火曜日と金曜日に医師を派遣していただいております。恐らくその分をおっしゃったのかと思いますが、今、医師が派遣されると言いましたところは椎原診療所でございます、これはですね、熊本県のほうと、——各都道府県で本来はですね、へき地医療支援機構というのを設置することとなっておりますが、そこからですね、僻地拠点病院、それから、そういったいろんな種類の支援する病院があるんですけども、そこから派遣をされておるということになります。

椎原診療所につきましてはですね、昭和32年に開設をいたしまして、昭和57年以降は毎年県からですね、自治医科大学の医師を勤務医として派遣をいただいております。しかしながら、僻地医療での勤務を希望する医師の数が極めて少ない状況でありますので、県内の医療機関での医師ですね、はもう不足をしております、椎原診療所に今後常勤の医師が派遣されるかどうかというのは、今のところ流動的な状況でございます。ただ、幸いにも、28年、29年、今度29年に来られた先生も1年で帰られますけれども、30年度はまた新しい先生が来られるという形になります。

以上です。

○委員（野崎伸也君） はい、よくわかりました。ありがとうございました。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） その上の186ページの医療機器整備で、血球とCRPの機器を整

備されるということなんですけど、これは今までであった機器なんでしょう。

○健康福祉政策課長（早木浩二君） 今までです、自動血球計数装置はございませんでした。で、この自動血球計数装置というのは、機械を使いましてですね、白血球数の5種類の分類、それから、赤血球数ですね、そういったものを素早く分析するというものでございまして、これまで血液のその分析というのは、業者に委託をしまして1日ぐらいかかってですね、その結果が出てくるといようなことでございましたけども、素早くですね、急病などの際に、素早くその場で血液の異常値をはかることができるということで、迅速な治療ができるということで、このたび導入するものでございます。

○委員（橋本徳一郎君） CRPはもともとあったってことですね。

○健康福祉政策課長（早木浩二君） このCRPのほうもございませんでしたので、このたび導入をしたいということで、導入いたします。

○委員（橋本徳一郎君） 診断で大変役に立つと思いますので、感染症とかですね。そういったもので非常にいいかなと思いました、はい。わかりました。

○委員長（上村哲三君） はい。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。なければ、これより採決いたします。

議案第13号・平成30年度八代市診療所特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

執行部入れかえのため、小会いたします。

（午後３時３４分 小会）

（午後３時３５分 本会）

◎議案第５５号・平成３０年度八代市一般会計補正予算・第１号（関係分）

○委員長（上村哲三君） 本会へ戻します。

次に、議案第５５号・平成３０年度八代市一般会計補正予算・第１号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。歳出の第９款・教育費について、説明願います。

○教育部長（釜 道治君） 議案第５５号、桑田教育部次長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○教育部次長（桑田謙治君） こんにちは。午後もお世話になります。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第５５号・平成３０年度八代市一般会計補正予算・第１号中、教育部所管分について、着座にて御説明させていただきます。

今回の教育部所管の補正予算は、条例の規定に基づき、特別職の給料及び議員の報酬について、八代市特別職報酬等審議会に諮問を行い、その答申結果に基づき、教育長の給料月額を３万５０００円、率にしまして５．４８％引き上げるもので、これに伴う給与等の改定によるものでございます。

まず、予算書２ページをお願いいたします。

歳出の款９・教育費に４６０５万７０００円を減額し、補正後の額を４７億８７０８万円とするものでございます。なお、補正額のうち、項１・教育総務費の５９万３０００円の追加は教育部所管で、項７・社会教育費の４６６５万円の減額は経済文化交流部の所管となります。

それでは、歳出の内容につきまして御説明いたします。９ページをお願いいたします。

款９・教育費、項１・教育総務費、目２・事務局費でございます。補正額としまして５９万３０００円を追加するもので、これは、教育長の給料、期末手当及び共済費分について増額をお願いするものでございます。

これで平成３０年度八代市一般会計補正予算・第１号中、教育部所管分の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（上村哲三君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。なければ、これより採決いたします。

議案第５５号・平成３０年度八代市一般会計補正予算・第１号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました。お世話になりました」と呼ぶ者あり）

◎議案第２６号・氷川町及び八代市中学校組合規約の全部変更について

○委員長（上村哲三君） 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第２６号・氷川町及び八代市中学校組合規約の全部変更についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼教育政策課長（宮田 徑君） 教育政策課、宮田です。よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

議案第26号・氷川町及び八代市中学校組合規約の全部変更について御説明をしたいと思います。

まず議案書の49ページからでございますけれども、その内容につきまして、御説明のために別にお配りしております、氷川町及び八代市中学校組合規約の全部変更についてというA4判の資料、こちらですね、A4判の資料、それと新旧対照表、お配りしてるかと思いますが、こちらのほうで説明をさせていただきます。ございますですか。ございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

まず、1枚目のA4判1枚のほうですけども、今回の同組合規約の全部変更につきましては、1点目に会計管理者の選任方法、それと、2点目に補助機関である職員の任免、それと、3点目に議長、副議長の選任方法等におきまして、規約変更の必要が生じたことから、氷川町及び八代市中学校組合の管理者でございます藤本氷川町長より、同組合の構成自治体である八代市議会での同文議決について依頼があったものでございます。

まず、1点目の会計管理者の選任方法につきましては、新旧対照表の2ページ、改正案の規約第9条のところをごらんいただきたいと思います。現行では、新旧対照表右側の1つ上の段、第8条の第4項におきまして、この組合に管理者1名を置き、中学校の所在する市町の会計管理者をもって充てるとなっております。氷川町の会計管理者が組合の会計管理者となるという、いわゆる充て職の規定でございました。しかし、この規定によれば会計管理者の選定が限定されるため、場合によっては、地方自治法第169条により禁止されております、管理者、副管理者、監査委員、それと会計管理者が2親等以内の親族となる事態が発生するおそれ

があるため、今回、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が任命すると改められたものでございます。以上が1点目でございます。

次に2点目、補助機関である職員の任免につきましては、現行の規約に何ら規定がなかったため、改正案の第11条におきまして、関係市町の職員の派遣及び併任をもって充てることができる、事務に従事されます氷川町の課長、課長補佐、係長等の任免につきまして、明文化がなされたものでございます。

そして3点目、議長、副議長の選任方法等につきましては、こちらも現行の規約に規定がなかったため、これは新旧対照表の1ページに戻りますけれども、改正案の第7条、第7条におきまして、選挙によること及び任期につきまして、規定の追加が行われております。

以上3点が主要な変更内容でございますけれども、現行の規約は、昭和36年にですね、制定されて以来、ほぼ手つかずの状態であったということで、県からの指導もあって、今回の見直しにあわせまして、全体の字句、文言の修正や条項の整理等が行われております。順に幾つかの例を御紹介いたしますと、まず第2条では、構成市町の表記方法を、現行では並列で八代市と八代郡氷川町と表記してありましたけれども、これを1文中で表記するように、構成市町が少ないということですね、1文中で表記するように変更になっております。また第3条では、「組合の」及び「この」といった字句の削除が行われておりまして、第4条のほうでは、組合事務所の位置について、住所と役場名が明示される形になっております。それと、全般で、この規約の全般でですね、「中学校の所在する市町」という表現が明確に「氷川町」といった表現に改められているという、そういった文言や字句の整理、修正が行われているところでございます。

今回の規約変更は、このような全体の字句、文言の修正や条項の整理等もあわせて行われているため、全部変更という形になったということでございますので、御審議方よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。なお、採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

議案第26号・氷川町及び八代市中学校組合規約の全部変更について、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

執行部入れかえのため、小会いたします。

（午後3時46分 小会）

（午後3時48分 本会）

◎議案第23号・指定管理者の指定について
（八代市坂本地区地域福祉センター、八代市鏡地域福祉センター、八代市鏡老人デイ・サービスセンター、八代市東陽地域福祉保健センター、八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター、八代市柿迫生きがいセンター）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第23号・八代市坂本地区福祉センター、八代市鏡地域福祉センター、八代市鏡老人デイ・サービスセンター、八代市東陽地域

福祉保健センター、八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター、八代市柿迫生きがいセンターに係る指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第23号につきましては、健康福祉政策課の早木課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○健康福祉政策課長（早木浩二君） 健康福祉政策課の早木です。よろしくお願いいたします。失礼して座って説明させていただきます。

それでは、3月定例会議案書の43ページになりますが、議案第23号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、記載されておりますように、本市が設置をいたします公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

内容を御説明申し上げます。

まず、指定管理をいたします公の施設の名称でございますが、八代市坂本地区福祉センター、八代市鏡地域福祉センター、八代市鏡老人デイ・サービスセンター、八代市東陽地域福祉保健センター、八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター、八代市柿迫生きがいセンターの8つの施設でございます。

次に、指定管理者となります団体の名称でございますが、社会福祉法人八代市社会福祉協議会でございます。

指定管理者となります団体の所在でございますが、八代市本町一丁目9番14号でございます。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間でございます。

これまでの経緯でございますが、今回の指定

管理更新につきましては、昨年6月と10月、12月の文教福祉委員会の所管事務調査において、指定管理の概要について既に御報告をさせていただいております。

今回の指定管理は、8つの施設について一括で指定の期間を3年間として公募により8月に募集を行いましたけれども、応募者がなかったために指定の期間を1年に変更して10月に再公募をいたしました。

現在、当該施設の指定管理を受託をしております団体より応募がありましたので、10名の委員による指定管理者候補者選定委員会を1月22日に開催し、委員による審査評定を行っていただきました。

その結果、200点満点中、評価の平均点が155.9点であり、選定基準である配点合計の6割以上でございましたので、候補者として選定いたしましたものでございます。

なお、本件に関連し、平成29年度八代市一般会計補正予算第8号におきまして、4910万4000円の限度額で債務負担行為の追加をお願いをしております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（上村哲三君） ただいまの分について質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（野崎伸也君） 今、課長から説明があったとおり、委員会の中で何回も説明をいただいていた案件で、今回このようにやっと上程していただけたという、私も安心した、ほっとしているとこなんですよ。

やはりここでサービスを受けられている方々にとってですね、迷惑にならないようにという

ことでスムーズなですね指定管理の移行というのをしていただきたいなというような思いでおったものですから、今回この件が長引いたというところについては、説明もあっておりまして割愛しますが、いろいろな受ける側ですよね、指定管理を受ける側の人たちの困っている点というか、こういうところを改善してほしいと、受けるに当たってというようなところがあったから、こういうふうにどんどんどんどん指定管理の募集のときも応募者がいなかったというようなゆえんとかもあったかというふうに思いますので、いろいろと法改正であったりとか、いろんな部分のところ、そして、この働かれる方々のところのですねいろんな意見が多分あるかと思しますので、そういったところを早めに意見聴取しながらですね、今回1年に変更されていますので、またすぐこういった状況、指定管理のあれが来ますので、来年スムーズにいけるように頑張っていただければと思います。よろしくお願ひします。

○委員（橋本幸一君） 私も関連でですね、やっぱりこういう事態になったというのは、社会福祉協議会の弱体化が原因かと思っています。それについては以前の財産の取得等も影響しているかと思うんですが、これから大きなやっぱり社会福祉協議会というのは変革の時期を迎えるということは説明は受けとるわけですが、地域によって社会福祉協議会の位置づけというものをですねしっかり行政の皆さんの一緒に向かい合ってますね、これからの方向性をしっかりとつくっていただきたい、見定めていただきたい。ぜひともよろしくお願ひいたします。

○委員長（上村哲三君） ほかに意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

なお、採決は挙手により行いますが、挙手し

ない者は反対とみなします。

議案第 23 号・八代市坂本地域福祉センター、八代市鏡地域福祉センター、八代市鏡老人デイ・サービスセンター、八代市東陽地域福祉保健センター、八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター、八代市柿迫生きがいセンターに係る指定管理者の指定について、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

◎議案第 38 号・八代市介護保険条例の一部改正について

○委員長(上村哲三君) 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第 38 号・八代市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(山田 忍君)

議案第 38 号につきましては、長寿支援課の秋田課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○理事兼長寿支援課長(秋田壮男君) 長寿支援課、秋田でございます。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

議案第 38 号・八代市介護保険条例の一部改正につきましては、議案書の 79 ページからと事前に配付しております資料、議案第 38 号関係資料、八代市介護保険条例の一部改正について、この資料を用いて説明をさせていただきます。

それでは、まず、議案書の 79 ページをお願いいたします。

議案第 38 号・八代市介護保険条例の一部改正についてでございます。

提案の理由といたしましては、第 7 期介護保険事業計画期間における介護保険料を定めるため、条例を改正する必要があるものでございます。

内容につきましては 80 ページになりますが、事前に配付しております資料を用いて御説明させていただきます。

まず、資料の 1、改正の趣旨といたしましては、第 7 期介護保険事業計画の 3 年間を単位とした事業計画期間における第 1 号被保険者の保険料を定めるものでございます。

次に、2 の概要の(1)第 3 条第 1 項の第 1 号被保険者保険料の料率と年額につきましては、表に掲げておりますとおり、第 1 号から第 9 号までの所得段階の区分により定めております。その基準額は条例第 3 条第 1 項第 5 号に定める第 5 段階において年額 7 万 8 0 0 0 円と定めた上で、介護保険法施行令第 38 条第 1 項の第 1 号から第 9 号の料率に従い、各段階の保険料を設定いたしております。

次に、(2)第 3 条第 2 項の公費による低所得者保険料率の軽減では、軽減後の第 1 号被保険者保険料を年額 3 万 5 1 0 0 円に改めるものでございます。

次の(3)経過措置としまして、平成 29 年度以前の保険料は、なお従前の例によることとしております。

次の、3、施行日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日からといたしております。

次に、1 枚めくっていただいて裏面のほうをお願いいたします。

参考まででございますが、まず、1 において、所得段階別の保険料と平成 29 年 4 月 1 日現在の人数を記載しております。

次に、2 の表は、各所得段階の要件を記載しております。内容は、介護保険法施行令第 38 条第 1 項の第 1 号から第 9 号に準じたものでございます。

次に、右側のページになりますが、3では、第7期保険料と第6期の保険料を比較した表を掲載しております。基準額となります第5段階を比較しますと、第6期よりも年額8400円高くなっています。

最後の4でございます。

平成29年6月の本委員会におきまして御要望いただいております、第9段階をさらに分けることで低所得者の保険料を引き下げることにつきましては、八代市介護保険事業計画等策定・評価審議会において審議した内容及び結論について、まとめて記載しております。

基準額を年額で1200円引き下げよういたしますと、例えば、最高の第13段階では、料率を3.0、保険料年額23万400円にする必要が生じます。これは、弾力化前の保険料年額13万2600円から7割以上高く負担になります。

弾力化を実施している他の市におきましても、最高の段階の料率を2.0から2.3以下に設定していますので、本市のこの弾力化の試算では、高所得者に負担が偏り過ぎていて、著しく公平性を欠くものとなりましたので、審議会での審議の結果、保険料の弾力化は見送ったというところでございます。

以上で議案第38号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 別紙の資料の今の弾力化の資料のところですけども、基準額を1200円下げるという試算での計算上ですけども、その弾力の分でそれぞれ負担を計算したとなると、その1世帯当たりの下がる金額ってどのくらいになったのかなと思ひまして、もし計算していたら教えてください。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） この、

まず保険料についてでございますが、国保の場合は世帯単位ですけども、介護保険料は一人一人になっております。そのため、世帯単位の試算というのはいたしておりません。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君） 済みません、ちょっと今質問が悪かったみたいなので、その1人分についても計算があったら教えていただきたいかったんですが。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） お一人お一人の分を試算した結果が、この4の弾力化の検討結果ということで、表の弾力化後の右側のほうにあります年額の額となつてまいります。

○委員（橋本徳一郎君） 今ちょっと質問がうまく伝わらなかったみたいなので、この弾力の運用の単位で計算した場合の基準額の引き下げ額がどのくらいになるかというところだったんですが、こちら年間1200円下げるということを前提にしてあったんですが、逆にその弾力運用した、で、計算した場合の引き下げ幅がどのくらいになるのかなという、わかりませんか。この13段階までの分をですね……。

○委員長（上村哲三君） しばらく小会します。

（午後4時04分 小会）

（午後4時06分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 失礼しました。保険料で徴収すべき額というのは、3年間の介護給付総額に対して一定割合が決められておりまして、その金額の試算が91億円、3年間で91億円というふうに算出しております。この91億円はどうしても確保する必要がありますので、弾力化いたしましても、その91億円より減らすというわけにはいきません。そういう条件がついた中での試算というこ

とでございます。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 橋本委員、よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（野崎伸也君） 濟いません、別紙の資料で説明いただいたところなんですが、低所得者保険料率の軽減というところで、4900円分が公費で賄って……、3900円ですかね、が賄ってというような話がありましたよね、多分。3万9000のところを3万5100円に改正しますよというくだりだったですけども、この3900円というのは、それは、濟みません、どっかで決めてある金額なんですか。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 先ほど少しお話ししましたが、介護保険法の施行令の38条第1項第1号から9号の規定がまずありまして、その中に料率の規定が入っております。

まず、第1号につきましては0.5という料率がまずこの中で決められております。国は、この公費による低所得者の保険料率の軽減によりまして、0.5を0.05下げて0.45にするということをまず国のほうで定めております。したがって、この0.45にしたときの額が3万5100円と、その引き下げられた、国が制度的に引き下げた0.05分については、国、県、市で負担するというルールになっております。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（橋本徳一郎君） 別紙の2枚目の部分の先ほどの弾力化の話ですね、ありましたけども、もう低所得者の方は日々の生活切り詰めて100円をどう捻出するかみたいな形で生活されてますので、ほかの部分と比較して、確かに大きくはなってると思うんですけども、その辺の生活に必要な金額を確保するという意味ですね、そういう考え方でその弾力化の部分の運用をどうにか検討してもらえないかなと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第38号・八代市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第39号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第39号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第39号につきまして、引き続き、長寿支援課の秋田課長から説明いたします。よろしくをお願いします。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 引き続きよろしくをお願いいたします。では、座りまして説明させていただきます。

議案第39号・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正につきまして、議案書の81ページからと事前に配付しております資料、議案第39号関係資料、こちらを用いて説明させていただきます。

では、まず、議案書の81ページをお願いいたします。

提案の理由といたしましては、厚生労働省が定めます、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準などの改正に伴いまして、条例の改正が必要となったものでございます。

改正の内容は82ページからになりますが、事前に配付しております資料を用いて説明させていただきます。

まず、1、改正の趣旨といたしましては、厚生労働省令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

2の概要でございます。まず、第1条関係について御説明いたします。

（1）新たな施設といたしまして、①の介護医療院と②共生型地域密着型サービスが新設されます。①の介護医療院は、既存の療養型病床や老人保健施設、特別養護老人ホームからの転

換を想定する施設でございます。②共生型地域密着型サービスは、障害福祉制度の生活介護、自立支援等の指定事業所が対象となるものでございます。

次に（2）身体的拘束等適正化の措置では、地域密着型特定施設入居者生活介護、これは小規模の介護専用型の有料老人ホームなどがございますが、これや、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームと呼ばれるものです。また、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、こちらは小規模の特養になります。これらを対象として、以下の3項目について実施するものでございます。

身体的拘束等適正化対策検討委員会を設置することや3カ月に1回以上検討委員会を開催すること、また、検討委員会の結果を施設職員へ周知することが求められております。そして、身体的拘束等適正化のための指針を整備することや身体的拘束等適正化のための研修を定期的で開催し、職員の資質向上を図ることを求めています。

次の（3）基準緩和では、①定期巡回・随時対応型訪問介護看護におきましては、オペレーターの資格基準や地域連携会議の開催頻度について緩和を図っております。

裏面をお願いいたします。

②の療養通所介護では、利用定員の見直しを行っております。

1つ飛びまして、④看護小規模多機能型居宅介護では、サテライト型の設置を認めています。このサテライト型と申しますのは、本体施設からおおむね20分以内の圏内にあって、本体施設に通常ございます事務室などの設備を省略したサービス提供だけの拠点となる出先の機関といった意味合いでございます。

次の⑤地域密着型介護老人福祉施設では、療養病床等からの転換期限が平成36年3月31日まで延長となっております。

次に、第2条におきましては、地域密着型介護予防サービスについて記載しております。

まず、①の共用型地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型）については、入居者と共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用者の合計人数を1日当たり12人以下といたしております。

次の②身体拘束の禁止につきましては、対象施設を介護予防認知症対応型共同生活介護とし、内容は、先ほど（2）身体的拘束等適正化の措置で御説明した事項を規定しているものがございます。

最後に、3、施行日を平成30年4月1日といたしております。

以上、議案第39号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 別紙の身体拘束の関係ですけれども、済みません、私が勉強不足の部分もあるんですけど、介護においての身体拘束って特に定めはなかったものなんですか。

○長寿支援課副主幹兼介護給付係長（久保祝子君） 給付係の久保です。よろしくお願いいたします。

身体拘束の減算規定とかありますのは、今まで施設系サービスだけでした。施設系というのが3施設、先ほどもお話ししましたように、介護老人保健施設——特養、介護特別養護老人ホームと、あと介護老人保健施設と介護医療型施設の3施設のみだったのが、今回は居住系施設と申します介護つき有料老人ホームといいます特定施設等グループホーム、認知症対応型共同生活介護の2カ所が追加されたという形になっております。その部分が、今までされた場合、

5%減算が10%減算という形で減算規定が厳しくなったという形になっております。

今回地域密着の事業所の対象になるのが、グループホームと介護老人保健施設の地域密着型と介護老人福祉特定施設の地域密着型の3施設が対象になってるという形になっています。

以上です。（委員橋本徳一郎君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第39号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第40号・八代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第40号・八代市指定介護予防支援等の事業の人員及

び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第４０号につきまして、引き続き、長寿支援課の秋田課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 秋田でございます。引き続きよろしくお願いいたします。では、座って説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 議案第４０号・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正につきましては、議案書の９３ページからと事前にお配りしております資料、議案第４０号関係資料、こちらを用いて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案書の９３ページをお願いします。

提案の理由といたしましては、厚生労働省が定めます指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準などの改正に伴いまして、条例の改正が必要となったためでございます。

改正の内容は９４ページからになりますが、事前に配付しております資料を用いて御説明させていただきます。

まず、資料の１、改正の趣旨でございますが、厚生労働省令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、２、概要です。在宅医療・介護連携に関することや共生社会に関すること、事前説明に関すること及びサービス担当者会議に関することを追加する内容となっております。

主なものといたしましては、１点目の在宅医療・介護連携に関する事項では、入院の際、自

身が利用している指定居宅介護支援事業者の情報を入院先へ伝達するように促すことや指定介護予防支援事業所の担当職員は必要に応じて利用者の同意を得た上で服薬状況等の情報を主治医などに提供することなどを規定いたしております。

２点目の共生社会に関する事項では、指定介護予防支援事業者が連携に努める対象に、障害者総合支援法の指定特定支援事業者を追加いたしております。

３点目の事前説明に関する事項では、利用者が複数のサービス事業者等を紹介するように要求できることを説明し、理解を得なければならぬと定めております。

４点目のサービス担当者会議に関する事項では、利用者及びその家族の参加を基本とすることなどとしております。

最後に、施行日は、平成３０年４月１日としております。

以上で議案第４０号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第４０号・八代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第４１号・八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第４１号・八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第４１号につきまして、引き続き、長寿支援課の秋田課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 引き続きよろしくお願いいたします。では、座って説明させていただきます。

議案第４１号・八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、議案書の９７ページからと事前に配付しております資料、議案第４１号関係資料、こちらを用いて説明させていただきます。

まず、議案書の９７ページをお願いします。

提案理由といたしましては、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務を実施することに伴い、事業の人員及び運営に関する基準について条例を制定する必要があるためでございます。

内容は９８ページからになりますが、事前に配付しております資料を用いて御説明させていただきます。

資料の１、制定の趣旨といたしましては、改正介護保険法の平成３０年度施行により、居宅介護支援事業所の指定等に関する権限が都道府県から市町村へ移譲されることに伴いまして、指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準について所要の条例を制定するものでござい

ます。

次に、２、概要になります。

制定いたします条例は、総則及び基本方針から指定申請者の要件までの６章構成となっております。基本方針以降の各章について主なものを御説明させていただきます。

（１）基本方針では、丸の３つ目になりますが、特定の種類や特定のサービス事業者に偏ることのないよう公平中立に行うこと、また、その次で、障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めることなどを規定いたしております。（２）人員基準では、常勤の介護支援専門員１人以上を置くことや利用者が３５人を超えるごとに介護支援専門員の人数を１人ふやすことなどを規定しております。（３）運営基準では、裏面のほうになりますが、正当な理由なく拒んではならないことや、その次の、地理的に提供が困難な場合は、他の事業者を紹介するなど必要な処置を講じることなどを規定しております。

また、２つ飛びますが、具体的取扱方針として３０項目を規定いたしております。特に、新たな項目といたしましては、中ほどにあります第２０号において、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合は、必要な理由を記載し、市町村に届け出なければならないと規定してあります。そのほか、秘密保持義務や利益収受の禁止などの規定があります。（４）基準該当居宅介護支援の事業の基準では、各規定の準用について定めております。（５）指定申請者の要件としては、法人であることといたしております。

最後に、３、施行日は、平成３０年４月１日といたしておりますが、第１４条第２０号につきましてのみ平成３０年１０月１日からの施行といたしています。

以上、議案第４１号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

す。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第４１号・八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 賛成全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第４２号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第４２号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第４２号につきましては、こども未来課の松川課長から説明いたします。よろしく願いいたします。

○こども未来課長（松川由美君） こども未来課、松川でございます。

それでは、議案第４２号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、着座にて御説明させていただきます。

議案書は１１３ページになります。また、先日、事前に新旧対照表を説明資料として配付さ

せていただいております。右上のほうに本日の日付、平成３０年３月１４日、あと議案第４２号ということで１枚ものでございます。そちらのほうもお手元に御準備をお願いいたします。

それでは、まず議案書１１３ページをお開きいただけますでしょうか。

八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由でございますが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、条例の改正が必要である。いわゆる認定こども園法の改正がなされ、３０年４月から施行されます。それに伴い、本市条例について所要の改正を行うというものでございます。

それでは、事前に配付いたしました新旧対照表をごらんいただけますでしょうか。

関係条文第１５条を抜粋しております。

第１項第２号、表の真ん中あたりになります、（２）の条文、下線を引いている部分が改正箇所でございます。右側のほうが現行の条文になっております。読みます。（２）認定こども園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び同条第９項の規定による公示がされた施設に限る云々）、この第９項を左側改正案にありますように同条第１１項に改正をいたします。

認定こども園法の一部改正により、本条例に引用しておりました第９項が第１１項にずれが生じたものでございます。内容の変更はございません。

また、本条例の施行日は、平成３０年４月１日といたしております。

ちなみに、認定こども園法の改正内容でございますけれども、これまで認定こども園の認定等の事務、権限は、その種類によりまして都道府県、あるいは指定都市、中核市に持たせてあ

ったんですけれども、それが今回の法改正によりまして、指定都市にあっては全てのこども園について認定等の事務、権限を有するよう改正がなされたものでございます。それに伴いまして、指定都市の長が行うべき事務処理等について項目の追加ですとか文言修正がなされまして、結果、第9項が第11項に繰り下がったというものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上で説明が終わりました。以上の部分について、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第42号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第43号・八代市国民健康保険条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第43号・八代市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第43号につきましては、国保ねんきん課の岩瀬課長から説明いたします。よろしく願いします。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 国保ねんきん課の岩瀬でございます。よろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） お手元の議案書115ページをお願いいたします。

議案第43号・八代市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

改正の内容につきましては、事前にお配りしておりました、右肩に議案第43号資料と書いた資料に沿って御説明いたします。

まず、1つ目、改正理由でございますが、平成30年度国民健康保険の制度改正に伴い、熊本県が策定します熊本県国民健康保険運営方針の中の市町村事務の標準化により、条例規定の統一を図るため、八代市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

次に、2つ目の改正内容でございます。

（1）第4条関係、被保険者資格の適用除外の規定でございますが、このうちの①の第1号では、老人福祉法関連の規定が設けてございます。②の第2号では、児童福祉法関連の規定を設けておりますが、このうち第1号の規定については、既になされておりました国からの通知により廃止するもので、これにより第2号を繰り上げて、被保険者としないうことが出来るから被保険者としないう規定へ改めるものでございます。

次に（2）第7条関係、葬祭費の規定でございますが、これまで県内各市町村で2万円から3万円など葬祭費にばらつきがございましたが、都道府県化に伴い、後期高齢者医療保険を参考に県内全市町村2万円で統一することとなったものでございます。

なお、次の2ページは、条例改正案の新旧対照表でございまして、下線部分が改正箇所となっております。こちらは説明を省略させていた

だきまして、以上で、議案第４３号・八代市国民健康保険条例の一部改正について説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第４３号・八代市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

続けていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

◎議案第４４号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第４４号・八代市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第４４号につきまして、引き続き、国保ねんきん課の岩瀬課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 引き続き、よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

お手元の議案書１１７ページをお願いいたします。

議案第４４号・八代市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

改正の内容につきましては、事前にお配りしておりました、右肩に議案第４４号資料と書きしました資料に沿って御説明いたします。

まず、１つ目の改正概要について、（１）の改正理由でございますが、平成３０年度国民健康保険の制度改正に伴い、熊本県に納付することとなる国民健康保険事業費納付金の財源となる税収を確保するとともに、累積赤字を削減し、本市国民健康保険財政の健全化を図るための改定案でございます。

改正のポイントは、このただいま申し上げました２つ、一つは都道府県化の制度改正に伴うもの、もう一つは本市の累積赤字の解消を目的としたものでございます。

次に（２）の改正内容でございますが、中ほどの表のとおり、国保税は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に分けて、それぞれに所得割、被保険者ごとの均等割、世帯ごとの平等割、この３方式で賦課しておりまして、中ほどの列、現行税率から右側の列、改定案税率に改定するものでございます。

１つずつ申し上げますと、医療分の所得割率を９．６％から１０．６％へ、プラス１ポイント、均等割額を２万４８００円から２万９６００円へ、プラス４８００円、平等割額を１万９２００円から２万２０００円へ、プラス２８００円、後期高齢者支援金分の所得割率を３．９％から３．３％へ、マイナス０．６ポイント、均等割額を６２００円から９３００円へ、プラス３１００円、平等割額を４８００円から６９００円へ、プラス２１００円、介護納付金分は、現行の賦課方式、３方式から県が示す標準保険料率の賦課方式と同じ２方式としまして、所得割率を２．９％から２．７％へ、マイナス０．２ポイント、均等割額８０００円から１万４９００円へ、プラス６９００円とそれぞれ改定するものでございます。

なお、これに基づき変更となります、低所得

世帯等の7割、5割、2割軽減等の減額分につきましても、あわせて改定するものでございます。

(3)の期日でございますが、平成30年4月1日施行予定でございます。

なお、本市は仮算定課税方式をとっておりますので、実際に改定が反映しますのは7月以降の本算定からとなります。

次に、2つ目の改正による影響等でございますが、この改定による被保険者への影響としまして、1人当たり年額で平成29年度比、約7149円、率にして約7.5%、月額にしますと約596円の増額となる見込みでございます。

なお、国民健康保険税は世帯単位で計算しますので、前年の所得や世帯構成等に影響しますことから、全世帯一律の増加とはならないものでございますので、参考のため個別ケースの計算例をお示しいたしました。

(1)のケースでは、月額1人当たり約1060円の増、(2)のケースでは、月額1人当たり約310円の負担増でございます。

なお、2枚目以降の資料は、国保税条例の改正案と現行の新旧対照表でございまして、下線部分が改正箇所でございます。こちらは説明を省略させていただきます。

次に、ただいま御説明しました税率改定案に至りました経緯としまして、参考として添付しておりますカラー刷りの資料、国保都道府県化に伴う八代市国保財政状況と国保税率等の改定案をごらんください。

紙面の左側、水色の点線より左側をごらんいただきまして、本市国保財政の状況からお話しさせていただきます。

国保年額額は、健全な財政状況にございました平成24年度は、1人当たり8万5541円でございましたので、平成25年度から低所得者対策といたしまして、所得や世帯の被保険者

数に応じて均等割、平等割を7割、5割、2割軽減する制度に0.5割を独自に加算して、7.5割、5.5割、2.5割を軽減する対策を平成27年度まで実施しておりました。これによる財政的な負担は、おおむね年間5000万円でございました。

しかしながら、折りしも、この対策を実施した平成25年度から医療費の伸びが著しくなりまして、財政状況が悪化し、平成27年度から赤字となりましたため、平成28年度からは税率改定による増税をお願いし、現行税率表に示しております税率で賦課しておりまして、平成29年度1月現在の国保税は、1人当たり9万4813円でございます。

一番下の表とグラフは、財政状況を端的にあらわします歳入と歳出の差し引きである収支について、平成24年度から現状平成29年度までの見込み、そして平成39年度までの推計を見通したものでございます。単位は億円で表示しております。

平成29年度見込みまで、水色の点線より左側の現状としましては、平成25年度から基金により財源を補っておりましたが、それ以降、財政状況は好転することなく、平成27年度には基金が枯渇し、3.3億円の赤字に転落したところでございます。

現在、この赤字分は翌年度の歳入から繰り上げ充用しておりますので、歳入引く歳出の額は累積赤字をあらわすことになります。平成28年度決算では、単年度1.6億円、累積で約5億円の赤字でございましたが、平成29年度は、単年度3億円、累積赤字は約8億円になるものと見込んでおります。

このような中、水色の点線の右側、上のほうに目を転じていただきますと、中ほどの紫色の文字、国保都道府県化でございます。平成30年4月からいよいよ国保が都道府県化されます。これとともに、右側のただいま申し上げま

した赤字の8億円の累積赤字解消、平成30年度の改定は、この2つの課題をクリアしなければなりません。

まずは、国保都道府県化でございますが、1月下旬に県から提示されました本市の標準保険料率表をお示ししております。

特徴としましては、所得割の応能分は現行より下がり、均等割、平等割の応益分が現行より上がっております。これは、本来、応能分と応益分の賦課割合は5対5が基本とされておりますので、提示された標準保険料率は、これに沿った率や額になっておりますが、本市の現行の応能分と応益分の割合は、独自の低所得者対策を廃止し税率を改定する際、低所得者への影響を抑えるため所得割のみを上げたことから、応能分と応益分の割合がおおむね6対4となっているためでございます。

この提示された標準保険料率で現在の加入者に当てはめて独自試算してみますと、国保税は1人当たり年額約1600円、率で約2%の増でございました。

しかし、県に納付します国保事業費納付金に900万円ほど財源不足であることがわかりましたので、不足が出ないように再度試算してみましたところ、国保税は1人当たり年額4100円、率にして約4.3%の増でございました。

一方、8億円の累積赤字解消でございます。

これまでの国や県によりますと、原則5年以内で赤字を解消することとされておりますので、まずは5年以内の解消を目指しまして、単純に8億円を5年で割って、単年度収支がおおむねプラス2億円出るように試算してみますと、国保税は1人当たり年額約5600円、率にして約6%の増となりますので、都道府県化による増分と合わせますと約10%の増税となってしまう。

そこで、10年以内の解消に伸ばしますと、

国保税は1人当たり年額約3000円、率にして約3.2%の増で、5年のときの約半分となります。

これら、都道府県化と累積赤字解消のそれぞれを合わせて試算したものが、中ほどにある平成30年度改定案でございます、1人当たり年税額は10万1962円、平成29年度見込との比較で平均7149円、率にして7.5%の増をもって改定案とするものでございます。

なお、改定案の税率は黄色で示した改定案税率表のとおりでございますが、内容としましては、応益分は県から提示されました標準保険料率を100円単位で調整した額に固定した上で、応能分の所得割により調整を図ったところでございます。

しかしながら、このような増税はできる限り抑制すべきところではございます。増税を抑制するためには医療費総額を抑制することが必要となっておりませんが、これには被保険者お一人お一人の健康維持以外にはございません。

このため、本市としましては特定健診はもとより、全市民対象に健康づくり応援ポイント事業や国保被保険者向け人間ドック・脳ドック助成事業など新たに実施しまして、引き続き、医療費適正化対策をさらに強化するところでございます。

いずれにしましても、被保険者お一人お一人の健康が保持されますよう、そして1日も早く本市国保財政が健全化できますよう、引き続き、本市国保事業について検討を重ねてまいるところでございます。

以上で議案第44号・八代市国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野崎伸也君） 本件について一般質問でもいろいろと質疑された内容だったと思いま

すけど、改めてなんですけど、低所得者に対する対応という部分についてもう一度説明いただけますかね。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） ただいまの御質問は、平成25年度から27年度まで実施した対策ということ……。〈委員野崎伸也君「いや、今も、——何もなかつちゅうことですかね、なかったですかね」と呼ぶ〉

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 現在独自の低所得者対策はございません。

○委員（野崎伸也君） わかりました。それじゃ別のほうでいきますけど、今参考資料でいただいたやつ、資料、すごい見やすくていいなというふうに思ったんですけど、これで8億円の累積赤字の解消について、国、県の指針で5年以内に解消しなさいというような指針がある中で、八代市がその10年を選んだというのは、やはり非常に高額になってしまうというところを抑制したいというのが多分あらわれていると思うんですよ。であれば20年でもよかったっじゃなかですかというようなことも考えらるんですけど、そこはどうなんですか。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 5年以内では、かなり1年当たりの負担額がふえてまいりますのはただいま御説明したとおりでございますので、10年以内の倍に伸ばしたところでございます。

しかし、これを20年に伸ばしますと、被保険者の数等々、非常に不確定要素が多くなり過ぎまして見込みが立てづらいと。まあ基本的には1人当たりの上げ幅は当然小さくなるのは目に見えてはおりますが、医療費がこのまま現状のとおり1人当たりの医療費が伸びてまいりますと、どうしても算入以外の部分がふえてくるということになってまいりますので、余り20年に伸ばすと見込みが立てづらいというところもございます。ということで、まあ10年以内ということで算定したところでございます。

なお、参考までに、本年1月末に国から示されました赤字解消に関する指針につきましては、これまでは5年間ということで定めてあったんですが、原則6年というふうに伸ばされたところでございます。ただし、その6年といひましても、必ず6年ではございませんで、目安として6年ということで国のほうから示されております。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。国、——まあ、これを10年にしようが20年にしようが、ペナルティーはないということでよかったですか。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 特にペナルティーはございません。

○委員（野崎伸也君） あとですね、表の下の方に歳入、歳出のやつですよ、累積赤字の部分を示してあつとですけども、これが結局はなくならんというところにいつとつとですよ。まあ38年でなくなるということになつとつかもしれんとですけども、何ていいますか、多分改定がこの34年にまた控えとるじゃなかですか。そこら辺のところ、さっき言ひなつたごて、スパンが長くなつてくるといろいろな不確定要素が多くあるもんだから立てづらひんだというのをさっき言われたのがここに反映しとるのかなというふうにちよつと思つたところなんですけれども、あと基金についてですよ、もうなくなつてしまつてつていう話なんですけど、もう当然累積赤字がある中で、この基金を積み立てるとかというのはできないんですけど、基金を持つべきものなんですかね、これは、この健康保険というのは、今の状況の中で。以前は多分持つとかないかんというような話があつたかもしれんとですけど、今現状で持つところなんてないですし、それを持つとくべきようなあれなんですかね、基金ていうのは、ここの部分は。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） これまで

は厚労省の指針では5%以上、かかる医療費の3年平均の5%以上、25%程度まで持つのが理想だということで厚労省のほうからは示されておりました。

今後、都道府県化された以降につきましては、特段そういった面での通知はございません。しかし、ある程度財政的な面を考えますと、少しなりとも基金はあったほうがいいではなかろうかというふうに考えられます。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 一般質問でもさせていただいたんですが、この国保財政で何とか解消しようという考えは、まあ理解できなくはないんですが、やはりほかの自治体としては、ほか、もう人吉なんかは逆に下がってる状態なんですよ。まあ芦北はもう現状維持ということなんですけども、そういったのも自治体の努力でということもされてますので、法定外繰り入れなんかもですね、まあ1つのやり方として、30年度に関してはもう国もそれを算入を認めるというふうなことを言ってますので、そういう部分も検討していただけたらなとは思っていますが、その分の検討はされたんでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

法定外の繰り入れにつきましては、今まで八代市の場合、今まで法定外の繰り入れやっていませんでした。

今回初めてですね1000万ほどの子供医療費関係での国庫支出金がですね、減額分を補填があるということなんですけど、今私どものほうも、1つの選択肢としてはですね、法定外繰り入れとかですね、そういうのも検討はしたんですが、結果としてはですね、国保だけじゃない、要するに八代市民は国保は4割程度ですから、大方6割、7割のそのほかのですね健康保

険の市民がいらっしゃるものですから、その財源を国保に投入するだけではですね、いわゆる不公平感というのがまた新たなところでまた出てくるというようなことも考えて、今回に至ってはですね、単純に国保の中での単独での財政健全化ということを図ってはいるんですが、今後ともですね、要は市の財政の部局とですね、そこらあたりについては検討していくということですね話といたしますかきてるんで、すぐですねそういうような解決、——法定外ということではないんですが、課題としてはですね、財政部局には認識を初めてしてもらったというような状況でございます。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君） 不公平感というふうなことを言われましたが、社会保険の部分ではですね企業のほうが半額保険料を負担してるという部分もあります。

金額面でいくと、やはり国保のほうが交付金も下がっているという部分は今までありましたので、金額面でいくとどうしても国保のほうが高くなるというのは構造的にありますよね。

そういったものをきちんと説明していただいた上での検討をしていただけたらなと思いました。済みません、要望です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（野崎伸也君） 今回ですね、非常に加入者の方に対してちょっと厳しい値上げの状況になるということなんですけれども、医療費の適正化に向けていろいろとまた新しい事業もですね今回用意されているというか、やっていこうというようなことでございます。しっかりとですね取り組んでいただいて、医療費の適正化

に向けてですね努力していただきたいというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（福島安徳君） 今まで言われましたように、やはりこれだけの値上げするという段階になれば、本当にものすごく厳しい状況が生まれてくるだろうと思います。

滞納なんかがまた心配されますけれども、そういった面ですね含めて、そういったことがあれば、また余計きつくなるという、そういうのを含めて、慎重に進めてほしいなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員（野崎伸也君） 済いません。先ほども質疑の中で言いましたけれども、まあ20年スパンで借金を返していくというのはちょっと難しいという、試算が難しいというところでの判断で10年にされたということですが、ここを下げることで、がくんと支払う額を下げられるような気がしますんで、今後ともですね、これちょっと研究していただければというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 野崎委員、5年じゃなくて10年でしょ。

○委員（野崎伸也君） 10年で借金を返していくというところをやっぱ研究していただきたいなというところです。少しでもやっぱ支払う方ですね負担を下げるという意味で取り組んでほしいと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第44号・八代市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛

成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第45号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第45号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第45号につきまして、引き続き、国保ねんきん課の岩瀬課長から説明します。よろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 引き続きよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、議案書の121ページをお願いいたします。

議案第45号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の内容につきましては、事前にお配りしました、右肩に議案第45号資料とありますもので御説明したいと思います。

それでは、まず、1つ目の改正理由でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴いまして、八代市後期高齢者医療に関する条例の住所地特例に係る規定等を改正するものでございます。

次に、2つ目の改正内容でございますが、これまで国保から後期高齢者医療に移行する場合の住所地特例の規定がなかったことから、法律の改正に伴い、条例に追加するものでございます。

次に、3つ目、施行期日でございますが、こちらは平成30年4月1日でございます。

そもそも、この住所地特例といいますのは、

中段の囲みに書いておりますところですが、後期高齢者医療保険及び国民健康保険は住所地での加入が原則となりますが、特別養護老人ホームや障害者施設等への入所、または病院への長期入院などにより転出する場合、例外的に引き続き転出前の住所地の保険へ加入いただく制度が住所地特例制度でございます。

これは、施設や病院がある市町村に被保険者が集中することによる財政負担の不均衡を是正することを目的とするものでございます。

一例としまして下にあります例のように、国保の方がB市の対象施設へ転出された場合は、住所地特例の適用を受けて八代市国保の被保険者となります。この方が75歳になりまして、後期高齢者医療保険へ加入する場合、これまでB県広域連合の被保険者でございましたが、この改正により、熊本県広域連合の被保険者とするものでございます。

なお、2ページ以降は条例改正案の新旧対照表でございまして、下線部分が改正箇所となっております。こちらは説明を省略させていただきます。

以上で議案第45号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第45号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

執行部入れかえのため、小会します。

（午後5時08分 小会）

（午後5時09分 本会）

◎議案第46号・八代市学校・子ども教育応援基金条例の制定について

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第46号・八代市学校・子ども教育応援基金条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長（釜 道治君） 議案第46号につきまして、宮田教育政策課長が御説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○理事兼教育政策課長（宮田 徑君） 教育政策課、宮田です。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○理事兼教育政策課長（宮田 徑君） それでは、八代市学校・子ども教育応援基金条例の制定につきまして御説明をいたします。

まず、説明に入ります前に、今回の条例案につきまして、大変申しわけございませんけれども、正誤表を出させていただいておりますので、訂正箇所の御説明からさせていただきたいと思っております。

議案書の124ページでございます。

正誤表にございますように、上から8行目、第2条にございます、一般会計からの繰入金をもって充てという箇所を、その他の収入をもつて充てという文言に訂正をいたしております。

これは、繰入金という用語が一般会計と特別会計の間のやり取りを示す用語であるということで、当基金も一般会計の一部であることか

ら、用語の使い方が適当ではないということが明らかにになりましたため、この部分を本市の各種の基金条例でも一般的に使用されております、その他の収入をもってという用語に変更するものでございます。なお、当条例の趣旨には変更はございませんので、御了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、今回の条例案の説明に入らせていただきますけれども、今回の条例制定の理由でございますが、市では本年より、市長の基本政策の一環といたしまして、教育を支援する新たな基金を創設することとしており、本年度策定中の市総合計画にもうたわれております。

まず、基金創設の概要、経緯等につきまして御説明させていただきたいと思います。

別にお配りしております、八代市学校・子ども教育応援基金についてというA4判の資料をごらんいただきたいと思います。こちらの1枚ものでございます。

初めに、基金の名称は、八代市学校・子ども教育応援基金。

事業内容といたしましては、グローバル化や情報通信技術の進展など、社会の目まぐるしい変化が進む昨今、学校教育においても地域の未来を担う児童生徒の学びをなお一層支援していかなければならないということで、基金を創設し、市民や企業、ひいては広く市外からも八代市の教育を応援したいという御寄附を募りながら、学校教育の振興に資する事業に活用を図っていくものでございます。

経緯につきましては記載のとおりでございます。基金の当初の原資といたしましては、昨年7月に教育の振興のためにと頂戴いたしました寄附金1000万円をまず充てる予定でございます。

今後のスケジュールといたしましては、この3月議会に条例案と補正予算案を諮っております。そして、3月末にはですね、基金を創設、

立ち上げを行なう予定でございます。

また、基金を活用して実施する事業につきましては、この右側にちょっとスケジュールを書いてありますが、これから学校現場のニーズ、それと対応すべき課題などを検討いたしまして、子供たちの学力向上、それと生きる力を育むための事業について、事業内容、予算等を検討、決定していきたいと考えておりまして、6月議会にですね、補正予算案として提案の予定でございます。

以上がこの基金の概要でございます。

それでは、議案の124ページをお願いいたします。

条例自体は大変基本的な事項を定めたシンプルなものでございますけれども、まず、第1条では、子どもたちの学びを地域とともに支援するという設置目的をうたっておりまして、第2条では、基金は寄附金及びその他の収入をもって充てることを定めております。

第3条以降の、管理、それから運用益の処理、繰替運用などは、各種の基金条例に共通した基本的な取り決めでございます。

続く第6条では、第1条に規定する基金設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限っては、基金を処分することができることとしております。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（福嶋安徳君） いや、まずはお礼を言いたくて、意見を言います。

○委員長（上村哲三君） 質疑。（委員福嶋安徳君「いや、もう意見でよかですか」と呼ぶ）いや、意見は待ってください。

○委員（橋本幸一君） 学校教育関係はいろんな国、県の補助事業等があつとですが、結局これについては補助事業対象外ということで理解

してよろしいんですか。

○教育部長（釜 道治君） いろいろ補助事業があるというお話もございましたが、ソフト事業についてはですね、なかなか手の届くような、子供たちのためにいろいろする事業についてはなかなか補助事業がないという側面もございます。

そういう意味からですね、今回はこういう大口の基金もいただきましたし、これまでも継続して寄附をいただいております。そういう意味で、やります事業は当然八代市の事業でやりますので、この事業はもう基金だけの事業とかということではないんですけれども、ぜひこの基金の、例えば大きなものは、これは一般会計でしかできません。

例えば、今回で言うなら電子黒板の導入、1つでうん千万というのは当然できません。ただ、いろいろ現場、子供に寄り添う、学校に寄り添うという中で、いろんな事業をするときに、この基金を活用して、全部その事業でする場合もあれば、一部財源の1つとしてこれを充てるといようなこともございますので、要は予算審議のときにも御説明を担当がいたしましたけれども、例えば、研究指定というのは、そこで指定したものを全校区に広げるといところがございしますが、国、県の指定の場合は、例えば10万とか20万とか補助があるんですけれど、市の指定の場合はないものですから、そういうようなところにこういう基金を充てれば、いろんな配慮ができるかなという思いがございしますので、いわゆる特に学力向上を中心とした事業あたりに充てればなと思ってこの基金を提案させていただいたというところでございます。

○委員（橋本幸一君） 今説明の中で、ソフト事業って、ソフト事業に限定されるんですか。

○教育部長（釜 道治君） 限定というふうな発想よりも、今、まずはこれ1000万でスタ

ートさせていただく中で、やっぱハード事業は結構多額な金になりますもんですから、多額のものは本来市が準備すべきものですので、通常の私たちの予算措置の中でも当然対応していかなければいけないちゅうところがございしますので、まあ主にはやっぱりソフト事業が中心になるんであろうというふうに考えております。

（委員橋本幸一君「はい。理解しました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（橋本幸一君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終わります。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（野崎伸也君） 予算のときにもお話をしましたけれども、今の橋本さんの中でどういった事業をということで、全く見えないわけなんです、説明の中ではですね。ただ、釜部長が言われたように、ソフト事業的なところというふうに、またちょっとうっすらは見えてきたんです。

基金ていうのは、やはりその目的、使う目的というのをはっきりしとかんと、ややもすれば、その時々状況によって、またその権限がある方によって、使い道が変わってくるというところが心配するわけなんですよ。

さっきソフト事業で言いなつたけんが、安心はちょっとしちゅうちゅうか、例えば、こんなもんば買ってみようかとか、ただそういったところに使われたらですね、あんまり意味がなかつたかなというふうな思いもありましたんで、予算のときも言うたっですけれど、あらかたのですね細則的なところはですね、やっぱり準備すべきだと思うんですよ、こういったものに使うんですっていう具体的なものばですね。と

いうのをちょっとお願いをしておきたいと思います。

さっきの説明の中じゃ、また6月ぐらいにはもう補正ですねお願いをしたいというようなところがありますので、そこら辺のところでは、もうそういった具体的なやつが少しでもですね言っていただけるように進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 福嶋委員どうぞ、さっきの。

○委員（福嶋安徳君） いや、もうありません。いいです。（笑声）

○委員（橋本徳一郎君） 先ほど説明の中で、学力向上を目的とかに使いたいという云々言われましたけど、テストの点数とか、そういう点数を追求するという形ではなくてですね、学ぶ楽しめとか、そういったものを感じられるような形で活用していただきたいと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第46号・八代市学校・子ども教育応援基金条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第47号・八代市八竜山自然公園条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第47号・八代市八竜山自然公園条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長（釜 道治君） 議案第47号につ

きまして、廣兼生涯学習課長が御説明いたします。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（廣兼和久君） 生涯学習課の廣兼でございます。よろしくお願いいたします。

議案第47号・八代市八竜山自然公園条例の一部改正について御説明いたします。座って説明をさせていただきたいと思います。

議案書の125ページをごらんいただきたいと思います。それと、事前に別紙にてお配りをいたしております新旧対照表がございます。議案第47号で書いてあると思うんですが、1枚ものでございます。よろしいでしょうか。（「1枚だけ」と呼ぶ者あり）はい。

よろしいでしょうか。（「よか」と呼ぶ者あり）

それでは、八竜山自然公園条例においてですね、小学生未満の利用者に関する規定を新たに定めるとともに、利用料をわかりやすく提示することと、一部文言の削除をするための条例の一部改正でございます。

主なものといたしまして、まず、第16条の3号中の第11条から第13条までの規定中の市長とあるのは、指定管理者と読み替えるという部分をこれを削除いたしております。

この第11条は使用料、第12条が使用料の減免、第13条が使用料の不還付ということでございます。これを指定管理者にさせることは不適ということからの判断で削除ということになっております。

次に、別表第2のほうになりますが、旧条例の備考の1を新条例の備考の3に、旧条例の備考の2を新条例の備考の6といたしております。

備考の2のほうにはですね、宿泊施設の利用人数は、小学生未満の者を0.5人として計算する。ただし、人数に1人未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるを新たに加えており

ます。

また、新条例の備考の1、4、5につきましては、旧条例の表内の備考欄を設けておりましたが、そちらのほうから全てその表内を削除いたしまして全て備考欄に記載するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたしたいと思います。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野崎伸也君） これ、見にくかったっば見やすく書きかえたちゅうだけでよかですか、理解は。何か利用料とか変わってないんですよ。

○生涯学習課長（廣兼和久君） 利用料等は全て変わっておりません。ただ、今まで子供の利用の明記がなかったというところで、これを0.5人というところで明記をしたというところでございます。（委員野崎伸也君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第47号・八代市八竜山自然公園条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第48号・八代市さかもと青少年センタ

一条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第48号・八代市さかもと青少年センター条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長（釜 道治君） 議案第48号につきまして、引き続き廣兼生涯学習課長が御説明いたします。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（廣兼和久君） 引き続きまして、議案第48号・八代市さかもと青少年センター条例の一部改正について御説明いたします。着座にて説明いたします。

議案書の127ページをごらんいただきたいと思います。こちらのほうも事前に別紙にてお配りいたしております新旧対照表、2枚ものでございます。こちらのほうで御説明を差し上げたいと思います。

こちらのほうは、今回休館日に関する設定を設けるということと施設の使用料をわかりやすくすること、利用範囲、使用料の減免等について文言の修正を行うための一部条例改正でございます。

主なものといたしまして、まず、第5条の次に1条加えまして、第6条を休館日といたしております。12月29日から1月3日までを休館日とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができるとしております。

次に、利用の許可等ということで第8条といたしまして、利用者をセンターを利用しようとする者と改めております。2項を整理いたしまして、センターの管理上必要な条件を付すことができるというふうにいたしております。

次に、第10条、利用の許可の取り消し等というところでございますが、センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理上支障があると認めるときは、センターの利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができ

るといたしまして、第3号に、虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたときというのを追加いたしております。

次に、第12条です。利用の減免のところでございます。市長は必要があると認めるときといたしまして、1号、2号を削除いたしております。こちらのほうは新たに規定のほうでうたう予定になっております。

最後に、別表のほうですが、第11条の使用料を別表にしたものでございます。全室の部屋を明確にしたことと、宿泊施設は和室のみとなっていることから、和室のみの項目を追加いたしまして、ここに宿泊時間、宿泊料金を記載し、小学生未満を新たに加え無料というふうにいたしております。

また、室内運動場、体育館のほうですが、この欄を削除いたしまして、シーツの使用料金を新たに加え、備考に宿泊時間内の調理実習室の使用料と洗濯機の使用料及びシーツの利用日数と交換する場合の使用料の加算を記載しております。こちらのほうも料金のほうは全く変わってない状況でございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。ないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） じゃあ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第48号・八代市さかもと青少年センタ一条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

それでは、しばらく休憩いたします。

（午後5時29分 小会）

（午後5時45分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、継続審査の陳情1件です。

それでは、平成29年、陳情第9号・熊本地震被害者の住宅再建についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりです。

しばらく小会します。

（午後5時45分 小会）

（午後5時47分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

本陳情について、質疑、御意見等はありませんか。

○委員（野崎伸也君） 継続で審査してきた分の陳情ということでございます。

これまでもずっと早く採択するべきというような私の意見を申し上げてきましたんで、また、1日も早く復旧を望む声が多いということでございますので、採決のほうをですねしていただきたいというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） ほかに御意見はございませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 私も採択のほうですっとお願ひしております。実際困ってる被災者の方もたくさんおられますので、ぜひ採択のほうをお願いしたいと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） この件につきまして、熊本県の発表がですね、災害に遭った仮設

におられる世帯とみなしにおられるみなし仮設ですよね、そういったところにおられる仮設を発表されておりました。

熊本県が発表した中でいくと、みなし仮設に住まわれておられる方が1万3000世帯、それと普通の仮設でおられるのが1万5000世帯ということで、それぞれやはり大変な計画の中で、自分たちも我慢をしながらですね仮設でやはり住んでおられる方々が大変おられます。

そういう中にありまして、この陳情についてはですね、自分の住まいは持っておられる状況でございます。まあそういうことでですね、そういった流れを考えてみますならば、もう少しその状況を考えていく必要性もあるという思いが私自身がありましてですね、他市の状況もいろいろと考えてみましたが、これをいつまでもですね後に残していくということについてもちょっと無理があるんじゃないかなというふうに思います。

また、この財源について、どこが出すのか。市にしろ、国にしろ、この財源を持っていくというのは、やはりあくまでも市民負担、国民負担になるというのが実情ではないかというふうに思います。

そういうことでですね、この件につきまして審議未了でお願いできればというふうに思います。

○委員（橋本幸一君） この被災者の生活再建支援というのは、要は結局これは意味合いから言えば見舞金的なものと思うんですね。被災したから補償をという、そういうものではないと思うわけですよ。

見てみますと、結局災害弔慰金が500万、そして災害の障害見舞金が上限として250万という、その中からすれば、300万というのはそんな少ないとは私は言えないと思うしですね、それと、結局その拠出金というのは、都道府県、国、半分半分と思うんですが、これは増

額でなれば、逆に言えば、かえってまた税の見返りということで、そこに負担が要るわけで、ひいてはまたそれが、つげが回ってくるんじゃないかなという、そういう思いもするわけで、これについてはまだまだやっぱり簡単にはいかない。だから、今の段階では私も審議未了が妥当かなと思っております。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） 私、できるだけ早く採択してほしいという気持ちがあったんですよ。ただな、八代市は今度いろんな意味で、庁舎問題とか、あるいはユネスコ登録のあれで文化遺産等ば守らんばならんちゅうこともあるし、そしてまた武道館なんかもつくらんばらんという目白押しになっている状態でありますので、今、——早く採択してほしいという気持ちがあったんですけども、それを考えたときですね、私たちは八代市全体のやっぱしことば要するにしていかなば。これにまた個人的な、——私、見舞って思ってたもんだから、これを個人的なものをどんどんしていきよんなら、恐らくいろんな公共的なものの、いわゆる施設がおくれる可能性があるなというような感じがしとるんですよ。

だから、もう一応審議未了ちゅう形のほうが今回はもういいんじゃないかなちゅう気持ちになっております。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ないようですので、それでは、審議未了を求める意見と採決を求める意見がありますので、まず、審議未了についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、閉会中継続審査の申し出

をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

(午後5時55分 小会)

(午後5時55分 本会)

◎所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、まず、教育に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部から発言の申し出がありますので、これを許します。

・教育に関する諸問題の調査(学校施設空調設備設置事業について)

○教育部長(釜 道治君) 大変お疲れの中ですが、学校施設空調設備設置事業について、資料をもって御説明をさせていただきたいと思います。

なお、本定例会での一般質問、また本日の審

議でも一部お答えしたところがございますけれども、その点御了承よろしく願いいたします。

説明については有馬教育施設課長がいたします。よろしく願いいたします。

○理事兼教育施設課長(有馬健一君) 教育施設課長の有馬です。どうぞよろしく願いします。

学校施設空調設備設置事業について御説明いたします。恐れ入りますが着座にて御説明申し上げます。

今、釜部長のほうからお話ありましたが、この事業につきましては一般質問でも部長のほうから答弁がっておりますし、本日の平成30年度当初予算審議の中でもですね教育部次長のほうから少し内容について説明がっております。

私から、現在での事業案について、資料をもとに説明をさせていただきます。別紙の資料、ございますでしょうか、学校施設空調設備。

それでは、資料の1ページをござんください。

まず、1項目め、事業の目的につきましては、学校、幼稚園の普通教室等に空調設備を設置し、夏季における児童生徒等の健康維持と学習しやすい教育環境を確保すること、また、学校施設は大規模災害時に避難所となることから、避難所としての防災機能の強化、充実を図るものでございます。

2項目めに、文部科学省が行った公立学校施設の空調設備設置状況調査についてでございますけれども、これは平成29年4月1日付の調査結果でございますけれども、ござんのとおり八代市の普通教室への設置率が、小中学校で7.1%、特別支援学校で100%、幼稚園が0%という数値でございまして、国平均、県平均と比較し、小中学校と幼稚園の数値が低いことがわかります。

3 項目め、設置場所については、八代市立の施設で小学校 24 施設、中学校 15 施設、幼稚園 6 園で合計が 45 校と園を予定しております。部屋数につきましては 805 室となっております。

設置する教室については、小中学校における新規に設置する部屋が、普通教室、特別支援教室、少人数教室、図書室等がございまして、新規のほかに、現在設置済みのエアコンで耐用年数を迎えたエアコンについてもあわせて更新する予定としておりまして、パソコン室や管理諸室がございます。

幼稚園では、新規設置が、保育室、遊戯室、会議室で、耐用年数を迎えた更新分が職員室となります。

また、設置しない教室につきましては、下に書いておりますけれども、図工室や家庭科室等がでございます。

次の 2 ページをごらんください。

4 項目めの導入方式についてでございます。

まず、①の整備手法については市の直接施工方式といたします。②の室内機の形式については天井吊形を基本といたします。③の空調動力は、電気方式を主とし、一部の部屋にガス方式を検討いたします。このガス方式については、燃料が都市ガスや LP ガスを使用するものでございます。④の事業スケジュールにつきましては 3 カ年計画を予定しております。

平成 30 年度、2018 年度は、中学校と幼稚園の設計、泉小学校は泉中学校と一体型の学校であることから設計を行います。平成 31 年度、2019 年度は、中学校、幼稚園と泉小学校の工事を行い、泉小学校以外の小学校の設計を行います。2020 年度は小学校の工事を行うこととしております。

エアコンの稼動時期につきましては、工事を実施した年度の 12 月ごろを予定しております。

幼稚園と中学校を先行して設置する理由につきましては、一般質問でも答弁しておりますが、幼稚園は体力のない園児の体力面を考慮したことと、中学校は高校進学に向けた学習環境の改善や、小中学校 9 年間を通してより多くの児童生徒がエアコンを利用できるように考慮したためでございます。

5 項目めの総事業費は約 25 億 5000 万を見込んでおります。年度ごとの内訳は資料のとおりとなっております。

財源には、国庫補助金、文部科学省の学校環境改善交付金、補助率 3 分の 1 と、市債が過疎対策事業債、合併特例債、緊急防災減災事業債を予定しております。

6 項目め、設置後の運用につきましては、エアコン設置後の電気料等の維持管理費は年間約 4200 万円の増加を見込んでおります。また、稼動の時期や温度設定、維持管理方法など、適性かつ効率的にエアコンを使用するため、運用ルール等を記載した運用ガイドライン等を整備する予定でございます。

教育部といたしましては、子供たちの快適な教育環境の確保と防災機能の強化充実という観点から、学校施設整備の最優先課題として本事業を推進してまいります。

以上、学校施設空調設備設置事業について説明を終わります。

○委員長（上村哲三君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（野崎伸也君） 済いません、2019 年度、20 年度で設置していかれるということでしたのでございました。2019 年度は何台なんですかね、全体で 805 室ということでしたけれど。わかりますかね。

○教育施設課副主幹兼設備係長（塩塚将朗君） 失礼します。教育施設課の塩塚でございます。よろしくお願いいたします。

最初の年度に取り組みます幼稚園と中学校、

それから泉小学校の台数という御質問でございますが、部屋に応じてですね台数が少し異なりますことから、部屋数でのお答えとさせていただいてよろしいでしょうか。（委員野崎伸也君「よかです」と呼ぶ）予定では310室を予定いたしております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君）　じゃあ20年度は、そのあと残りということですよかですか。805から引けばということですね。（教育施設課副主幹兼設備係長塩塚将朗君「はい」と呼ぶ）

○委員（野崎伸也君）　わかりました。

工事の時期はいつぐらいで言いなつたのですかね、年間のうちの。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君）　大体夏休みにですね着工できるかというところですけど、ちょっとそこにつきましては、8月か9月ぐらいに大体着工になるかと予想しております。

○委員（野崎伸也君）　わかりました。

あとですね、結構な台数を設置していかないかん、2年間でということで、また期間も短い中でということなので、以前から質問してきたときにですよ、業者をどぎゃんふうにするかということと、当然のごとく八代の市内の業者を使っしてほしいというようなお願いはずっとしてきたんですけど、それは大丈夫そうですか。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君）　私どもといたしまして、まあそこについてはですね、業者のほうもある程度確保は、設備関係につきましてはですね、確保はできるかなというふうに考えております。

発注についてもですね、契約検査課のほうとも協議しまして、地元企業ということになるだろうとは思いますが、一応その件につきましては十分請負のほうも可能かと考えてはおります。

○委員（野崎伸也君）　最後ですけど、空調の

動力ですね、電気方式を主とすると、一部にガス方式というのがあります。

災害時の避難所ということの観点も事業の目的の中に入っているということで、電気方式が本当にいいのかどうかというのがやっぱりちょっと心配するんですよ。

前回の熊本地震のときに、八代市はそういったライフラインの切断はなかったというようなことはあったんですけども、電気のほうが来なくなると、使えないということであれば、本末転倒かなというような思いもあって、で、以前からガスのほうですよ、都市ガスじゃないほう、ガスのほうのやつば導入したらどぎゃんのですかというような御提案もですねさせていただいてきつたですけども、そこら辺のこの動力の方式の決定に当たって、どういった検討をされたのか、ちょっとお話を聞きたいと思っております。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君）　このガス方式と電気方式ですね、これのいろいろコスト比較とかランニングコストですね、これあたりについていろいろ検討をしまして、この機器につきましては電気方式のほう安くなってます。で、全てをこのガス方式にしますと、インシヤルコスト、設置費がかなり高額になってまいります。

ということで、一部にこのガス方式を検討してるんですけども、このガス方式の機器の中ですね、自立運転ができる機種がございます。もし停電になっても、ガスさえあればエアコン、またはその外部電源を引き出せるような機種がございます、実はそれを一部の部屋に設置して、もし停電のときも一部の部屋は介護が必要な避難者をそこに避難させることが可能となるということで、停電になった場合も考慮してですね、一部にこのガス方式を導入することでの今検討を進めているところでございます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

言われたとおりだと思うんです。やっぱコストの面からいけばですね、本当にガスというのばかり導入してもどうもならないというふうなことはあると思うんですけど、言われたとおり、一部でもですねそういったところ、各小学校とか中学校にそういったものが1カ所でもあるように、1つでもつけられるようにですねやっていただきたいと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） 関連してですね、この動力形式で電気とガスとありますけれども、やはり電気の中にもですね3種類の使い道があるわけですね。低圧電気と今の普通の家庭用と、それと200ワット式という形で、それぞれ電気を利用する価値があるところがあつとですよ。

低圧になればですね、もう相当金額が、使った料金が相当安くなるという、そういうメリットがあるわけですね。それで、大量にやる場合に、そういった面をですねいろいろ検討して見る必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

電気が一番今は便利は便利です。それと、今の空調施設がですね、1日つけとったって何も電気料が上がらぬような今機械になっとるしかです。そういった面考えればですね、やっぱ電気がいけば、考えてみればどうかなというふうに思っております。

3段階の電気の使用がでくる電気の設置がありますけど、そういったところも検討してみてもいいかなかな。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、学校施設空調設備設置事業についてを終了します。お疲

れでした。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

執行部入れかえのため、しばらく小会します。

（午後6時11分 小会）

（午後6時12分 本会）

・保健・福祉に関する諸問題の調査（八代市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期特定健診等実施計画の策定について）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部から発言の申し出があつておりますので、これを許します。

それでは、八代市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期特定健診等実施計画の策定について、説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

八代市国民健康保険関係での計画の策定につきまして、健康推進課の豊田課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○健康推進課長（豊田幸子君） 健康推進課の豊田でございます。

八代市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期特定健診等実施計画の策定について御説明いたします。座って説明させていただきます。

現在、本市国保では、効果的、効率的な保健事業を実施するために、八代市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）、平成27年から29年度及び第2期特定健診等実施計画、平成25から29年度を別々に策定し、国保加入者の健康増進に取り組んでまいりましたが、両計画が今年度をもって終了しますことから、平成30年度から35年度までを共通の計画期間とし、第2期保健事業実施計画（データ

ヘルス計画）及び第３期特定健診等実施計画を一体的に策定しているところでございます。

２月９日に国保運営協議会に諮り、意見を聴取、今回所管事務調査で委員の皆様方に御説明し、３月末までに完了する予定でございます。

本日は、お配りしております概要版の案のほうを用いまして概略を説明させていただきます。

国保都道府県化に伴い、財政運営の主体が都道府県となりますが、実施主体はこれまでどおり市町村となっております。また、国民健康保険制度改革の中で公費による財政支援の拡充を行う一環として、平成３０年度から新たなインセンティブ制度である保険者努力支援制度が創設されることを踏まえ、保険者等は健康、医療情報を活用して効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業実施計画を定めることとされました。

これらのことから、本計画の目的としまして、ＫＤＢ——国保データベースシステムのデータを活用し、医療費の増大につながる健康課題を明確にした上で、ＰＤＣＡサイクルに沿った効果的、効率的な保健事業による生活習慣病の発症及び重症化予防を推進し、ひいては健康寿命の延伸や医療費の適正化を目指していくものでございます。

次に、２ページ、お開きください。

これまでの評価及び現状でございますが、本市の１人当たりの医療費は、同規模市平均、国よりも高く、３．３％の入院件数で、医療費全体の４４．５％を占めており、疾病の重症化が医療費の増大につながっています。

特に人工透析患者は増加傾向にあり、虚血性心疾患や脳血管疾患を重ね持つ者も見られ、少ない件数で高額な医療費となっております。

さらに、高額医療となる人工透析患者の半数が糖尿病を原因としており、重症化の背景には、糖尿病及び高血圧の基礎疾患の重なりが見

られます。

また、健診未受診者の生活習慣病の治療にかかる費用は、健診受診者の約６倍と高い状況です。

特定健診結果では、メタボリックシンドロームの該当割合が微増傾向にありますが、さらに血糖、血圧、脂質異常の３項目重なった方が増加しています。

残念ながら、特定健診の受診率は依然として低い状況で、特に４０歳、５０歳代の受診者が少ない状況です。

このようなことから、本市の健康課題としましては、治療費が高額となる人工透析や虚血性心疾患、脳血管疾患の重症化予防への取り組み、中でも新規人工透析患者の原因である糖尿病性腎症の減少への取り組みが必要です。また、高血圧と高血糖の重なりが糖尿病性腎症を重症化させるため、糖尿病及び高血圧対策が必要です。

生活習慣病は自覚症状がないため、まずは特定健診の受診率を向上し、健康状態に応じた保健指導を実施することにより、生活習慣病の発症予防、重症化予防につなげることが必要です。

そこで、本計画の目標でございますが、中長期的な目標として、糖尿病性腎症、虚血性心疾患、脳血管疾患を減少し、医療費の増加を抑える。入院費用及び人工透析の割合を減少する。短期的な目標として、糖尿病、高血圧、脂質異常症、メタボリックシンドローム等の減少、血糖、血圧、脂質、慢性腎臓病の検査結果の改善を設定しております。

次に、特定健診、特定保健指導の実施。これは、法定義務でございますが、目標値を国が定める基本指針の目標値と同じく、最終年度の平成３５年度までに、特定健診実施率６０％を目標に特定保健指導実施率も６０％を目標に設定しております。

次に、3ページをお開きください。

保健事業の内容でございますが、特定健診、特定保健指導実施率の向上に努めるとともに、重症化予防への取り組みとポピュレーションアプローチを組み合わせ実施していきます。

項目ごとに申し上げますと、特定健診、特定保健指導実施率の向上としましては、1、特定健診では、がん検診と同時実施を取り入れた集団健診及び医療機関で実施する個別健診、人間ドックなど被保険者が受診しやすい健診体制を構築します。また、健診未受診者へ電話や訪問等による受診勧奨を行うとともに、関係機関と連携し健診の周知啓発に努めます。

2、特定保健指導では、対象者の特性に応じた行動変容を促す保健指導や、健診結果から必要に応じて受診勧奨を行います。

次に、重症化予防の取り組みでございますが、1の糖尿病性腎症重症化予防としまして、健康診査レセプト等で抽出されたハイリスク者に対する受診勧奨、保健指導、治療中の患者に対する医療と連携した保健指導、糖尿病治療中断者や医療機関未受診者に対する受診勧奨を行ってまいります。

2の虚血性心疾患、脳血管疾患重症化予防につきましても対象者を明確にし、受診勧奨、保健指導を行ってまいります。

さらに、市民全体に対する取り組みとしまして、糖尿病等の生活習慣病は乳幼児期から高齢者まで全てのライフステージで行っていく必要がありますことから、乳幼児健診、妊婦健診、ヤング健診等、さまざまな機会を通じて重症化による医療費や介護費等社会保障費の増大につながっている実態やその対策について広く市民へ周知してまいります。

最後に、計画の評価でございますが、進捗確認のための中間評価を行い、最終年度となる平成35年度に本計画に掲げた目標の達成状況を評価し、PDCAサイクルに沿って計画を見直

しながら進めてまいります。

以上、説明を終わらせていただきます。

○委員長（上村哲三君） ただいまの報告について、何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 特定健診の実施率、先ほども多分あったかと思うんですけど、もう1回現状、保健指導の実施率もあわせて。

○委員長（上村哲三君） 何年から。（委員野崎伸也君「いや、29年で、わかるなら29年」と呼ぶ）

29年だけでいい。さっき言ったよね。

（委員野崎伸也君「さっきちょっと言われました」と呼ぶ）

○健康推進課副主幹兼第三保健予防係長（稲本京子君） 29年度はまだ見込みの状況ですけれども、一応33.5%ぐらいになる見込みです。それと、特定保健指導のほうは49.5%ぐらいを見込んでおります。

以上です。

○委員（野崎伸也君） わかりました。健診の実施率が悪いっていう、その何で悪いのかっていうのは、もうその理由は把握しておられるんですか、大体のところは。

○健康推進課副主幹兼第三保健予防係長（稲本京子君） 健診を受けない方に訪問いたしましたし、過去5年間健診を受けてない方に訪問いたしましたし、そのアンケート調査を行いました結果なんですけども、行けない理由のおよそ6割は、もう既に治療中だからという理由です。ただ、治療中の方でも、この特定健診については、国は1年に1回は受けなさいということで対象外にはしていない状況ですので、治療中の方にも、さらにきちんとした適正な治療につながるためには、やっぱり1年に1度の健診を受けていただくよう今努めて指導してるところです。

以上です。

○委員（野崎伸也君） わかりました。ありが

とうございました。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） ちょっと関連なんです、八代外に個人的に人間ドックに行って、まあ特定健診の項目も受診し、そのあれは連絡来るんですか。どうもですね何か来てないみたいな感じして……。

○健康推進課副主幹兼第三保健予防係長（稲本京子君） 済いません、今のは個人的に人間ドックを受けられた方のデータということです。（委員橋本幸一君「そうです。特定健診を受けたという、そのカウントをされてるとですか」と呼ぶ）

個人的に受けられた方のデータというのは、八代市には本人が申請していただかないことにはわからない状況です。（委員橋本幸一君「でしょ」と呼ぶ）で、今、八代市の国保加入の方で個人で人間ドックの情報提供をしていただいた方には、情報提供報奨金ですかね、を3000円をこれまで29年度までは行っております。で、毎年43名ぐらいの方しか情報提供いただけていない状況です。30年度からは、それを6000円にアップする予定にしております。

以上です。（委員橋本幸一君「そういうのはやっぱり周知しとかんと」と呼ぶ）

○委員（橋本幸一君） なかなか、私例えば今恐らく初めて聞いたかなと思うんです。しっかりそこは周知していただきたいと思います。（「ぎゃん人間ドックに行ったばってんが」と呼ぶ者あり）

○国保ねんきん課副主幹兼医療給付係長（秋永誠一君） 国保ねんきん課の秋永と申します。

周知におきましては、27年度にですね健康推進課のほうで調査していただきまして、約、人間ドックを受診したいという方が500名いらっしゃるってですね、その500名の方、ちょ

っと名簿をいただきまして、27年度、28年度は個人に対してですね、こういった事業をしますということで通知をしております。

それと、国保だよりの9月号に特集を組んで周知をしておりますし、またホームページのほうにも掲載をしているところでございます。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 糖尿病性腎症での透析の患者数が多いということだったんですが、熊本県下はかなり多いというふうなことを聞いてますが、八代市が特に多いということになってるのでしょうか。

○健康推進課副主幹兼第三保健予防係長（稲本京子君） 八代市のほうの統計を見ますと、平成25年が糖尿病による腎症が43.6%、それが28年度の統計では、糖尿病によるものが52.7%ということで、県と同じく八代市でも糖尿病による透析の割合は増加傾向にあります。

以上です。（委員橋本徳一郎君「はい」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 特定健診と特定保健指導の実施率を上げていきたいという話なんですけれども、これの目標を達成することによって国とか県とかからの何かメリットがあるみたいな話ばあったですたいね。そここのところの絡みはこれに反映されてるんですか、数値の、目標数値に。

○健康推進課長（豊田幸子君） 前年度よりも受診率が増加した場合にはポイントが加算されます。

ちなみに、昨年度よりも、さっき言いました、昨年度が32.1%、で、29年度が今申しました33.5%に達しますならばポイント

がつきまして、３００万程度ですね加算金がつきます。（「交付金」と呼ぶ者あり）交付金ですね。交付金です。（委員野崎伸也君「国からの交付金が、ああ。県……」と呼ぶ）県ですね。

○委員長（上村哲三君） 県たい。（委員野崎伸也君「わかりました」と呼ぶ）わかりました、勉強しました。（委員野崎伸也君「はい」と呼ぶ）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、八代市国民健康保険第２期保健事業実施計画及び第３期特定健診等実施計画の策定についてを終了します。（「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり）（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）（「糖尿病はやっば早よう見つけんばいかんな」と呼ぶ者あり）（「糖尿病が一番恐ろしかごたんな」と呼ぶ者あり）

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で所管事務調査２件についての調査を終了します。

閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

次に、当委員会の所管事務調査２件については、なお調査を必要とすると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申し出をいたしましたと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。

（午後６時３０分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成３０年３月１４日

文教福祉委員会

委員長